

参考資料

- ・ **令和6年財政検証について**
- ・ 被用者保険の適用拡大等
- ・ 在職老齢年金制度の見直し
- ・ 遺族年金の見直し
- ・ 厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引上げ
- ・ 将来の基礎年金の給付水準の底上げ
- ・ その他改正事項

令和6(2024)年財政検証の諸前提

第16回社会保障審議会年金部会
2024年7月3日

資料1

<社会・経済状況に関する諸前提>

財政検証においては、将来の社会・経済状況について一定の前提を置く必要があるが、将来は不確実であるため、幅広い複数のケースを設定している。財政検証の結果についても、複数のケースを参照し幅広く解釈する必要がある。

※ なお、現行制度に基づく財政検証は、令和6年10月に施行される適用拡大（企業規模要件100人超→50人超）等の影響を織り込んでいる。

<人口の前提>

「日本の将来推計人口」（2023年4月、国立社会保障・人口問題研究所）

出生率：高位・中位・低位
死亡率：高位・中位・低位
入国超過数：
25万人、16.4万人、6.9万人

合計特殊出生率		平均寿命		入国超過数	
2020年 (実績)	2070年	2020年 (実績)	2070年	2016～2019年 (実績の平均)	～2040年 入国超過数（一定）
1.33	高位：1.64 中位：1.36 低位：1.13	男性：81.58 女性：87.72	高位 (余命の伸び小) { 84.56 90.59 中位 { 85.89 91.94 低位 (余命の伸び大) { 87.22 93.27	16.4万人	25万人 16.4万人 6.9万人
※2041年以降は2040年の総人口に対する比率を固定					

<労働力の前提>

「労働力需給の推計」（2024年3月、独立行政法人 労働政策研究・研修機構）

- ① 労働参加進展シナリオ
- ② 労働参加漸進シナリオ
- ③ 労働参加現状シナリオ

就業者数		就業率 ※15歳以上人口に占める割合	
2022年 (実績)	2040年	2022年 (実績)	2040年
6,724万人	労働参加進展：6,734万人 労働参加漸進：6,375万人 労働参加現状：5,768万人	60.9%	労働参加進展：66.4% 労働参加漸進：62.9% 労働参加現状：56.9%

<経済の前提>

社会保障審議会年金部会「年金財政における経済前提に関する専門委員会」で設定（2024年4月）

- ① 高成長実現ケース
- ② 成長型経済移行・継続ケース
- ③ 過去30年投影ケース
- ④ 1人当たりゼロ成長ケース

		将来の経済状況の仮定		<長期の経済前提>				参考(推計結果)	
		労働力率	全要素生産性(TFP)上昇率	物価上昇率	賃金上昇率(実質<対物価>)	運用利回り		実質経済成長率	人口1人当たり実質経済成長率
						実質<対物価>	スプレッド<対賃金>		
高成長実現ケース	中長期試算成長実現ケースに接続	成長実現・労働参加進展シナリオ	1.4%	2.0%	2.0%	3.4%	1.4%	1.6%	2.3%
成長型経済移行・継続ケース	中長期試算参考ケースに接続		1.1%	2.0%	1.5%	3.2%	1.7%	1.1%	1.8%
過去30年投影ケース	中長期試算ベースラインケースに接続	成長率ベースライン・労働参加漸進シナリオ	0.5%	0.8%	0.5%	2.2%	1.7%	▲0.1%	0.7%
1人当たりゼロ成長ケース		一人当たりゼロ成長・労働参加現状シナリオ	0.2%	0.4%	0.1%	1.4%	1.3%	▲0.7%	0.1%

給付水準の調整終了年度と最終的な所得代替率の見通し（令和6（2024）年財政検証）

－ 幅広い複数ケースの経済前提における見通し －

第16回社会保障審議会年金部会
2024年7月3日

資料1

足下の所得代替率※（2024年度）

※ 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。

61.2%

比例：25.0%
基礎：36.2%

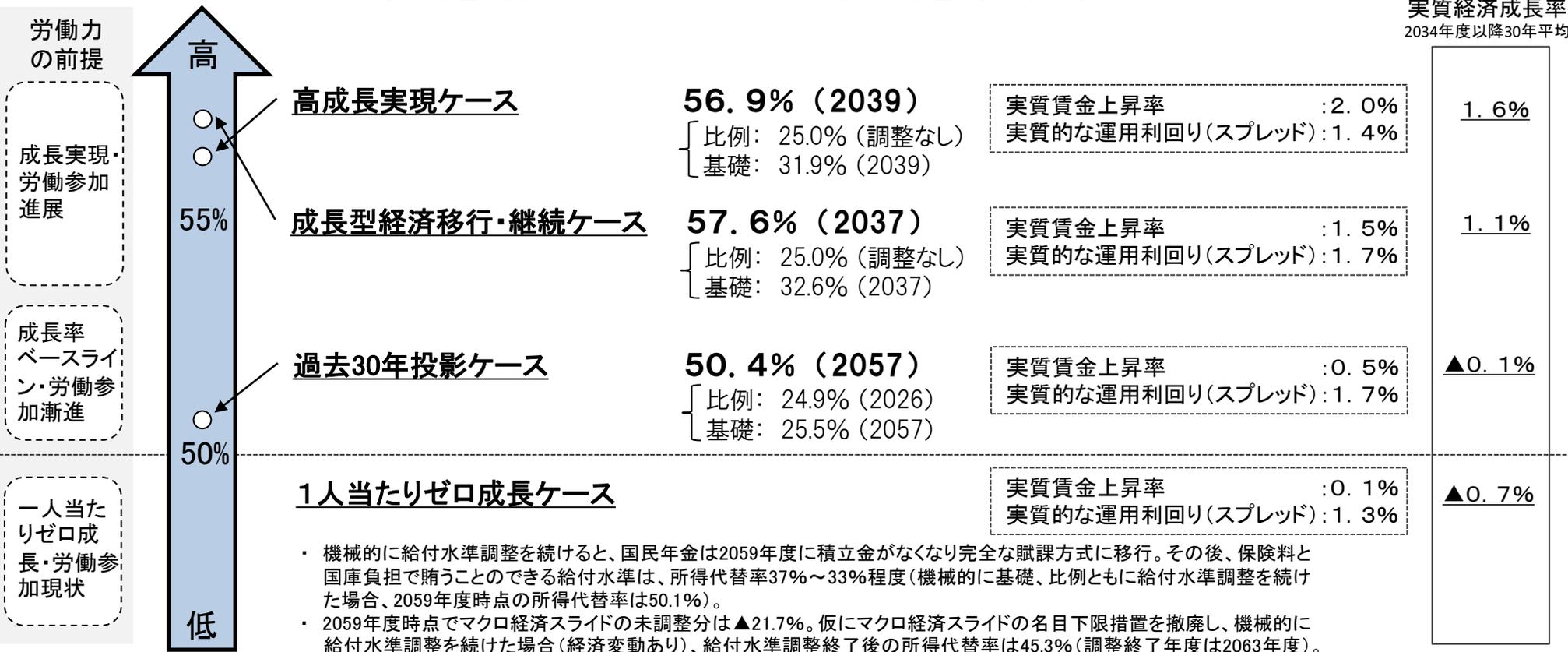
所得代替率 = (夫婦2人の基礎年金 + 夫の厚生年金) / 現役男子の平均手取り収入額
2024年度： 61.2% 13.4万円 9.2万円 37.0万円

注：所得代替率に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したものの。

将来の所得代替率

※ 給付水準調整終了後の所得代替率であり、（ ）内は給付水準の調整終了年度である。

実質経済成長率
2034年度以降30年平均



※ 最低賃金が2030年代半ばに1,500円（全国加重平均）となった場合、短時間労働者の厚生年金適用が増加する効果により基礎年金に係る所得代替率はさらに上昇。（高成長実現ケース：+0.4%ポイント、成長型経済移行・継続ケース：+0.4%ポイント、過去30年投影ケース：+0.3%ポイント）

注1：試算における人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。

注2：高成長実現ケースの実質経済成長率や実質賃金上昇率は成長型経済移行・継続ケースより高いものの、賃金を上回る実質的な運用利回り(スプレッド)が低いため、所得代替率は成長型経済移行・継続ケースより低くなっている。なお、平成26(2014)年財政検証においても同様の結果が生じている。

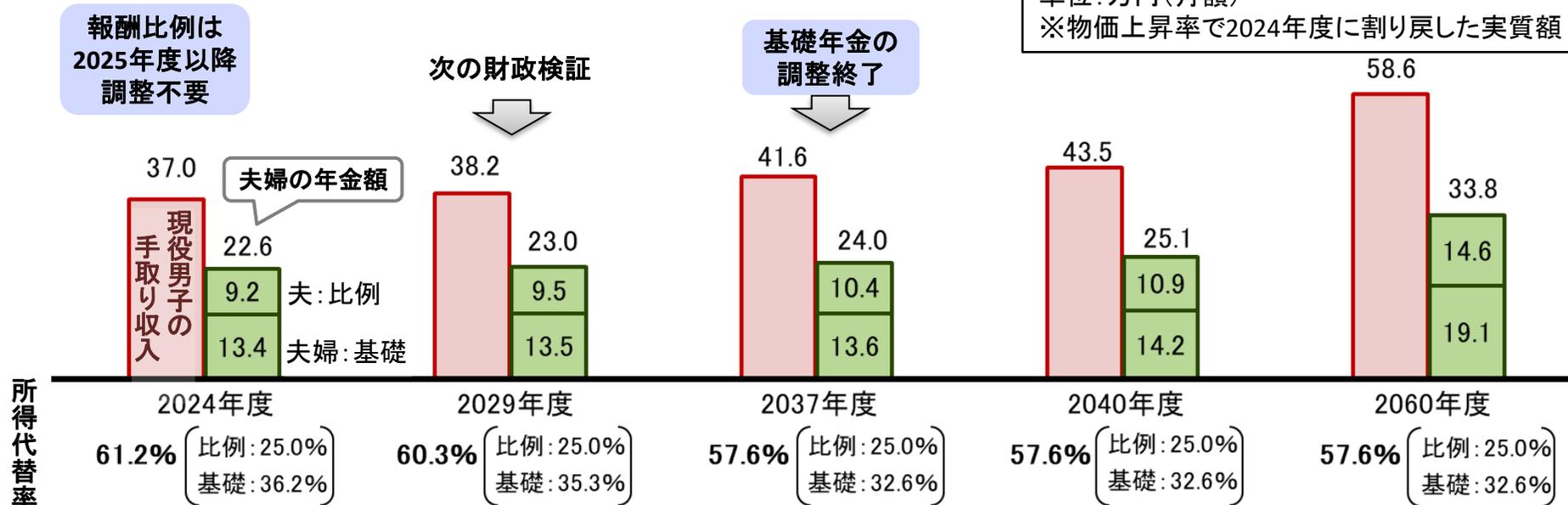
所得代替率及びモデル年金の将来見通し（令和6(2024)年財政検証）

第16回社会保障審議会年金部会（2024年7月3日）

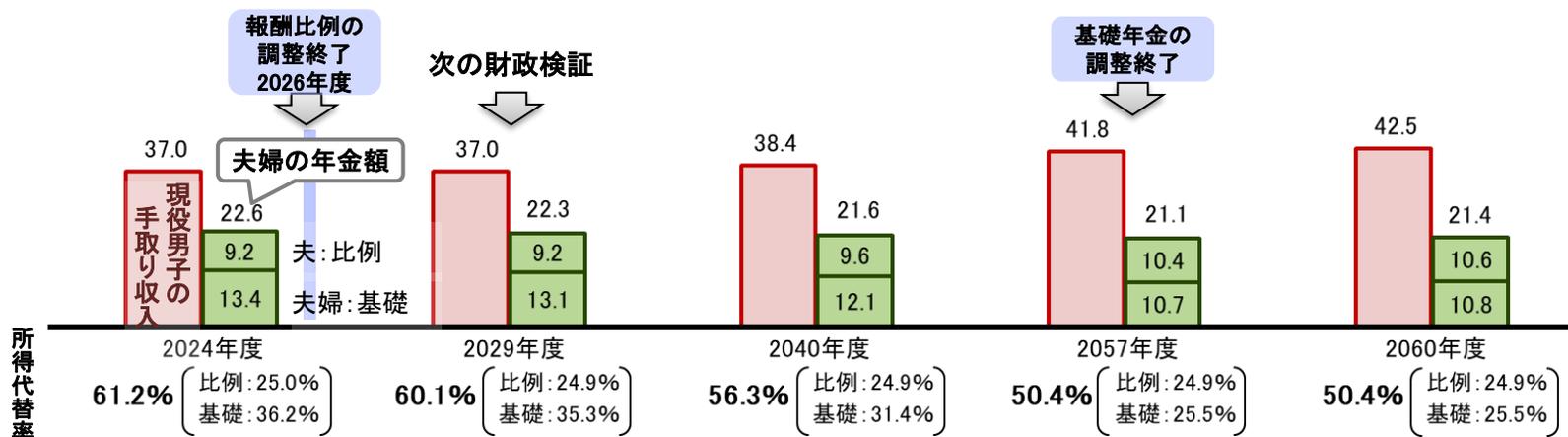
資料1

成長型経済移行・継続ケース（実質賃金上昇率（対物価）1.5%）

単位：万円（月額）
※物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額



過去30年投影ケース（実質賃金上昇率（対物価）0.5%）



※ 上の図は、新規裁定者の年金について表したものの。既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率<名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がる。
 ※ 所得代替率に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したものの。
 ※ 試算における人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。

1. 被用者保険の更なる適用拡大

- ①: 被用者保険の適用対象となる企業規模要件の廃止と5人以上個人事業所に係る非適用業種の解消を行う場合
(約90万人)
- ②: ①に加え、短時間労働者の賃金要件の撤廃又は最低賃金の引上げにより同等の効果が得られる場合
(約200万人)
- ③: ②に加え、5人未満の個人事業所も適用事業所とする場合
(約270万人)
- ④: 所定労働時間が週10時間以上の全ての被用者を適用する場合
(約860万人)

2. 基礎年金の拠出期間延長・給付増額

基礎年金の保険料拠出期間を現行の40年(20～59歳)から45年(20～64歳)に延長し、拠出期間が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みとした場合

3. マクロ経済スライドの調整期間の一致

基礎年金(1階)と報酬比例部分(2階)に係るマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合

4. 在職老齢年金制度

就労し、一定以上の賃金を得ている65歳以上の老齢厚生年金受給者を対象に、当該老齢厚生年金の一部または全部の支給を停止する仕組み(在職老齢年金制度)の見直しを行った場合

5. 標準報酬月額の上限

厚生年金の標準報酬月額の上限(現行65万円)の見直しを行った場合

(参考) 被用者保険の更なる適用拡大を行った場合の適用拡大対象者数

第16回社会保障審議会年金部会
2024年7月3日
資料 1

雇用者全体 (2023年度時点)
5,740万人 ※70歳以上を除く

- ① 90万人・・・企業規模要件撤廃+非適用業種の解消 (A)
- ② 200万人・・・①+賃金要件撤廃又は最低賃金の引上げ (A+B)
- ③ 270万人・・・②+5人未満個人事業所 (A+B+C)
- ④ 860万人・・・週10時間以上の全ての被用者へ適用拡大 (D)

適用拡大対象者数【万人】

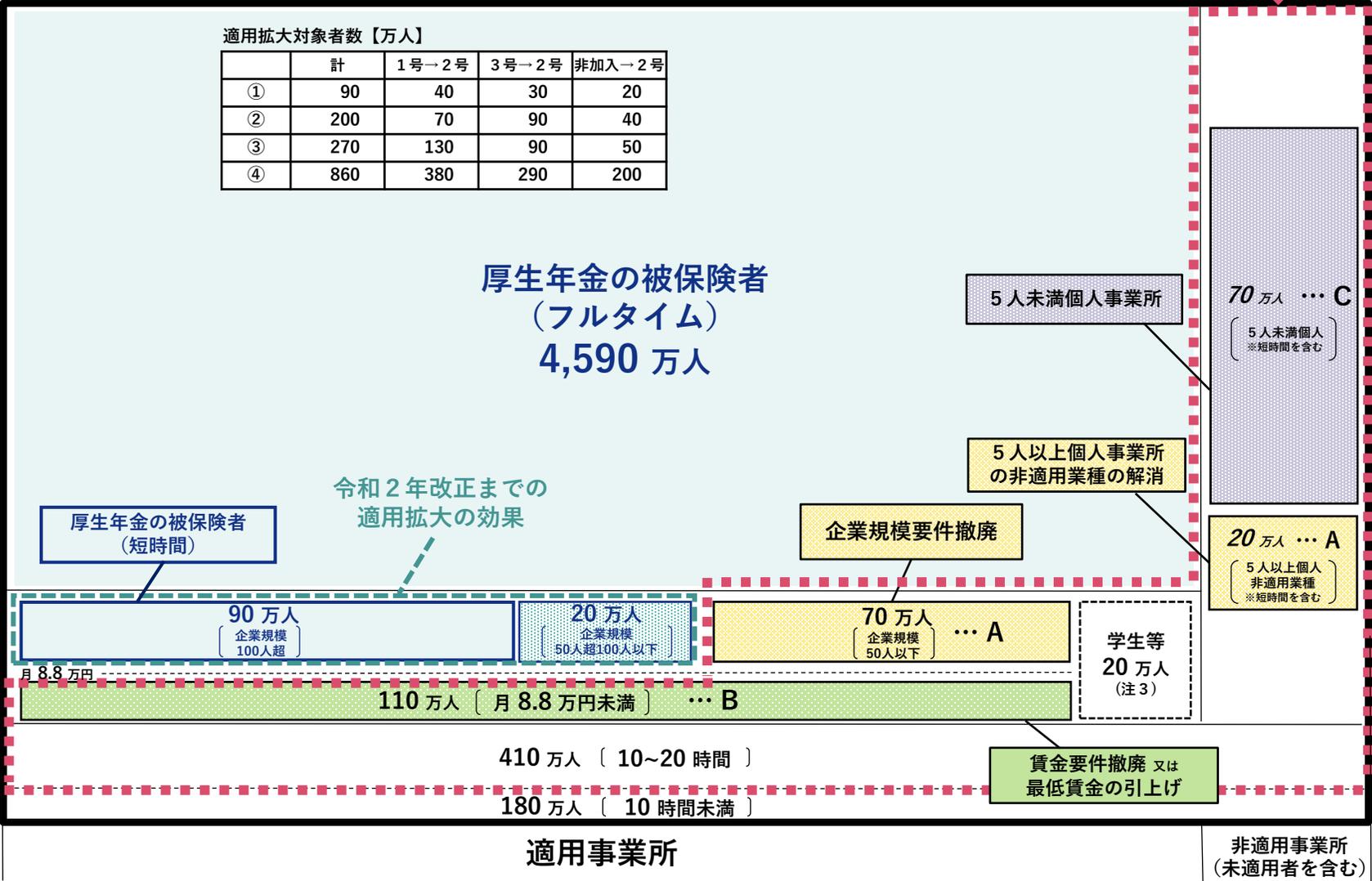
	計	1号→2号	3号→2号	非加入→2号
①	90	40	30	20
②	200	70	90	40
③	270	130	90	50
④	860	380	290	200

フルタイム
4,780万人

厚生年金の被保険者
(フルタイム)
4,590万人

週所定労働時間
4分の3 (注4)

フルタイム
以外
960万人
うち
20時間以上
380万人
うち
20時間未満
580万人



注1. 「労働力調査2023年平均」、「令和4年公的年金加入状況等調査」、「令和4年就業構造基本調査」、「令和3年経済センサス」等の特別集計等を用いて推計したもの。
 注2. 斜体字は、「令和3年経済センサス」等を基にした推計値であり、他の数値と時点が異なることに留意が必要。
 注3. 学生等には、雇用契約期間2ヶ月以下の者（更新等で同一事業所で2ヶ月以上雇用されている者は除く）が含まれている。
 注4. 通常の労働者の週所定労働時間は、「令和5年就労条件総合調査」における労働者1人平均の値(39時間04分)としている。

1. 被用者保険の更なる適用拡大を行った場合

第16回社会保障審議会年金部会(2024年7月3日)

資料1

- ① : 被用者保険の適用対象となる企業規模要件の廃止と5人以上個人事業所の非適用業種の解消を行う場合(約90万人拡大)
 - ② : ①に加え、短時間労働者の賃金要件の撤廃又は最低賃金の引上げにより同等の効果が得られる場合(約200万人拡大)
 - ③ : ②に加え、5人未満の個人事業所も適用事業所とする場合(約270万人拡大)
 - ④ : 所定労働時間が週10時間以上の全ての被用者を適用する場合(約860万人拡大)
- ・試算の便宜上、2027年10月に更なる適用拡大を実施した場合として試算。

将来の所得代替率

		現行制度	適用拡大① (90万人拡大)	適用拡大② (200万人拡大)	適用拡大③ (270万人拡大)	適用拡大④ (860万人拡大)
足下の所得代替率 (2024年度) 61.2% { 比例:25.0% 基礎:36.2%	移行・継続 成長型経済	57.6% (2037) { 比例:25.0% (調整なし) 基礎:32.6% (2037)	58.6% (2035) { 比例:25.0% (調整なし) 基礎:33.6% (2035) +1.0%	59.3% (2034) { 比例:25.0% (調整なし) 基礎:34.4% (2034) +1.7%	60.7% (2028) { 比例:25.0% (調整なし) 基礎:35.8% (2028) +3.1%	61.2% (調整なし) { 比例:25.0% (調整なし) 基礎:36.2% (調整なし) +3.6%
	過去30年投影	50.4% (2057) { 比例:24.9% (2026) 基礎:25.5% (2057)	51.3% (2054) { 比例:24.8% (2027) 基礎:26.5% (2054) +0.9%	51.8% (2052) { 比例:24.6% (2028) 基礎:27.2% (2052) +1.4%	53.1% (2048) { 比例:24.5% (2029) 基礎:28.6% (2048) +2.7%	56.3% (2038) { 比例:23.1% (2038) 基礎:33.2% (2038) +5.9%

注1: 給付水準調整終了後の所得代替率であり、()内は給付水準の調整終了年度である。

注2: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

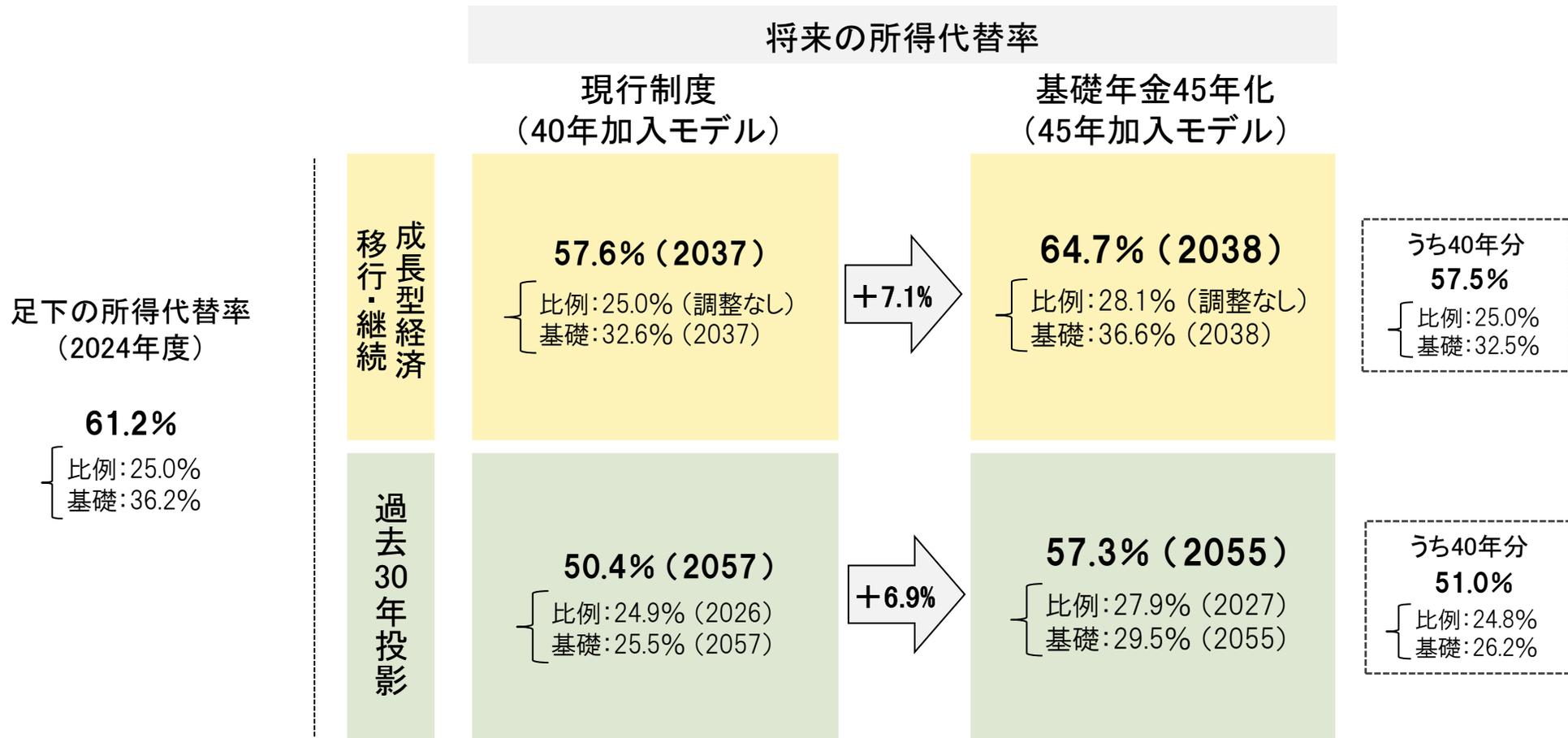
2. 基礎年金の拠出期間延長・給付増額を行った場合

第16回社会保障審議会年金部会(2024年7月3日)

資料1

○ 基礎年金の保険料拠出期間を現行の40年(20~59歳)から45年(20~64歳)に延長し、拠出期間が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みとした場合

- ・試算の便宜上、2031年度に60歳に達する者から、生年度が2年次あがるごとに1年ずつ拠出期間を延長した場合として試算。
- ・延長期間(60~64歳)に係る給付にも2分の1の国庫負担がある前提で試算している。
- ・マクロ経済スライドの調整率は、現行の仕組みの場合と同じものを用いている。



注1: 給付水準調整終了後の所得代替率であり、()内は給付水準の調整終了年度である。

注2: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

注3: 現行の仕組みの下で厚生年金に20歳から64歳まで45年加入した場合は、報酬比例部分の給付水準のみ、40年加入した場合の45/40倍となる。

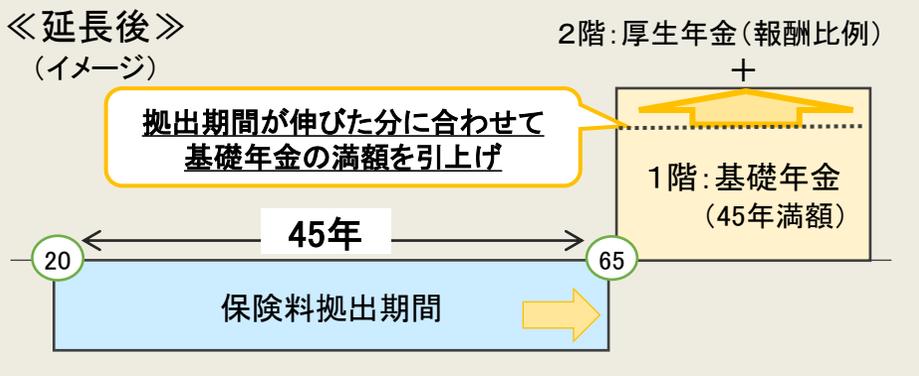
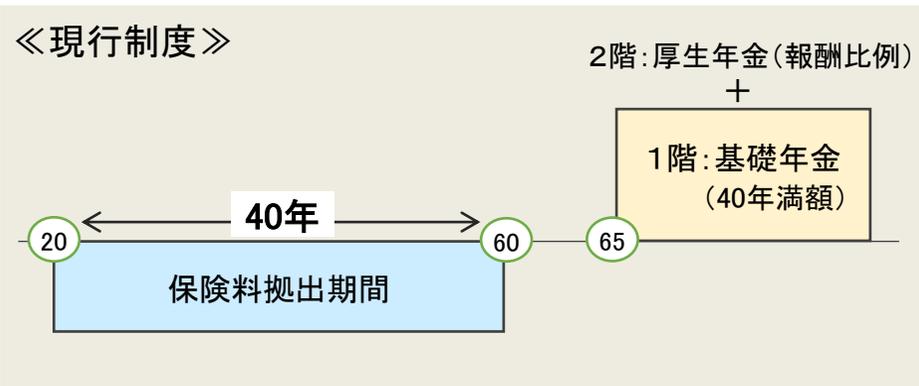
(参考) 基礎年金の拠出期間延長・給付増額のイメージと試算の前提

第16回社会保障審議会年金部会(2024年7月3日)

資料1

- 基礎年金の拠出期間を現行の40年(20～59歳)から45年(20～64歳)に延長した場合には、その分給付を増額することとなり、全被保険者共通の給付である基礎年金が充実する。

基礎年金の拠出期間延長・給付増額した場合のイメージ



試算の前提(基礎年金) — 個人ベースの負担と給付の関係 —

被保険者区分	負担(保険料)	給付(基礎年金)
1号	60～64歳の5年間追加で保険料負担 (※2)	60～64歳の5年間の負担に応じた給付増 (※1)
2号・3号	追加の保険料負担なし	60～64歳の5年分に対応する給付増

※1: 令和6年度の基礎年金額(年81.6万円)をもとに計算すると、年約10万円の給付増。(試算においてはさらに毎年度の改定を織り込んでいる。)

※2: 令和6年度の国民年金保険料(月約1.7万円)をもとに計算すると、5年間で約100万円の負担増。(試算においてはさらに毎年度の改定を織り込んでいる。)
なお、現行制度における保険料免除の仕組みが60～64歳においても同様に適用される前提で試算。

※3: 試算の便宜上、2031年度に60歳に達する者から、生年度が2年次あがるごとに1年ずつ拠出期間を延長した場合として試算。

※4: 延長期間(60～64歳)に係る給付にも2分の1の国庫負担がある前提で試算。

※5: マクロ経済スライドの調整率は、現行制度と同じと仮定。

3. マクロ経済スライドの調整期間の一致を行った場合

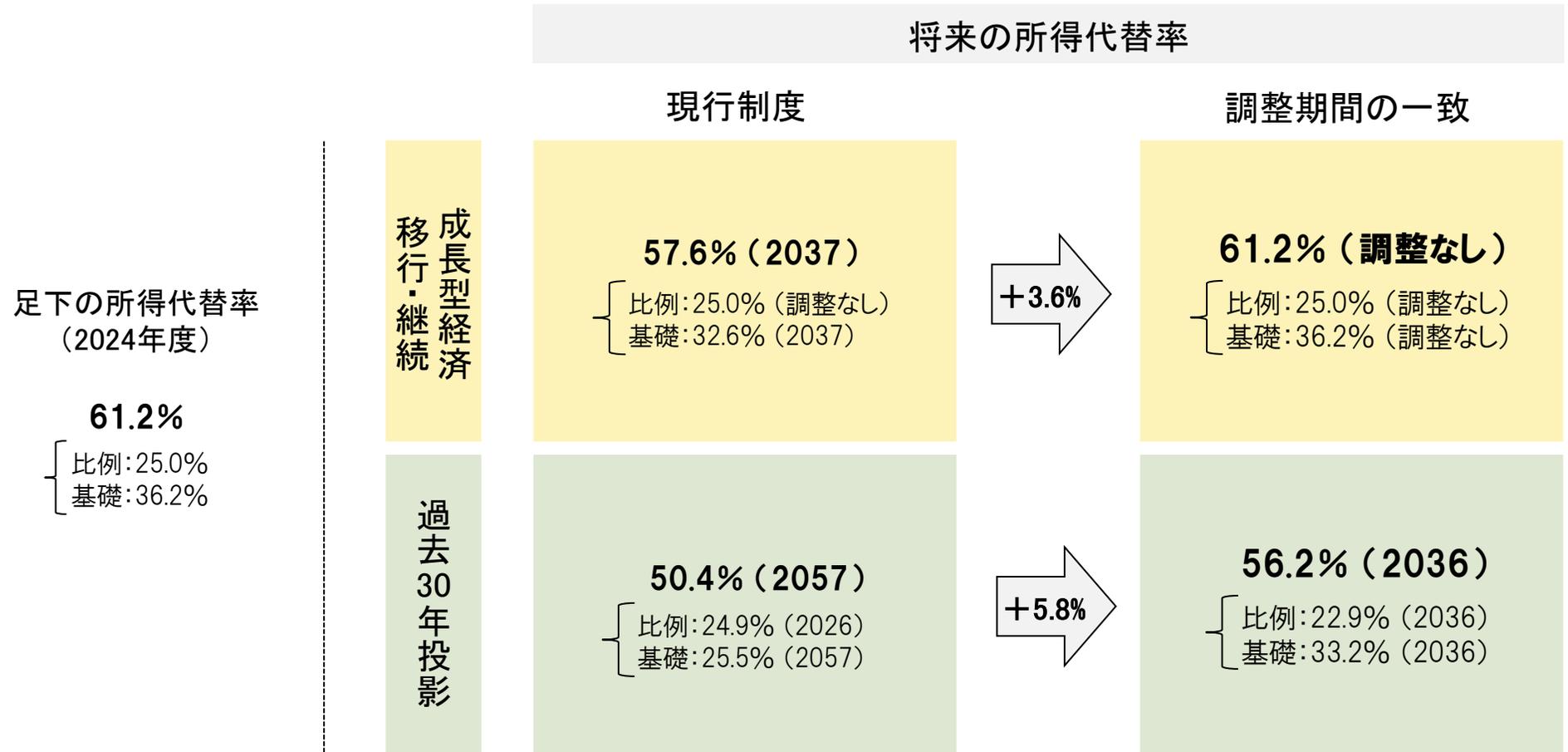
第16回社会保障審議会年金部会(2024年7月3日)

資料1

○ 基礎年金(1階)と報酬比例部分(2階)に係るマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合

※ マクロ経済スライドの調整終了年度の決定方法(2段階方式)を見直し、公的年金全体の財政均衡で決定する方法に変更。

なお、基礎・比例のマクロ経済スライドの調整期間を一致させるために必要となる基礎年金拠出金の仕組みの見直しについては、具体的な前提をおいていないが、どのように見直した場合でもマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合の給付と負担への影響は同じ。



注1: 給付水準調整終了後の所得代替率であり、()内は給付水準の調整終了年度である。

注2: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

4. 65歳以上の在職老齢年金の仕組みを撤廃した場合

○ 就労し、一定以上の賃金を得ている65歳以上の老齢厚生年金受給者を対象に、当該老齢厚生年金の一部または全部の支給を停止する仕組み(在職老齢年金制度)を撤廃した場合

・ 試算の便宜上、2027年度より見直しをした場合として試算。また、在職老齢年金の見直しによる就労の変化は見込んでいない。

※ 厚生年金の給付の増加により報酬比例部分の所得代替率が低下(基礎年金への影響はない)。

⇒ 働く年金受給者の給付が増加する一方、将来の受給世代の給付水準が低下する。

【参考】65歳以上の在職老齢年金の支給停止基準額を変更した場合の影響
(2022年度末データ)

支給停止基準額	支給停止者数	支給停止額	支給停止基準額見直しによる給付増
現行 [2022年度 47万円]	50万人 (16%)	4,500億円	—
53万円	37万人 (12%)	3,600億円	900億円
56万円	33万人 (11%)	3,200億円	1,300億円
59万円	29万人 (10%)	2,700億円	1,800億円
62万円	27万人 (9%)	2,300億円	2,200億円
65万円	25万人 (8%)	1,900億円	2,600億円
⋮	⋮	⋮	⋮
撤廃	—	—	4,500億円

高在老の撤廃

所得代替率への影響

比例：▲0.5%

※ 基礎は影響なし

【参考】高在老の撤廃による給付増
(報酬比例部分)

2030年度：5,200億円
2040年度：6,400億円
2060年度：4,900億円

※ 賃金上昇率により2024年度の価格に換算したもの

注1: 所得代替率への影響は、過去30年投影ケースにおける給付水準調整終了後の所得代替率への影響を示している(人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位・入国超過数16.4万人))。

過去30年投影ケースにおける給付水準調整終了後の所得代替率(比例): [現行]24.9%(2026年度)→[高在老撤廃]24.4%(2029年度) ※()内は調整終了年度

なお、成長型経済移行・継続ケースにおいては現行制度の下で報酬比例部分の調整がかからない見通しとなっているため、所得代替率への影響を計測することができない。

注2: 右表の支給停止者数における()内は、65歳以上の在職老齢年金受給権者(308万人)に対する割合である。

注3: 右表の支給停止者数には第2~4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていないが、支給停止額には含まれている。

5. 標準報酬月額の上限の見直しを行った場合

第16回社会保障審議会年金部会(2024年7月3日)

資料1

○ 厚生年金の標準報酬月額上限(現行65万円)について、以下のとおり見直した場合

- ① 75万円(上限該当者4%相当)、② 83万円(上限該当者3%相当)、③ 98万円(上限該当者2%相当)

- ・試算の便宜上、2027年度より見直しをした場合として試算。・標準賞与の上限は、上限該当者の賞与の水準を踏まえ現行と同じと仮定。
- ・現行の上限該当者は6%程度。

※ 厚生年金の保険料収入の増加により報酬比例部分の所得代替率が上昇(基礎年金への影響はない)。

⇒ 上限該当者や企業の保険料負担は増加する一方、上限該当者の老齢厚生年金が増加することに加え、将来の受給世代の給付水準も上昇する。

標準報酬月額上限	上限該当者数 (注1) ※()内は上限該当者の割合	保険料収入の増加額 (注2) ※()内は事業主負担分	所得代替率への影響 (注3)
現行 65万円	259万人 (6.2%)	—	—



上限の見直し① 75万円	168万人 (4.0%)	4,300億円 (2,150億円)	比例: +0.2% ※ 基礎は影響なし
上限の見直し② 83万円	123万人 (3.0%)	6,600億円 (3,300億円)	比例: +0.4% ※ 基礎は影響なし
上限の見直し③ 98万円	83万人 (2.0%)	9,700億円 (4,850億円)	比例: +0.5% ※ 基礎は影響なし

<参考> 上限該当者に係る (注4) 老齢厚生年金の給付増
※10年間、見直し後の標準報酬上限に該当した場合の例
6.1万円/年 (終身)
11.0万円/年 (終身)
20.1万円/年 (終身)

注1: 上限該当者数は2022年度末時点における現行の上限(65万円)該当者数259万人(1号厚年のみ)を、「健康保険・船員保険被保険者実態調査(令和4年10月)」による健康保険・船員保険の標準報酬月額等級別被保険者数の分布をもとに按分して推計。()内は被保険者全体(4,200万人)に占める上限該当者の割合。

注2: 保険料収入の増加額は満年度1年分。2022年度末時点におけるデータをもとに試算したもの。

注3: 所得代替率への影響は、過去30年投影ケースにおける給付水準調整終了後の所得代替率への影響を示している(人口の前提は、出生低位・死亡中位・入国超過数16.4万人)。過去30年投影ケース(出生低位・死亡中位・入国超過数16.4万人)における給付水準調整終了後の所得代替率(比例): ※()内は調整終了年度 [現行]23.9%(2031年度) → [上限の見直し①: 75万円]24.2%(2030年度)、[上限の見直し②: 83万円]24.3%(2030年度)、[上限の見直し③: 98万円]24.5%(2029年度)

なお、成長型経済移行・継続ケースや、過去30年投影ケース(出生中位・死亡中位・入国超過数16.4万人)においては、現行制度の下で報酬比例部分の調整がかからない(又は調整期間が短い)見通しとなっているため、所得代替率への影響を計測することができない。

注4: 見直し後の上限該当者について、令和6年度の年金額を前提として試算したもの。

年金額の将来見通し（令和6(2024)年財政検証 年金額分布推計）

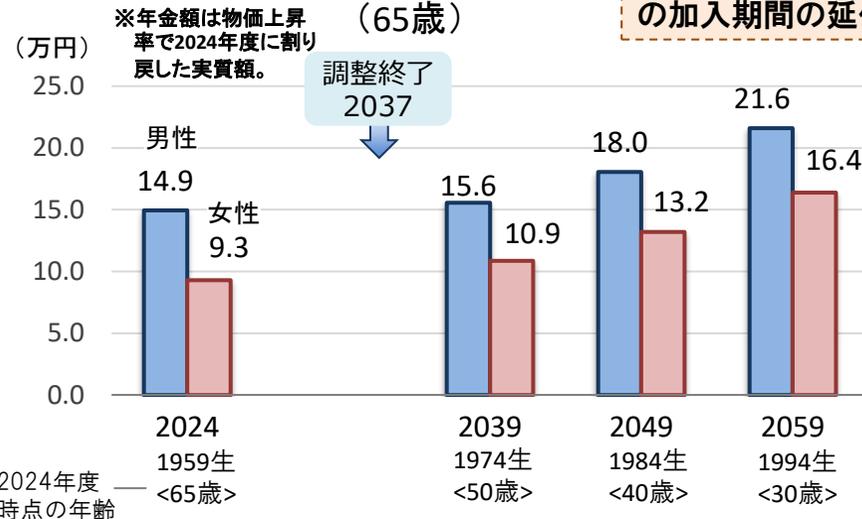
成長型経済移行・継続ケース（実質賃金上昇率(対物価)1.5%）

第16回社会保障審議会年金部会(2024年7月3日)

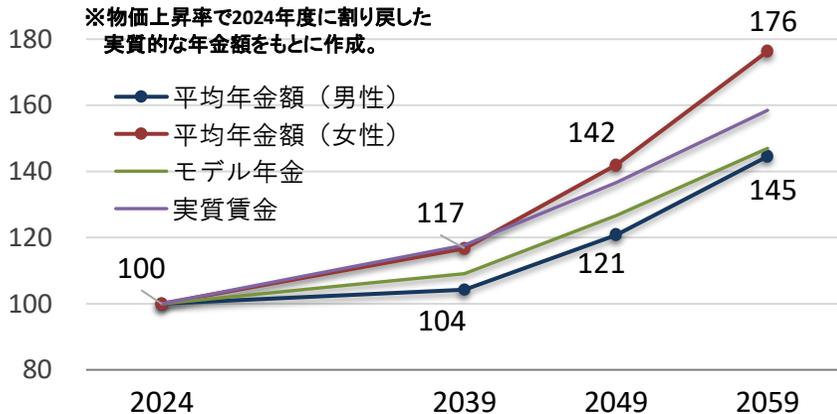
資料1

○ 年金額(物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額)は、実質賃金上昇と、労働参加の進展による厚生年金の加入期間の延伸が上昇要因となる一方、マクロ経済スライド調整が低下要因となる。成長型経済移行・継続ケースでは、実質賃金上昇率が高いことからマクロ経済スライド調整期間においてもモデル年金、平均年金額は物価の伸びを上回って上昇し、低年金も減少していく見通し。

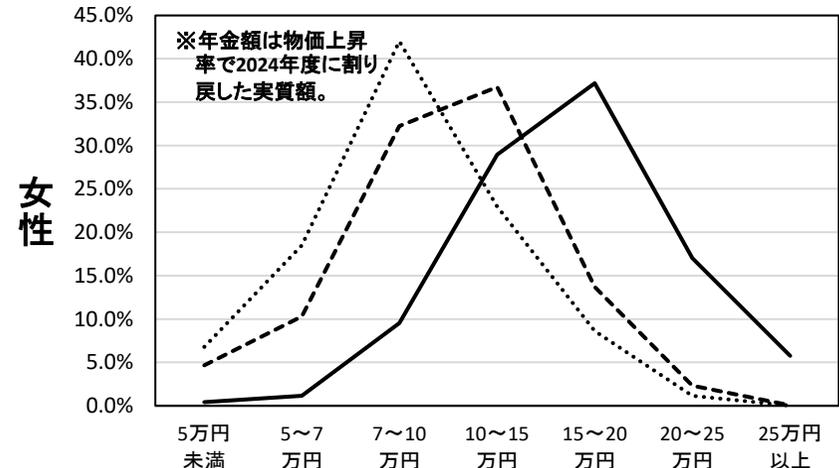
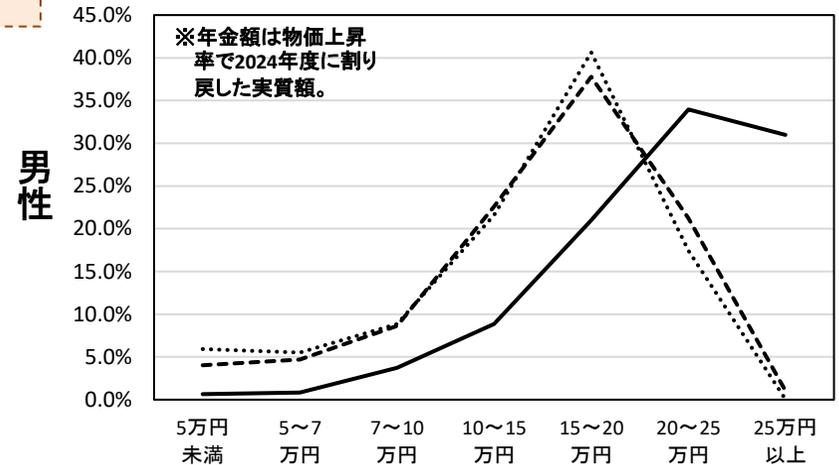
平均年金額【1人分】 (65歳)



年金の伸び



年金月額分布



..... 1959年度生 <65歳> - - - - 1974年度生 <50歳> ——— 1994年度生 <30歳>

※1 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

※2 モデル年金については、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

年金額の将来見通し（令和6(2024)年財政検証 年金額分布推計）

第16回社会保障審議会年金部会(2024年7月3日)

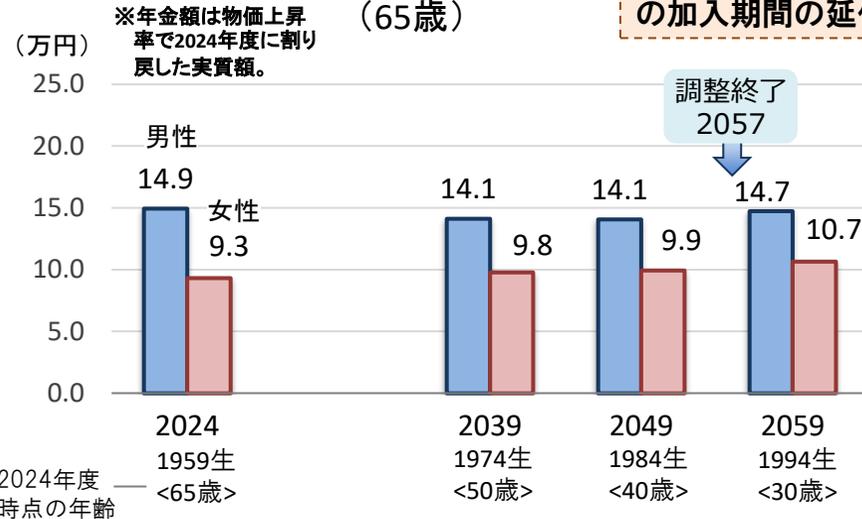
資料1

過去30年投影ケース(実質賃金上昇率(対物価)0.5%)

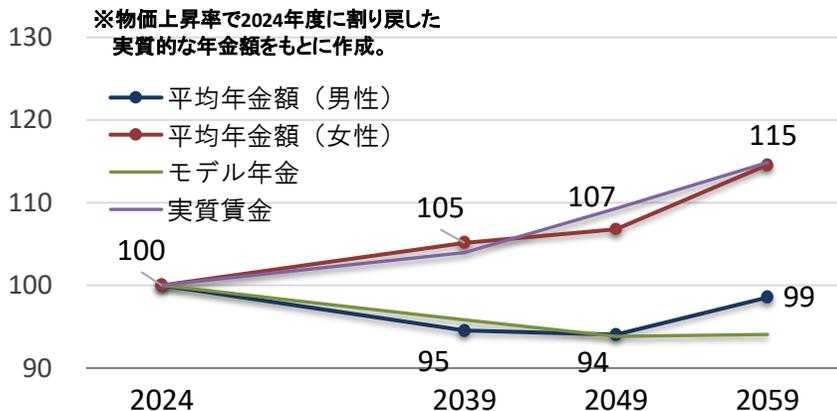
○ 年金額(物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額)は、実質賃金上昇と、労働参加の進展による厚生年金の加入期間の延伸が上昇要因となる一方、マクロ経済スライド調整が低下要因となる。過去30年投影ケースでは、マクロ経済スライド調整期間におけるモデル年金(特に基礎年金)は物価の伸びを下回るものの、女性の平均年金額は、労働参加の進展に伴う厚生年金の加入期間の延長により物価の伸びを上回って上昇し、概ね賃金と同等の伸びとなる見通し。低年金も減少していく見通し。

平均年金額【1人分】 (65歳)

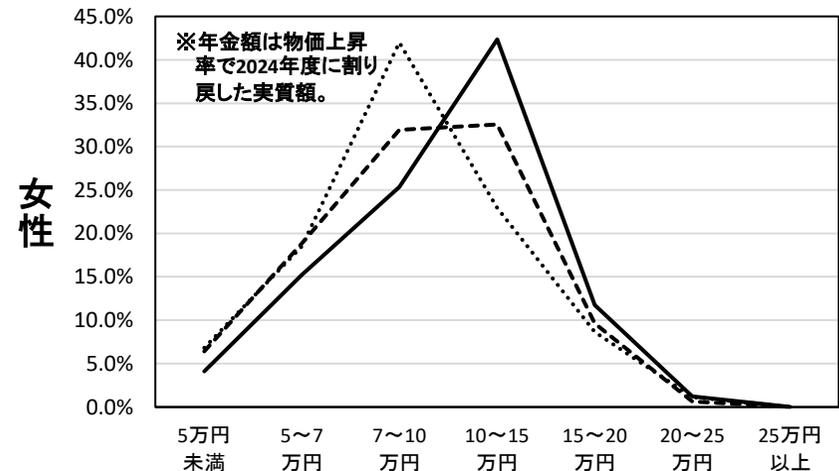
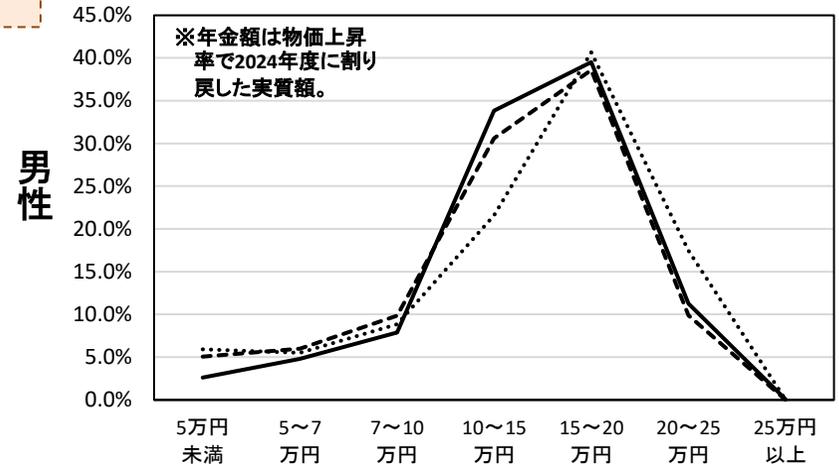
労働参加の進展による厚生年金の加入期間の延伸を反映



年金の伸び



年金月額額の分布



..... 1959年度生 <65歳> - - - - 1974年度生 <50歳> ——— 1994年度生 <30歳>

※1 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

※2 モデル年金については、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

厚生年金の被保険者期間分布の変化(生年度別)

— 現行制度、男女計 —

第16回社会保障審議会年金部会
2024年7月3日

資料4-2
一部改変

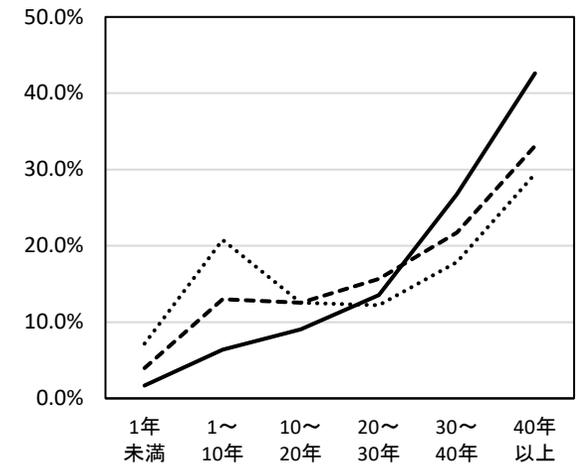
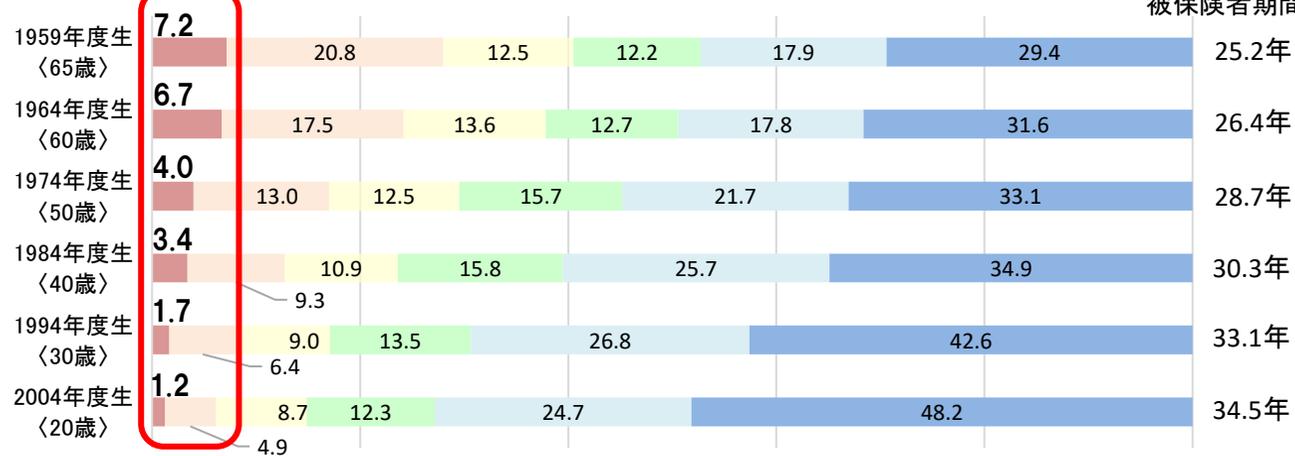
○ 労働参加の進展により、若年世代ほど厚生年金の被保険者期間の長い者が増加する見通し。

〈 〉は2024年度末の年齢

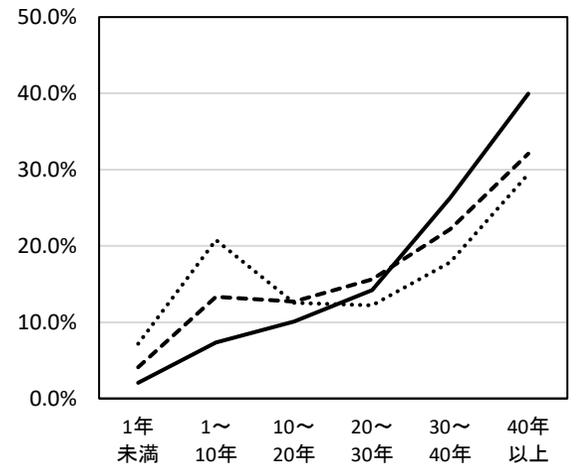
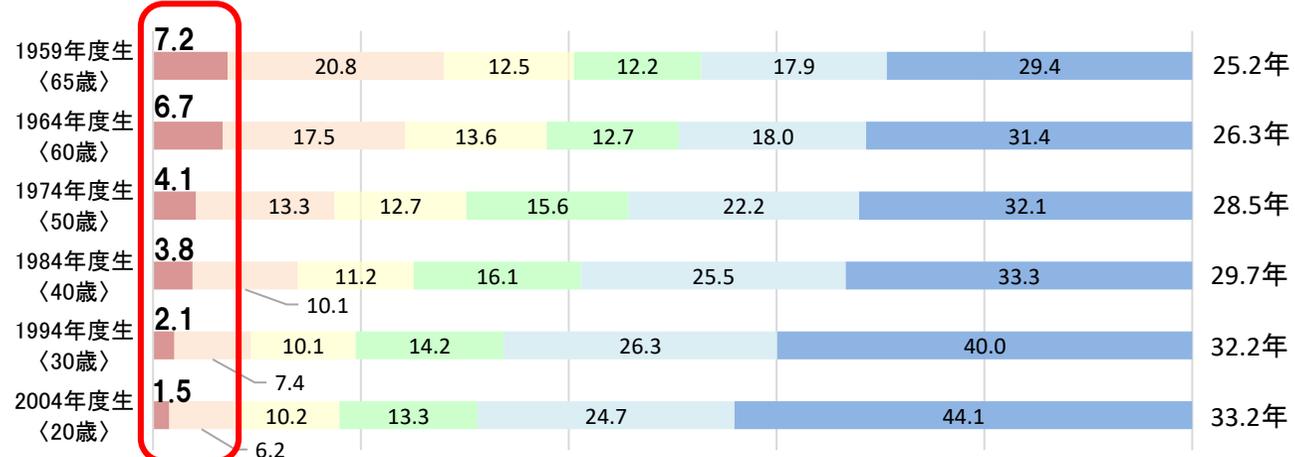
厚生年金の平均
被保険者期間

..... 1959年度生 - - - - 1974年度生 ———— 1994年度生

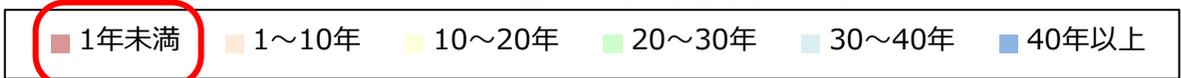
成長型
経済移行・
継続
(労働参加進展)



過去30年
投影
(労働参加漸進)



厚生年金の被保険者期間が20年以上



- ・ 令和6年財政検証について
- ・ **被用者保険の適用拡大等**
- ・ 在職老齢年金制度の見直し
- ・ 遺族年金の見直し
- ・ 厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引上げ
- ・ 将来の基礎年金の給付水準の底上げ
- ・ その他改正事項

短時間労働者及び非適用業種に対する被用者保険の適用要件の考え方

①週の所定労働時間（※1）が20時間以上あること

- 短時間労働者が被用者保険の適用対象にふさわしい「被用者」としての実態を備えているかどうか等を判断する基準として、一定の労働時間を基準とするものであり、雇用保険法の適用基準の例も参考にしながら設定された。

（※1）就業規則、雇用契約書等により、その者が通常の週に勤務すべき時間

②賃金（※2）が月額8.8万円（年収106万円相当）以上であること

- 国民年金第1号被保険者の負担や給付の水準とのバランスを図る観点から、一定額以上の賃金を得ていることを基準とした。

（注）月額8.8万円より少ない人から厚生年金を適用した場合、定額の国民年金保険料よりも低い負担で、基礎年金に加えて報酬比例部分の年金が受けられることが不公平である。

（※2）雇用契約書等に定められている基本給及び諸手当で、以下のものは除外

- ・ 臨時に支払われる賃金および1月を超える期間ごとに支払われる賃金（例：賞与等）
- ・ 時間外労働、休日労働および深夜労働に対して支払われる賃金（例：割増賃金等）
- ・ 最低賃金法で算入しないことを定める賃金（例：通勤手当等）

③学生を適用対象外とすること

- 学生はパート労働市場における重要な労働供給源であるが、短期間で資格変更が生じるため手続きが煩雑となるとの考えから、適用対象外としている。

④一定規模以上の企業を適用対象とすること

【2024年（令和6年）10月～ 50人超の企業等まで適用】

- 中小の事業所への負担を考慮して、激変緩和の観点から段階的な拡大を進めていくために設定されたもの。そのため、本要件については、法律本則に規定された他の要件と異なり、改正法の附則に当分の間の経過措置として規定。

（注1）企業規模のカウントは、厚生年金保険の通常の被保険者数（1週の所定労働時間及び1月の所定労働日数が、通常の就労者の4分の3以上であれば適用）ベースで行われる。

（注2）法人事業所の場合、企業規模の判断は、事業所単位ではなく、法人単位で行われる。このため、資本関係があり、一体的に経営される企業グループであっても、各法人単位で企業規模要件を満たさない場合は、適用対象とはならない。

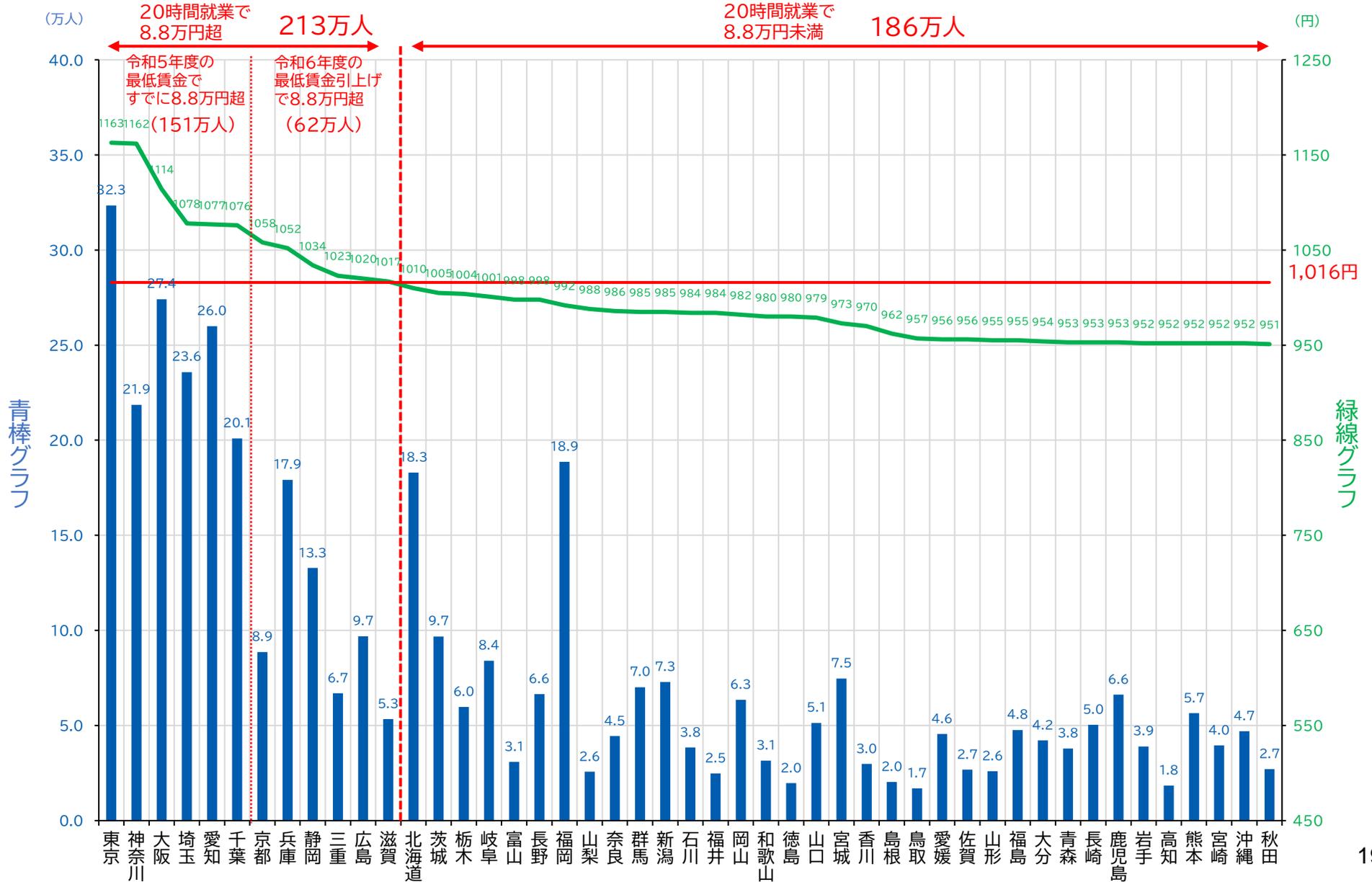
常時5人以上の従業員を使用する法定17業種の個人事業所は適用事業所

- 適用業種が限定された経緯としては、制度実施が比較的容易と考えられた工業的事業のうち、工場法及び鉱業法の適用を受ける事業所を適用事業所、これらの法の適用を受けない工業業種を任意適用として始まり、産業発展の状況や適用事務の実現可能性を踏まえつつ、徐々に拡大され、昭和28年に16業種が適用の対象となった。
- 令和2年改正において、新たに適用の対象となる業種「土業」が追加された。

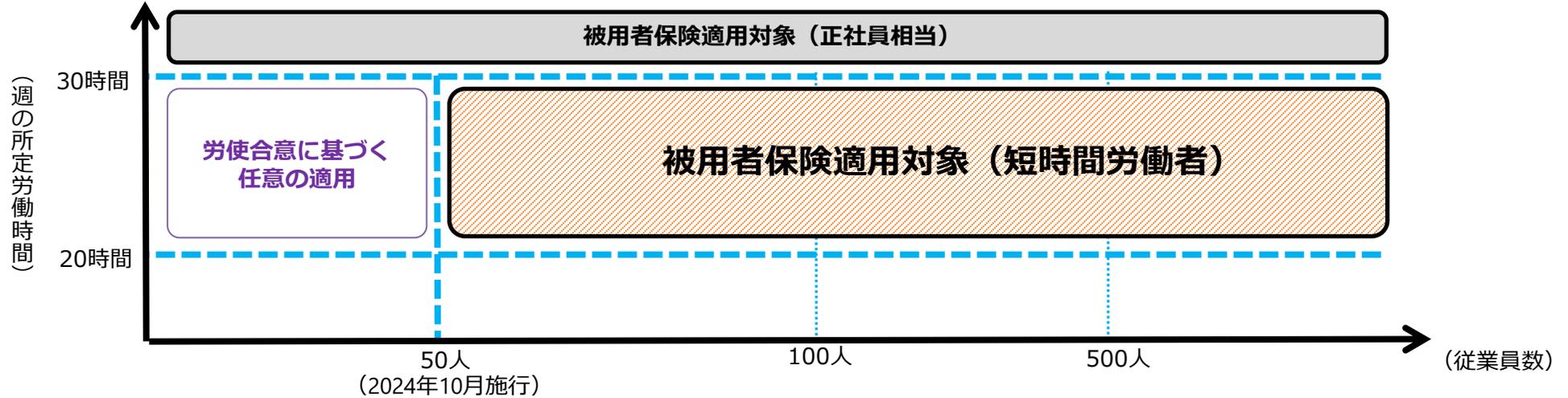
（現行の非適用業種：農業・林業・漁業、宿泊業、飲食サービス業、洗濯・理美容・浴場業、娯楽業、デザイン業、警備業、ビルメンテナンス業、政治・経済・文化団体、宗教等）

都道府県別週20～30時間就業する非正規職員と最低賃金

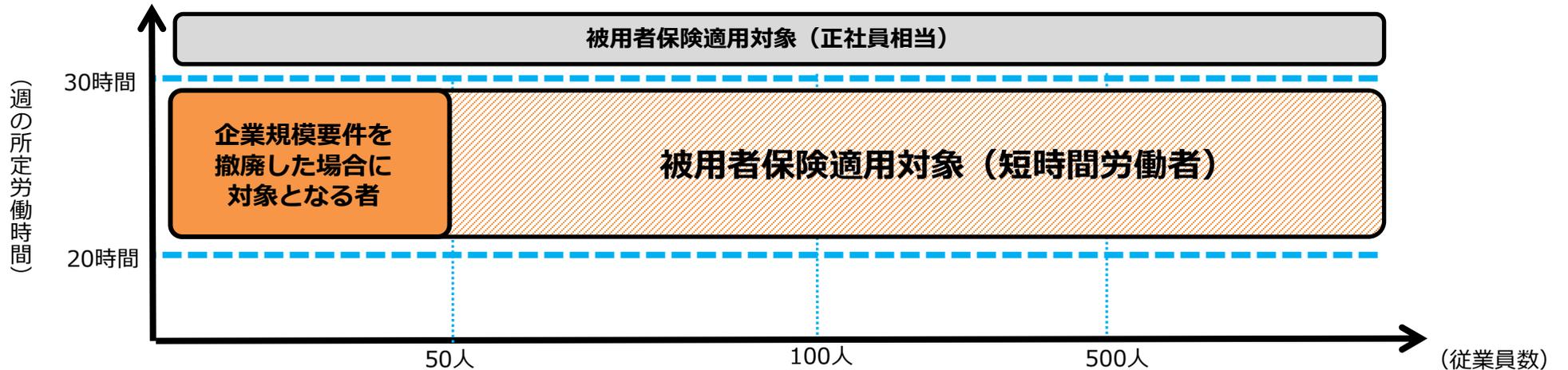
青棒グラフ:「令和4年就業構造基本調査」における非正規職員かつ週間就業時間20～30時間の者の人数
緑線グラフ:令和6年度における最低賃金



【現行制度】

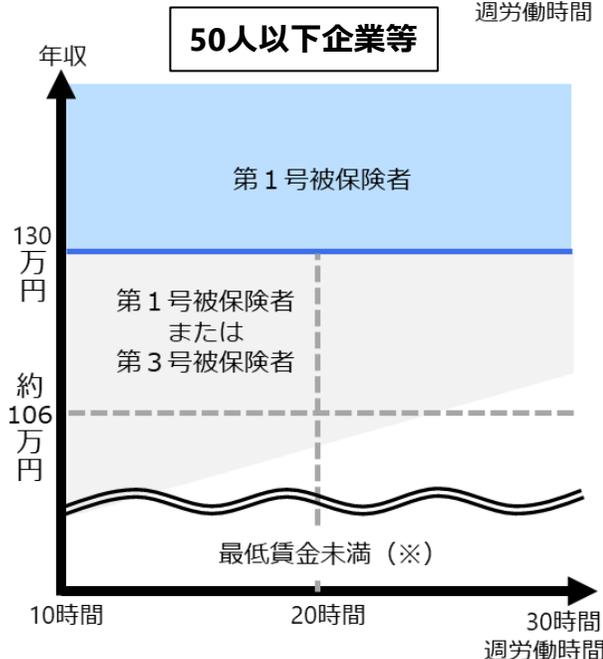
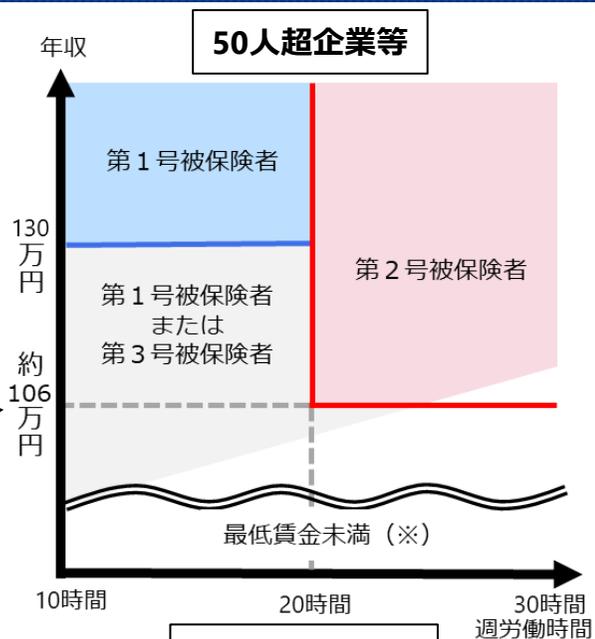


【企業規模要件を撤廃した場合】



<見直し前>

いわゆる「年収の壁」であり、就業調整の基準として意識される



企業規模の違いにより被用者保険の適用範囲が異なることによって、勤め先の選択に影響

<見直し後>

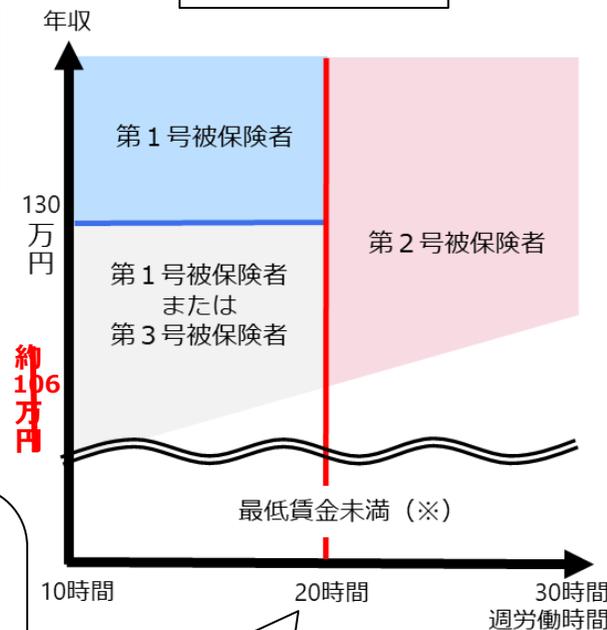
企業規模にかかわらず、被用者保険の適用範囲が同じになるため、勤め先の選択に影響を与えない



就業調整の基準となる金額がなくなることで

- ・ 年収を意識する必要がなくなる
- ・ 賃上げに伴う就業調整が生じなくなる

すべての企業等



年収にかかわらず、週20時間以上の労働で被用者保険が適用

注：学生は引き続き除外

(※) 最低賃金未満においては、最低賃金との関係で基本的に被保険者はいないものと考えられる。

個人事業所に係る被用者保険の適用範囲の見直しイメージ

第20回社会保障審議会年金部会
2024年11月15日

資料 1

【現行】

	法人	個人事業主	
		常時5人以上の者を使用する事業所	5人未満の事業所
法定17業種	適用対象		適用対象外
上記以外の業種（非適用業種） 例：農業・林業・漁業、 宿泊業、飲食サービス業 洗濯・理美容・浴場業、娯楽業 デザイン業、警備業、ビルメンテナンス業 政治・経済・文化団体、宗教 等			任意包括適用

非適用業種の解消に伴い
適用対象となる事業所

【常時5人以上の個人事業所の非適用業種を解消した場合】

	法人	個人事業主	
		常時5人以上の者を使用する事業所	5人未満の事業所
全業種	(A) 適用対象	(B)	適用対象外 (C) 任意包括適用

【被用者保険の適用事業所（見直し後）】

(A) 常時1人以上使用される者がいる、法人事業所 . . . **適用対象**

(B) 常時5人以上使用される者がいる、個人の事業所 . . . **適用対象**

(C) 常時5人未満使用される者がいる、個人の事業所 . . . **適用対象外**

労使合意により任意に適用事業所となることは可能 = **任意包括適用**

適用拡大の実施時期案とその考え方

賃金要件

- ✓ **賃金要件の撤廃【法律の公布の日から3年を超えない範囲内において政令で定める日】**

＜考え方＞

週20時間の所定労働時間であっても賃金要件を満たさない地域や事業所がありうることに配慮し、最低賃金の動向を踏まえ、法律の公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日に賃金要件を撤廃する。

企業規模要件

- ✓ **従業員35人超企業等まで拡大【2027（令和9年）10月】**
- ✓ **従業員20人超企業等まで拡大【2029（令和11年）10月】**
- ✓ **従業員10人超企業等まで拡大【2032（令和14年）10月】**
- ✓ **従業員10人以下企業等まで拡大【2035（令和17年）10月】**

＜考え方＞

新たに短時間労働者が適用の対象となる中小事業所の事務負担や経営への影響には配慮が必要なことから、十分な周知・準備期間を確保することとし、段階的な適用拡大を行う。

その際、中小企業基本法において小規模企業者の定義がおおむね常時使用する従業員の数が20人以下の事業者とされていることも参考に、まずは従業員35人超の企業等まで適用範囲を拡大し、その後従業員20人超まで適用拡大を進める。その上で、より小規模な企業等まで拡大する際には、より長い期間を設けつつ、従業員10人超まで拡大し、最終的に企業規模要件を撤廃する。

個人事業所

- ✓ **非適用業種を解消し、常時5人以上の従業員を使用する個人事業所が適用対象【2029（令和11年）10月】**
- ✓ **ただし、施行日前から存在する非適用業種の個人事業所については、当分の間適用対象としない。そのため、施行日後に新規開業する個人事業所が常時5人以上の従業員を使用することとなった際に適用対象となる**

＜考え方＞

5人以上の従業員を使用する個人事業所については、非適用業種の解消に伴い、新たに被用者保険の適用事業所となり、いわゆる正社員相当の労働者も含めて適用対象となることから、十分な周知・準備期間を確保する。

施行日以降に開業する新規の個人事業所については、法律の施行を前提とした対応が可能であると考えられることから、開業後に5人以上の従業員を使用することとなった時点で適用対象とする。

一方、施行日時時点で既に開業している個人事業所については、新規事業所と比較して、開業時点では予期していなかった適用拡大に伴う事務負担や経営への影響が生じるため、適用拡大の施行状況も踏まえ、今後の対応を検討する。

人材確保に資する労働者・事業主への支援案

労働者への支援

事業主への支援

保険料調整制度 <令和8年10月施行>

法律

- 適用拡大の対象となる比較的小規模な企業で働く短時間労働者の保険料を3年間軽減する
- 具体的には、労使折半を超えて負担した事業主の保険料を還付により全額支援する
- 活用開始時の申込みのみの簡便な仕組み
- 事業所単位で任意に短時間労働者への適用を行う場合にもこの仕組みを活用できる

⇒就業調整を減らす制度的な支援により手取り収入が増加

標準報酬月額 (円) (年額換算)	8.8万 (106万)	9.8万 (118万)	10.4万 (125万)	11万 (132万)	11.8万 (142万)	12.6万 (151万)	13.4万 (161万)
労働者の負担割合	50% →25%	50% →30%	50% →36%	50% →41%	50% →45%	50% →48%	50%

※3年目は軽減割合を半減

運用

被扶養者認定における雇用契約ベースの判断の導入等

- 被扶養者の認定時点で雇用契約の内容によって年間収入が130万円未満であることが明らかな場合には、その時点で被扶養者認定を行う
- 当面の措置である事業主証明による一時的な収入変動の場合の迅速な被扶養者認定の恒久化

⇒年末などの繁忙期に年収を意識した就業調整が不要に

助成金

キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」

- 新たに被用者保険を適用し、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者1人当たり最大50万円の支援を行う
- 実施に当たり、支給申請の事務を簡素化
- 2025（令和7）年度末までに被用者保険の適用を行った事業主が対象

⇒助成金の支給により事業主を支援

社会保険適用時処遇改善コース
【労働時間延長メニュー】（現行）

取組開始予定労働者数（人）

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

社会保険適用時処遇改善コース	
手当等支給メニュー	93,789
労働時間延長メニュー	189,386
併用メニュー	60,986
計	344,161

※ この他、現行のコースには、手当等支給メニュー（助成額：最大50万円）あり

令和7年4月末時点

※ 上記のほか、2025（令和7）年7月より、「**短時間労働者労働時間延長支援コース**」（1人当たり最大75万円助成）を当分の間の暫定措置として新設する予定

施行日等による配慮

法律

- 企業規模要件については、段階的に撤廃することとし、最大10年間の猶予を設ける
 - 個人事業所の非適用業種の解消にあたっては、施行日より前に開業した個人事業所は当分の間、適用対象としない
- ⇒適用拡大の見通しを立てて、準備を進めやすくなる

日本年金機構による適用拡大対象事業所への訪問等

運用

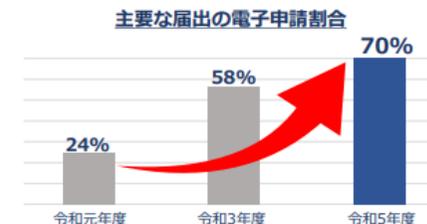
- 日本年金機構が適用拡大の対象となる全ての事業所へのお知らせの配布のほか、事前訪問も実施
- ⇒積極的な周知により適用拡大の対象となる事業所が制度変更を把握

社会保険労務士等の専門家の事業所等への無料派遣

- 適用拡大に関する相談等のため、事業所からの依頼により社会保険労務士等の専門家を無料で派遣
 - ✓ 適用拡大の手続き相談
 - ✓ 適用拡大に伴う労務管理の方針等の相談
 - ✓ 従業員の個別面談などへの対応 等
- ⇒社会保険労務士等への相談により適用拡大に関する事務手続きの疑問を速やかに解消

年金事務所への来所が不要になる電子申請の推進

- 電子申請により、年金事務所に来所して手続きをしたり、郵送の準備をしたりするなどの手間が省けるほか、申請時に不備がないかチェックも可能
 - 電子申請のデータを作成するためのソフトウェアも無料でダウンロード可能
- ⇒手続きに要する時間的・金銭的成本を削減



〔主要な届書の電子申請割合（令和5年度）：70.4%〕

日本年金機構による基本情報が記載された届書等の事業所への送付（ターンアラウンド方式）

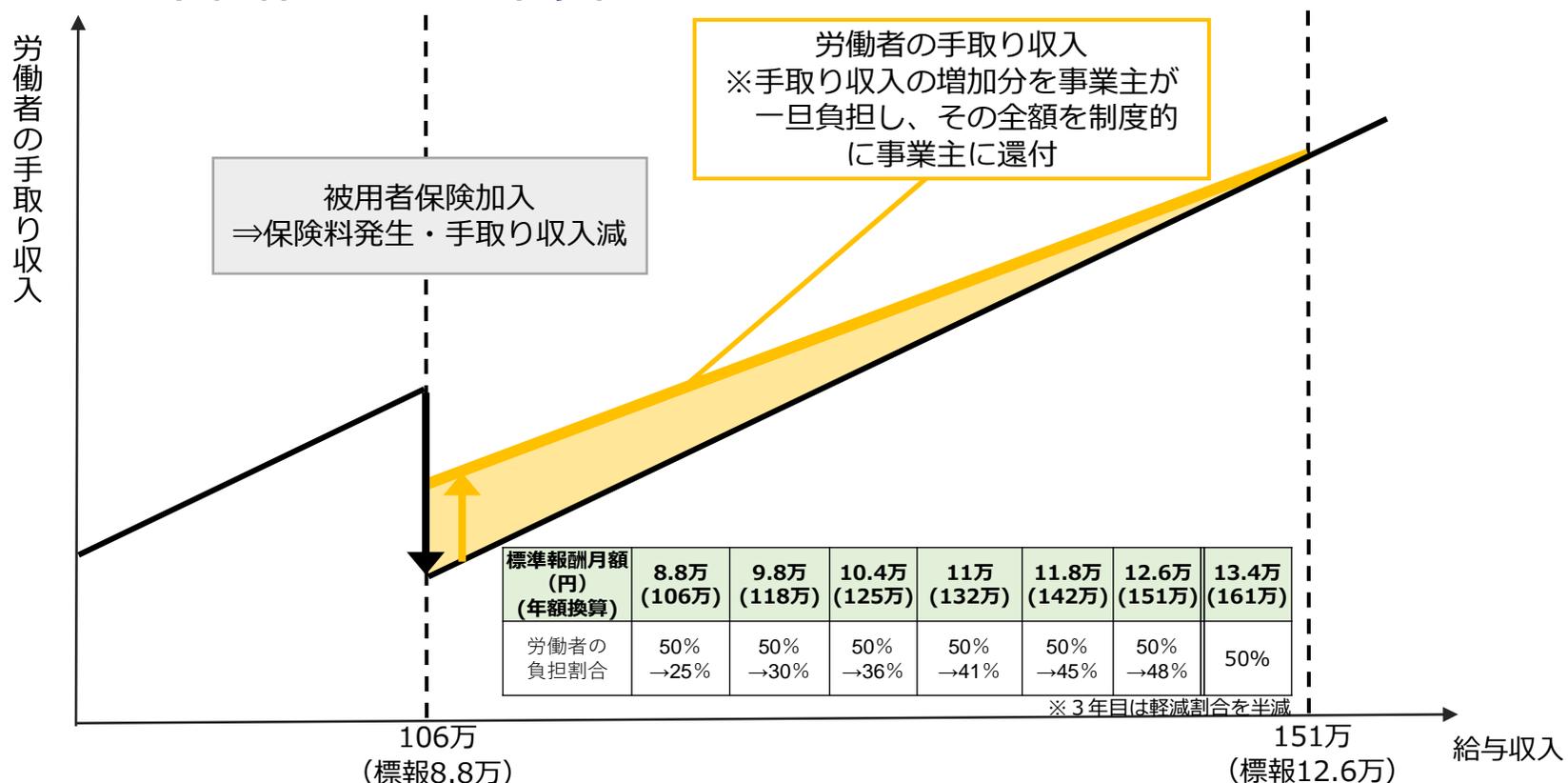
- 事業所の希望に応じ、事業所所在地や被保険者氏名等の基本情報が既に記載された届書や電子データが事業所に送付されるターンアラウンド方式により、基本情報の記載を省くことができる
- ⇒届書作成に要する時間・手間を削減

〔届書送付事業所数（令和5年度）：約240万事業所〕

企業規模要件撤廃等に伴う経過措置（就業調整を減らすための保険料調整）（概要）

- 今回の改正で適用が拡大される比較的小規模な企業（従業員数50人以下の法人等や一部業種における5人以上の個人事業所）で働く短時間労働者（標準報酬月額が12.6万円以下の者を念頭）について、被用者保険（厚生年金・健康保険）加入に伴う手取りの減少を緩和することで、就業調整を減らし、被用者保険の持続可能性の向上につなげる観点から、国の定める負担割合を前提に、短時間労働者の保険料負担を軽減できる特例的・時限的な経過措置を設ける。（事業主が労使折半を超えて一旦負担した保険料相当額を制度的に支援する。）
- 特例措置の適用を希望する事業主は、適用開始時に年金事務所等にその旨の簡素な申し込みを行うことで適用できるとし、特例措置の適用期間（3年間）の期間中は、特段の申請等を要することなく、制度的支援を活用できるものとする。
- 企業規模要件の段階的な撤廃（令和9年10月から令和17年10月まで段階的に実施）の前でも、今般の適用拡大の対象となっていない5人未満の個人事業所も含め、事業所単位で任意に短時間労働者への適用を行う場合にもこの仕組みを活用可能とする。
（令和8年10月施行）

□ 保険料調整後の手取り収入・調整額のイメージ ※3号から2号に移行する場合のイメージ



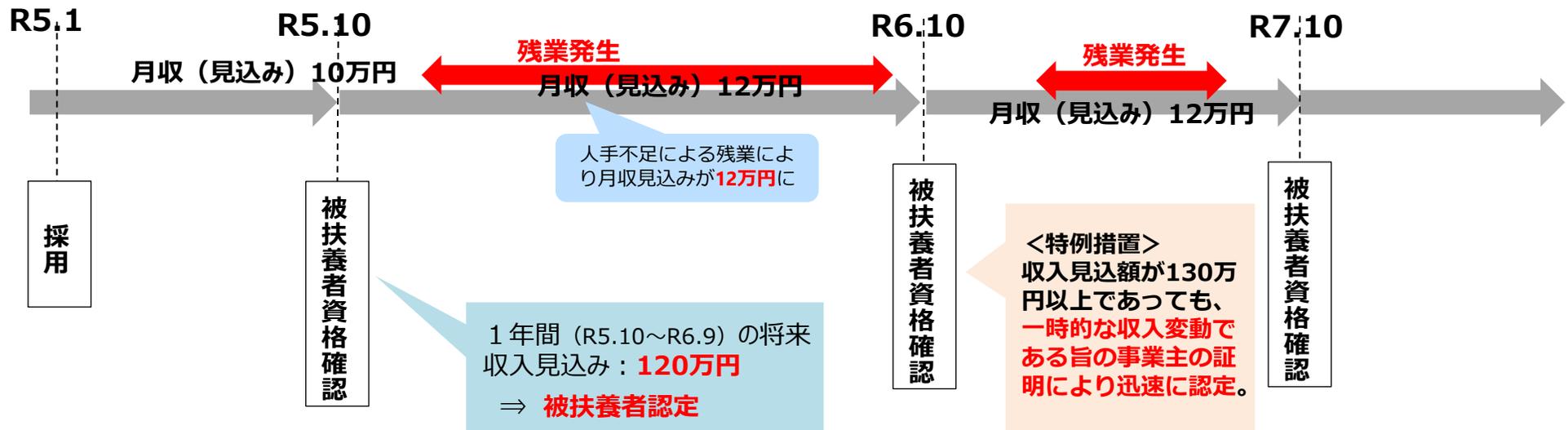
事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

概要

- 被扶養者認定においては、過去の課税証明書、給与明細書、雇用契約書等を確認しているところ、短時間労働者である被扶養者（第3号被保険者等）について、一時的に年収が130万円以上となる場合には、これらに加えて、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨の事業主の証明を添付することで、迅速な被扶養者認定を可能とする。

※ あくまでも「一時的な事情」として認定を行うことから、同一の者について原則として連続2回までを上限とする。

(例) 被扶養者の範囲内で働く予定（月収10万円）であったが、残業により収入増になった場合



① 被扶養者認定における雇用契約ベースの判断の導入

- ・ 被扶養認定基準（配偶者は年間収入見込み130万円）について、いわゆる「106万円」の取扱いと同様に、被扶養者の認定時点で労働契約の内容（基本給および諸手当等）によって年間収入が130万円未満であることが明らかかな場合には、その時点で被扶養者認定を行う。

※ 併せて、当面の措置とされている事業主証明による一時的な収入変動の場合の迅速な被扶養者認定を恒久化する。

② 学生等を対象とした被扶養認定基準の見直し

- ・ 特定扶養控除の所得要件の引上げに併せて、19～22歳の学生等についての被扶養者認定の収入要件を年間150万円未満に引き上げる。

中小企業等の生産性向上等に係る施策 1 / 2

凡例：事業名 2025年度当初予算（2024年度当初予算）＜2024年度補正予算＞【所管省庁】

生産性向上

- ✓ **業務改善助成金 15億円（8.2億円）＜297.4億円＞【厚生労働省】**
生産性向上に資する設備投資などを実施し業務改善を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成する。
- ✓ **働き方改革推進支援助成金 92.3億円（71.0億円）【厚生労働省】**
生産性を高めつつ労働時間削減等に向け、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等の環境整備に取り組む中小企業等に対しその取組費用の一部を助成する。
- ✓ **中小企業省力化投資補助事業 <3,000億円（既存基金を活用）>【経済産業省】**
中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。
- ✓ **ものづくり補助金 <3,400億円の内数>【経済産業省】**
革新的な新製品・サービス開発等に必要な設備投資等を支援。
- ✓ **小規模事業者持続化補助金 <3,400億円の内数>【経済産業省】**
小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組等を支援。
- ✓ **IT導入補助金 <3,400億円の内数>【経済産業省】**
中小企業・小規模事業者等の労働生産性向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツールの導入を支援。

人材育成・人材確保

- ✓ **人材開発支援助成金 542.8億円（626.3億円）【厚生労働省】**
事業主等が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する。
- ✓ **キャリアアップ助成金 1,025億円（1,106億円）【厚生労働省】**
有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する。
このうち、社会保険適用時処遇改善コースは、労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入を増加させる取組を行った事業主に助成する（2025年度末までの措置）。
- ✓ **テレワーク普及展開推進事業 2.6億円（4.4億円）【厚生労働省】**
テレワークに関する労務管理やICTの双方についてワンストップで相談できる窓口の設置等により、適正な労務管理下におけるテレワークの導入・定着を図り、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方の定着・促進を図る。
- ✓ **人材確保等支援助成金 制度要求【厚生労働省】**
雇用管理改善につながる制度等（賃金規定・人事評価制度や職場内の雇用環境の整備等）の導入・実施により、離職率低下を実現した事業主に対して助成する。
- ✓ **生産性向上人材育成支援センターによる支援訓練 558.0億円の内数（542.7億円の内数）【厚生労働省】**
民間教育訓練機関に委託して、生産管理、IoT、クラウドの活用、組織マネジメント、ITによる業務改善など、生産性向上に必要な知識等の習得を支援する。
- ✓ **民間企業における女性活躍促進事業 2.4億円（1.9億円）【厚生労働省】**
主に中小企業を対象としてアドバイザーによる女性活躍推進に関するコンサルティングを実施する。

中小企業等の生産性向上等に係る施策 2 / 2

凡例：事業名 2025年度当初予算（2024年度当初予算）＜2024年度補正予算＞【所管省庁】

経営等相談窓口

- ✓ **よろず支援拠点事業 34億円の内数（35億円の内数）＜112億円の内数＞【経済産業省】**

各都道府県に設置したよろず支援拠点において、被用者保険の適用拡大や賃上げ、働き方改革などを含む、多様な経営相談に対して、専門家等による相談対応を実施。

価格転嫁

- ✓ **中小企業取引対策事業 29億円（28億円）【経済産業省】**

賃上げの原資確保に向けて、原材料価格等のコスト上昇分の適切な価格転嫁をはじめ、中小企業の取引環境の改善のため、中小受託取引適正化法の厳正な執行や相談窓口の運営、下請Gメンヒアリングによる取引実態の把握等を通じ、中小企業の取引適正化に取り組む。

- ✓ **中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 30億円（31億円）【厚生労働省】**

働き方改革推進支援センターにおいて、労務管理等の専門家による窓口相談や訪問・オンラインによるコンサルティング、企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法などに関するセミナー、働き方改革全般に係る周知啓発及び総合的な情報発信などの支援を行う。

（参考）

- ✓ **労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針【内閣官房・公正取引委員会】**

労務費の転嫁に係る価格交渉について、発注者及び受注者それぞれが採るべき行動／求められる行動を12の行動指針として取りまとめたもの。発注者がこれに沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処していく旨を明記。

個別分野の施策

＜生活衛生関係営業関連＞

- ✓ **生活衛生関係営業物価高騰等対応・経営支援事業 <5.9億円>【厚生労働省】**

生活衛生業者が物価高騰等に機動的に対応することができるよう、生活衛生業者による価格転嫁の取組等を支援するとともに、被用者保険適用に係る手続き等を含む経営課題の解決に向けた専門家による伴走型支援を実施する。

- ✓ **生活衛生関係営業収益力向上事業 1億円（1億円）【厚生労働省】**

生活衛生関係営業について、最低賃金の周知啓発を行うとともに、物価高騰・賃金引上げ等に対応するための収益力の向上や、人材育成・後継者育成等に関するセミナーの開催、事業所への同行支援等を行う。

- ✓ **日本政策金融公庫の生活衛生貸付に係る低利融資 29.1億円の内数（29.9億円の内数）【厚生労働省】**

振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員であって、生産性向上に資する取組を行う事業者が必要とする資金に対し、利率の低減措置を適用する。

＜農林水産業関連＞

- ✓ **雇用就農緊急対策のうち雇用体制強化事業 <13億円の内数>【農林水産省】**

農業現場における労働力不足を解消するため、他産地・他産業との連携等による労働力確保の取組や、就労条件改善などの労働環境整備を支援。

- ✓ **農地利用効率化等支援交付金 20億円（11億円）<27億円>【農林水産省】**

地域計画の早期実現に向けて、地域の中核となる担い手が農地引受力の向上や経営発展等に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援。

- ✓ **沿岸漁業の競争力強化 <20億円>【水産庁】**

「広域浜プラン」に基づく生産性の向上、省力・省コスト化に資するとともに、付加価値向上を図る漁業用機器や養殖業への転換等に必要な機器等の導入を支援。

第3号被保険者の現状

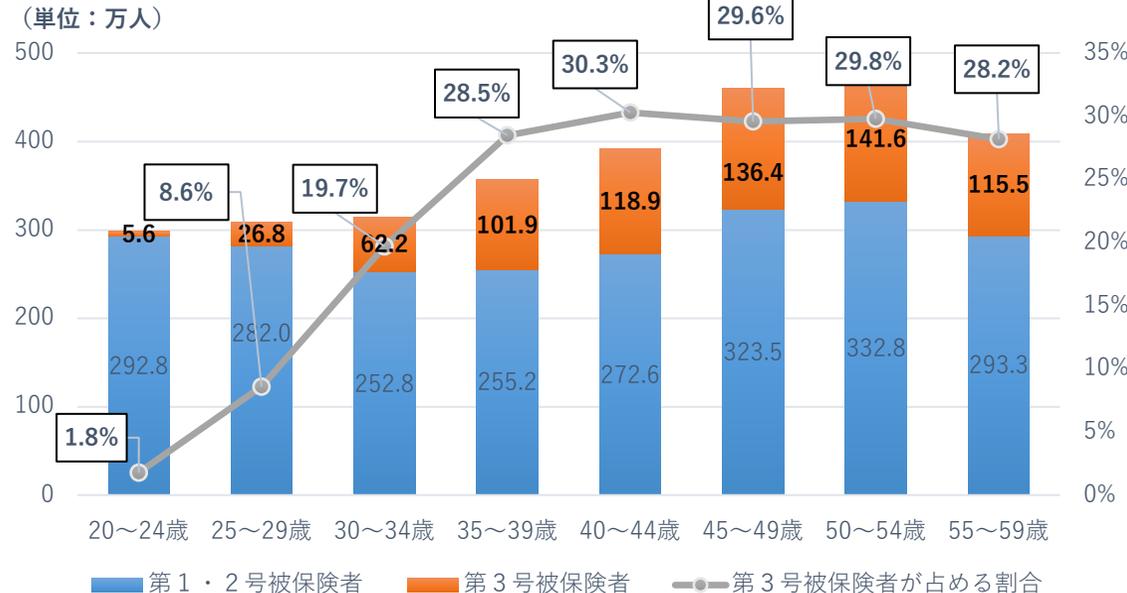
- 第3号被保険者の数は、平成7年度1220.1万人をピークに減少傾向となり、令和6年7月末は669.6万人。
- 女性の被保険者状況を年代別に見てみると、35歳以上の女性については約3割が3号被保険者となっており、依然として一定数の3号被保険者が存在している。

<第3号被保険者の推移>

	昭和61年度 (1986年) 【制度開始時】	平成7年度 (1995年) 【ピーク時】	令和6年 (2024年) 7月末 【現在】
男性	3.0万人	4.1万人	13.1万人
女性	1089.8万人	1216.0万人	656.5万人
総数	1092.9万人	1220.1万人	669.6万人

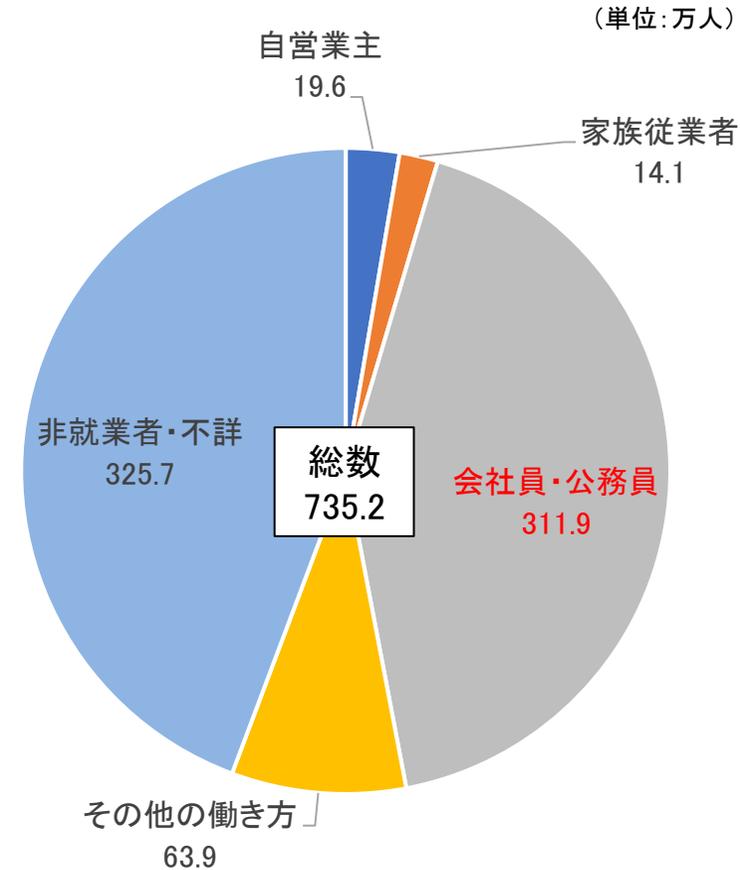
(出典)昭和61年度及び平成7年度「厚生年金保険・国民年金事業年報」(各年度末時点)
令和6年度「厚生年金保険・国民年金事業月報(速報)」(令和6年7月末時点)

<女性の第3号被保険者の割合(年代別)>



(出典)「令和4年度 厚生年金保険・国民年金事業年報」(令和4年度末時点)

<就業形態別 第3号被保険者数>



(出典)「令和4年 公的年金加入状況等調査」
(令和4年10月31日時点)

Ⅱ 次期年金制度改革等

2 いわゆる「年収の壁」と第3号被保険者制度

② 第3号被保険者制度

(今後の取組の方向性)

- 就労している第3号被保険者が第2号被保険者として厚生年金に加入する途を開くことが重要であるとの認識は本部会で共有されており、**第3号被保険者制度に係る当面の取組の方向性としては、引き続き適用拡大を進めることにより、第3号被保険者制度の縮小を進めていくことが基本的な方向性となる。**
- その上で、**その先に残る第3号被保険者の中には様々な属性の者が混在している状況にあり、第3号被保険者制度の将来的な見直しや在り方に言及する意見は多くあった**一方で、**次期改正における制度の在り方の見直しや将来的な見直しの方向性については、意見がまとまらなかった。**
具体的には、将来的な見直しの方向性について現時点で明示すべきとの意見、第3号被保険者について将来的には廃止すべきなどの意見があった一方で、第3号被保険者制度はセーフティネットに過ぎず、第3号被保険者であることが被用者保険との関係で有利になったり、生涯収入において得をする制度設計にはなっていない、第3号被保険者制度を廃止して第1号被保険者にするのは、「公的年金は、一人当たりの賃金水準が同じであれば、どの世帯類型でも負担、給付とも同じになる構造」という設計思想や、「被扶養配偶者を有する第2号被保険者の負担した保険料は夫婦で共同負担したものとする規定」を見直すことであり、社会保障として好ましくない応益負担の範囲を広げることになるといった意見があった。
- また、将来的な見直しに向けたより具体的な議論を行うためには、第3号被保険者の実態に着目して、適用拡大を進めてもなお残る第3号被保険者を分析していく必要があるとの意見や、検討会を設けて詳細な議論を行う必要があるとの意見もあった。
- **本部会としては、第3号被保険者制度をめぐる論点についての国民的な議論の場が必要であるとの認識を共有した。政府に対して、適用拡大を進めることにより、第3号被保険者制度の縮小・見直しに向けたステップを着実に進めるとともに、第3号被保険者の実態も精緻に分析しながら、引き続き検討することを求める。**

- なお、**今後の議論を行うにあたっては、以下のような論点があると考えられ**、これまで検討を積み重ねてきた成果として今後の議論に資することを期待する。
 - ・ **所得保障の機能をどのように維持するか**
第3号被保険者制度は第2号被保険者の配偶者という属性に着目した、包括的な所得保障機能を有するが、制度を見直すとした場合に、所得保障の機能をどのように損なわないようにすべきか。
 - ・ **給付と負担をどのように設定するか**
現行制度では、夫（妻）のみ就労の世帯、夫婦共働き世帯など世帯構成に関わらず、一人当たりの賃金水準が同じであれば、どの世帯類型でも一人当たりの負担、給付とも同じになる構造となっている制度設計を踏まえ、第3号被保険者制度を検討する場合には、年金給付と保険料負担をどのように設定するのか。
 - ・ **特定の者への配慮をどのように考えるか**
第3号被保険者の中には様々な属性の者が混在しており、制度の在り方を考える際には、一定の理由で就業できない、あるいは、希望する働き方を実現できない者などに配慮することが必要となるが、働き方に中立的な制度を構築するために、どのような措置が考えられるか。また、実務的に運用が可能な仕組みや基準が考えられるか。
本部会では、第3号被保険者制度の見直しにあたって、病気や育児、介護などの理由で働けない人がいることを踏まえた支援が必要という意見があり、具体的には、例えば、育児支援の観点から、第3号被保険者を第1号被保険者とした上で末子の年齢を基準にして保険料を免除するなどの配慮が考えられるという意見があった。
 - ・ **第1号被保険者とのバランスをどのようにとるのか**
配慮措置を導入する場合など、同様の配慮を求める第1号被保険者とのバランスをどのようにとるのか。
 - ・ **年金財政の構造をどのように考えるか**
第3号被保険者から保険料を徴収する場合、第1号被保険者として整理し直して、国民年金勘定で保険料を徴収するのか、あるいは、第2号被保険者に付随するものとして厚生年金勘定で徴収するのか。
 - ・ **第3号被保険者制度に付随する制度への影響**
被扶養配偶者を有する第2号被保険者が負担した保険料は夫婦で共同負担したとの基本的認識を改める必要があるが、それに伴い、いわゆる「3号分割制度」の在り方も検討する必要が生じる。
本部会では、第3号被保険者制度を廃止するということは、従来の公的年金の設計思想が根本的に変わることになるため、一貫した整合性が確保できるよう、具体的な制度全体の設計を示す必要があるという意見があった。

- ・ 令和6年財政検証について
- ・ 被用者保険の適用拡大等
- ・ **在職老齢年金制度の見直し**
- ・ 遺族年金の見直し
- ・ 厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引上げ
- ・ 将来の基礎年金の給付水準の底上げ
- ・ その他改正事項

在職老齢年金制度の概要

- 在職老齢年金制度とは、厚生年金の適用事業所で就労し、一定以上の賃金を得ている60歳以上の厚生年金受給者を対象に、原則として被保険者として保険料負担を求めるとともに、年金支給を停止する仕組み。
- 65歳以上の在職している年金受給権者の16%が支給停止の対象となっている。

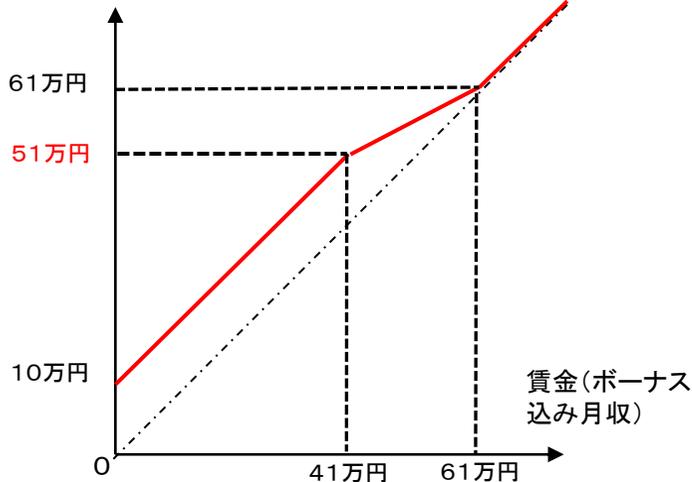
【在職老齢年金制度の概要】

賃金 + 老齢厚生年金 > 51万円（2025年度）の場合、賃金上昇額の1/2相当の厚生年金保険給付を支給停止

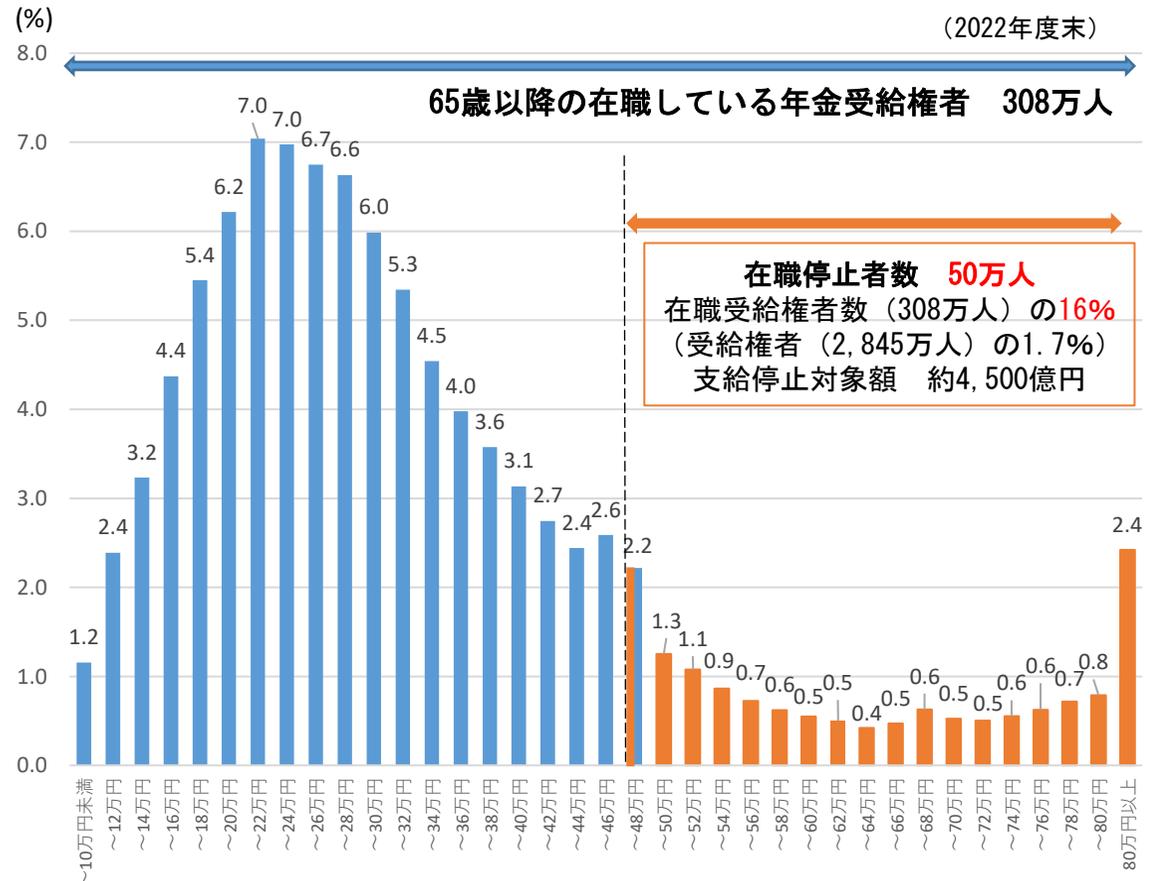
※「51万円」は、現役男子被保険者の平均月収（ボーナスを含む。）を基準として設定。

支給額のイメージ （2025年度・老齢厚生年金が月額10万円の場合）

賃金と年金月額（支給停止相当分を除く）の合計額



【65歳以上の在職老齢年金制度の状況】



（資料）年金局調べ

注1 支給停止は共済組合等が支給する年金額も含んで判定するが、上記分布の年金額には日本年金機構が支給する分であり共済組合等が支給する分は含んでいないため、基準額（47万円）（※2022年度の基準額）未満であっても支給停止されている者がいることに留意が必要。

注2 受給権者数及び在職停止者数は、第1号厚生年金被保険者期間を持つ者が対象であり、第2～4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていないが、支給停止対象額には含まれている。

- 多くの産業に人手不足が生じ、就業者も高齢化していく中、在職老齢年金制度に関心を有する一部の業界へ同制度の影響を聞いたところ『人材確保や技能継承等の観点から、高齢者活躍の重要性がより一層高まっているが、在職老齢年金制度を意識した就業調整が存在しており、今後、高齢者の賃金も上昇していく傾向にある。高齢者就業が十分に進まないと、サービスや製品の供給に支障が出かねない』といった旨の声も寄せられた。

【スーパーマーケット】

- 人手不足の中で高齢者の活躍に期待している。特に店長クラスは、店舗における実務能力が高いことに加え、会社の方向性等に理解が深く、定年以降も同じ働き方をしてほしい。本業界は60歳定年の企業が中心であり、在職老齢年金制度の支給停止基準に該当する方は現時点では少ないが、**地方の中小企業等で在職老齢年金制度を意識した就労抑制が増え始めている。健康で働く意欲があり、経験がある有能な方が、年金の支給停止を嫌い、就労を抑制してしまうことは、人材確保が課題である中小企業にとって死活問題。**また、大都市圏の企業においても、今後こうした就労抑制が増えていくことを懸念している。

【タクシー】

- 運転手の平均年齢は60歳弱であり、年金を受け取りながら働く方も多い。給与は歩合制であるため、若い世代と同等の収入を得ることもできるが、在職老齢年金制度が働く意欲を削いでいる面があり、65歳くらいになると就業調整を行う方が増える。また、支給停止にあたって不労所得を勘案しないのは不公平。新型コロナが収束して人の移動が再び活発になり、インバウンド需要も増える中、人手不足が深刻。**高齢運転手の就業調整が続くと、地域における公共交通の供給に支障が出るおそれ。**他方で、在職老齢年金制度に関する広報が足りない。厚生年金部分しか考慮しないことが正確に伝わっていないのではないか。実際には支給停止基準に該当しない場合であっても感覚的に労働時間を減らす方もいるのではないかと。

【製造業（鋳造）】

- 工場における労働は体力が必要で、高齢者によってはフルタイムで働き続けることが厳しくなってくる面もあり、現時点では、在職老齢年金制度の就労への影響は大きいものではないが、体力面で問題なく、仕事へのモチベーションがある方にとってはブレーキとなっていることはあり得る。この業界では、**支給停止基準が数万円上がるだけでも、支給停止になる人数は一定数減ると思われる。**

【製造業（鋳鍛鋼）】

- 65歳以降も働き続ける方が多い中で、在職老齢年金制度を意識し、出勤日数を調整するようなケースが見られる。**若年就業者数が減る中、高齢者に活躍し続けてもらわないと、製品の供給に支障が出てしまう。**また、若年就業者は平均勤続年数も短くなっており、一部の技能が継承できず、昔は作れたものが今は作れなくなる事例も出てきている。DXも推進しているが、全てが機械で完結するわけではなく、**熟練した高齢者の技能は重要。技能継承の観点からも、高齢者の就労促進は大切。**

【製造業（家具）】

- 工場においては、**高齢者が有する経験や専門知識、高齢者から若年者への技能継承が重要。**現時点では、60歳定年後の再雇用で給与水準が下がるケースが多く、支給停止基準に該当する方は多くないが、今後、高齢者についても賃上げが進んでいくと、支給停止基準を引き上げておかなければ、労働需要と供給のミスマッチが起きるかもしれない。

【製造業（自動車部品）】

- これまでは従業員から本制度についての問い合わせは見受けられなかったが、昨今は定年後も就業を希望する方も多く、本制度を意識したうえでの就労調整を希望されるケースも出てきた。雇用主側としては、**専門スキルや様々な知見を豊富に持ったシニア層には年齢に関係なく、後任育成含め活躍いただきたい意思があるものの、本制度との調整に苦慮する場面もある。**日本の生産年齢人口が減少の一途の中、人材確保や技術の伝承が課題として色濃く出てきており、シニア層も雇用側も納得した就業形態の実現が叶う制度になることを期待している。本制度の進化・発展は、65歳以上が総人口の30%まで近付いている日本において、働く個々人の自立につながり、社会全体の活性に大きく寄与すると考える。

※上記は業界団体から聞きとった声を事務局の責任でまとめたもの

（参考1）65歳以上の就業者数を主な産業別に見ると卸売業・小売業は132万と最も多い。製造業は88万人。（上位5位） 資料：総務省「労働力調査」（令和5年）

（参考2）タクシー業界の平均年齢59.7歳 全産業平均年齢は43.9歳 資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和5年）

在職老齢年金制度の見直しの方向性

第21回社会保障審議会年金部会
2024年11月25日

資料2
改

- 在職老齢年金制度が高齢者の就業意欲を削ぎ、さらなる労働参加を妨げている例も存在していることを踏まえ、高齢者の活躍を後押しし、できるだけ就業を抑制しない、働き方に中立的な仕組みとする観点から、在職老齢年金制度の見直しを検討することとしてはどうか。
- 在職老齢年金制度を撤廃した場合は将来世代の給付水準が低下するため、現行制度を維持すべきといった意見もある。このため、在職老齢年金制度を撤廃する案に加え、基準額を上げる案を検討することとしてはどうか。

現行制度・基準額の考え方	支給停止対象者数	支給停止額
賃金と年金の合計額が支給停止の基準額（ 50万円 ）を上回る場合、賃金2に対し年金1を停止。 基準額は毎年度名目賃金変動率を乗じている。 (考え方) 現役世代とのバランスから、男子厚生年金被保険者の賃金（ボーナスを含む）をもとに設定。	約50万人 (在職受給権者の約16%)	約 4,500億円

	見直し内容・考え方	支給停止対象者数	支給停止額
案1	在職老齢年金制度の撤廃 考え方：保険料を拠出された方に対し、それに見合う給付を行う年金制度の原則を重視。	—	—
案2	支給停止の基準額を71万円に引上げ 考え方：同一企業における勤続年数の長い労働者が、現役期に近い働き方を続けた場合の賃金※1に加え一定以上の厚生年金加入期間に基づく年金収入※2を得ても支給停止とならないように基準額を見直す。	約 23万人 (在職受給権者の約7%)	約 1600億円
案3	支給停止の基準額を62万円に引上げ 考え方：近年の60歳代高齢者の平均賃金の上昇傾向を踏まえ、平均的な収入を得る50歳代の労働者が、60歳代で賃金の低下を経ることなく働き続けた場合の賃金※3に加え一定以上の厚生年金加入期間に基づく年金収入を得ても支給停止とならないように基準額を見直す。	約 30万人 (在職受給権者の約10%)	約 2900億円

※1 61.7万円：勤続年数25年以上の一般労働者のボーナス含む賃金月額 58.3万円（厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査」をもとに作成）に2022年度から2024年度までの現行の支給停止の基準額の改定に用いた名目賃金変動率（以下「名目賃金変動率」という）を反映。

※2 9.7万円：厚生年金加入期間25年以上の者の報酬比例部分の年金額 9.1万円（年金局調べ（令和4年度末時点））に2022年度から2024年度までの名目賃金変動率を反映。

※3 52万円：50歳代の一般労働者のボーナス含む賃金月額 49.1万円（厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査」をもとに作成）に2022年度から2024年度までの名目賃金変動率を反映。

【参考】支給停止対象者数及び支給停止額は財政検証のデータと同じ時点である2022年度ベースの支給停止の基準額（案2：67万円、案3：58万円）をもとに算出し³⁷た2022年度末の数値。所得代替率への影響は、案1（撤廃）の場合は▲0.5%、案2（71万）の場合は▲0.3%、案3（62万円）の場合は▲0.2%

- ・ 令和6年財政検証について
- ・ 被用者保険の適用拡大等
- ・ 在職老齢年金制度の見直し
- ・ **遺族年金の見直し**
- ・ 厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引上げ
- ・ 将来の基礎年金の給付水準の底上げ
- ・ その他改正事項

現行の遺族年金制度の概要（遺族厚生年金）

1. 支給要件

遺族厚生年金は、次のいずれかに該当する場合に支給される。

- ① 厚生年金保険に加入中に死亡したとき
- ② 厚生年金保険に加入中に初診日のある病気・けがで5年以内に死亡したとき
※ ①、②に該当する者について、亡くなった月の前々月までに被保険者期間がある場合は、遺族基礎年金の保険料納付要件を満たしていることが必要。
- ③ 1級・2級の障害厚生年金の受給権者が死亡したとき
- ④ 老齢厚生年金の受給権者（保険料納付済期間等が25年以上である者に限る）または保険料納付済期間等が25年以上である者が死亡したとき

2. 支給対象者

死亡した者に生計を維持されていた次の遺族に支給される。

- ① 子のある妻、または子（遺族基礎年金を受給できる遺族）
- ② 子のない妻 ※ 夫の死亡時に30歳未満で子のない妻は、5年間の有期給付
- ③ 孫
- ④ 死亡当時55歳以上の夫、父母、祖父母（支給開始は60歳から）
※ 遺族基礎年金の支給対象となっている夫の遺族厚生年金は、55歳から支給される。
※ 子とは、18歳到達年度の末日までにある子または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子。
※ 「生計を維持されていた遺族」とは、①死亡した被保険者と生計を同じくし、②恒常的な収入が将来にわたって年収850万円以上にならないと認められること、という要件を満たす遺族をいう。

3. 年金額（令和7年度）

死亡した者の報酬比例の年金額 × 3/4

- ※ 報酬比例の年金額は老齢厚生年金の計算による。
ただし、支給要件①～③の場合、被保険者期間が300月未満である際は300月とみなして計算する。
- ※ 夫の死亡時に40歳以上（④に該当する場合、夫の被保険者期間が20年以上）で子のない妻等には、65歳までの間、遺族基礎年金の額の3/4（令和7年度：623,800円）が加算される（中高齢寡婦加算）。

※ 自らの老齢厚生年金の受給権が発生した者は、以下の方法で併給調整される。

- ① 自らの老齢厚生年金は全額支給。
- ② 次のAとBのうち、いずれか高い方の額が自らの老齢厚生年金よりも高額の場合、①との差額が遺族厚生年金として支給。
 - A. 遺族厚生年金（配偶者の老齢厚生年金の3/4）
 - B. 遺族厚生年金の2/3（配偶者の老齢厚生年金の1/2）と自らの老齢厚生年金の1/2

遺族厚生年金制度の見直しのポイント

現行の制度

- 遺族厚生年金の制度に男女差:子のない男性には給付がされないケースも

見直しの方向性

- ✓ 男女差の解消:40歳※未満の子のない配偶者には原則5年の有期給付
- ✓ 配慮が必要な方には65歳まで給付を継続

※20年かけて60歳未満に引上げ

配慮措置の導入

- ✓ 現行の遺族厚生年金額よりも有期給付加算で年金額を増額
- ✓ 婚姻期間中の厚生年金加入記録を分割することにより遺族の老齢年金を充実
- ✓ 収入にかかわらず受給可能に
- ✓ 現在の受給者や高齢の方、18歳年度末までの子を養育する間の配偶者に対する給付は現在の給付を継続

遺族厚生年金制度の見直しのポイント① 男女差の解消

現行制度(子のない場合)

妻 ➤ 無期給付の遺族厚生年金

男女差

夫 ➤ 給付なし(55歳未満)

見直し後(20年後)

妻 **夫**

➤ 原則5年の有期給付
(60歳未満の方)

➤ 配慮が必要な方は5年目以降も継続して受給可能

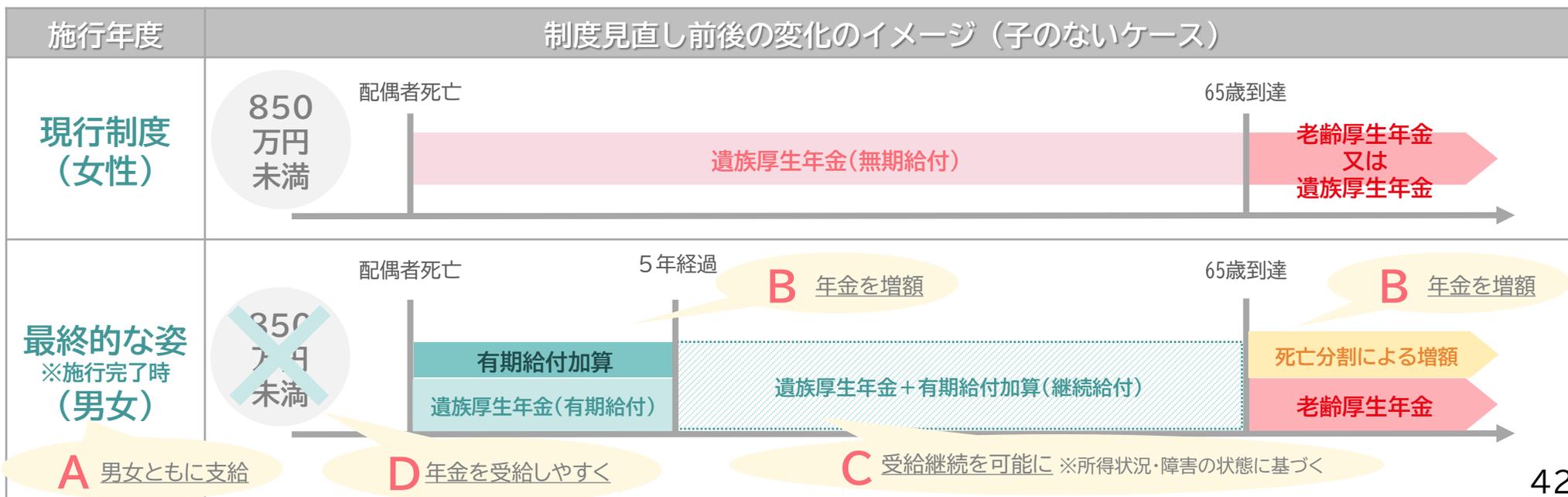
〈配慮措置〉

- 現在の受給者や高齢者は影響なし
- 足下の見直し対象は40歳未満
- 子のある間における給付内容は同じ

- 加算による年金額の増額
- 収入にかかわらず受給可能

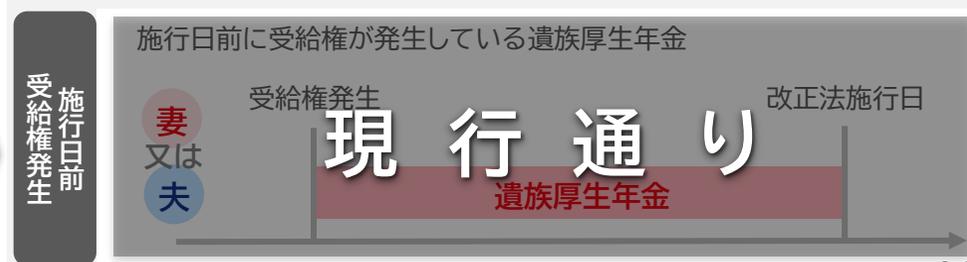
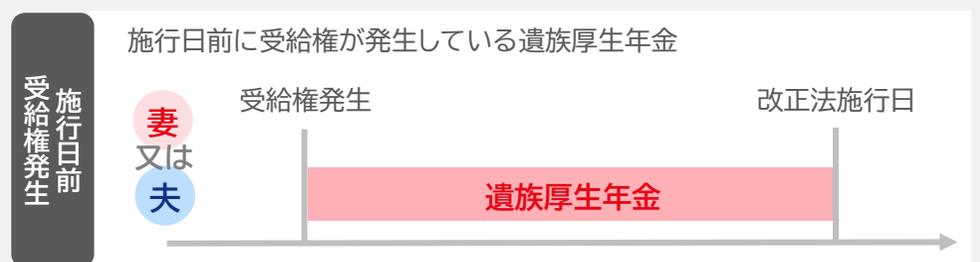
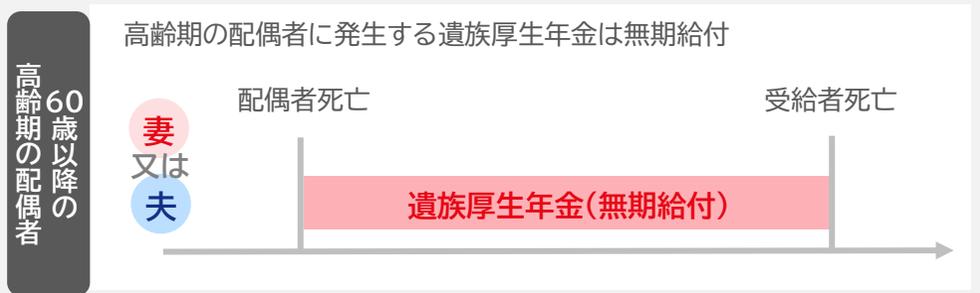
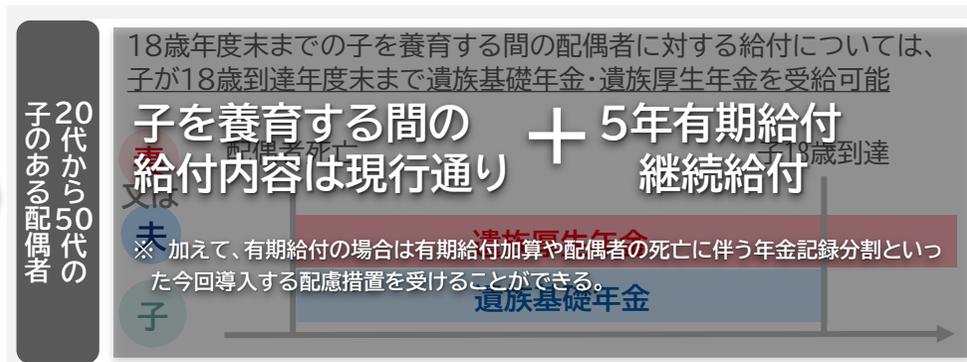
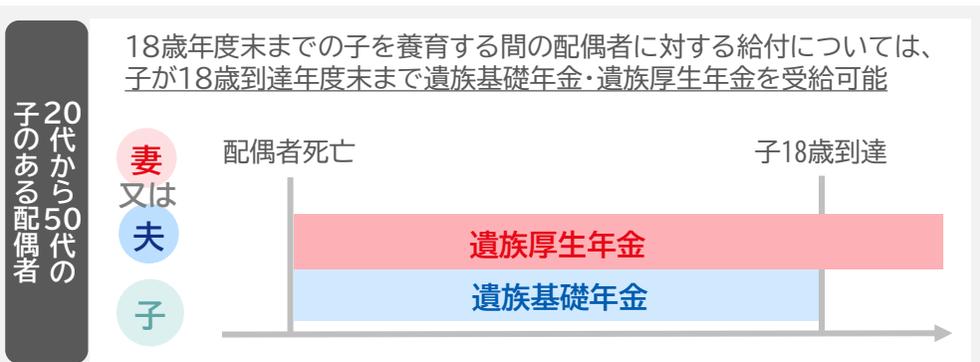
遺族厚生年金制度の見直しのポイント② 改正のイメージ

- 新たに子のない男性にも遺族厚生年金を支給(A)
- 年金額を増額(有期給付加算 + 死亡分割)(B)
- 配慮が必要な方は5年目以降も継続して受給可能(C)
- 収入にかかわらず受給可能(D)



遺族厚生年金制度の見直し 現行制度の給付内容が維持される者

- 18歳年度末までの子を養育する間の配偶者に対する給付は、現行制度の給付内容を維持する。
- 60歳以降の高齢期に配偶者を亡くした者に対する遺族厚生年金は、現行制度の給付内容を維持する。
- 改正法の施行日前に受給権が発生している遺族厚生年金については、現行制度の給付内容を維持する。



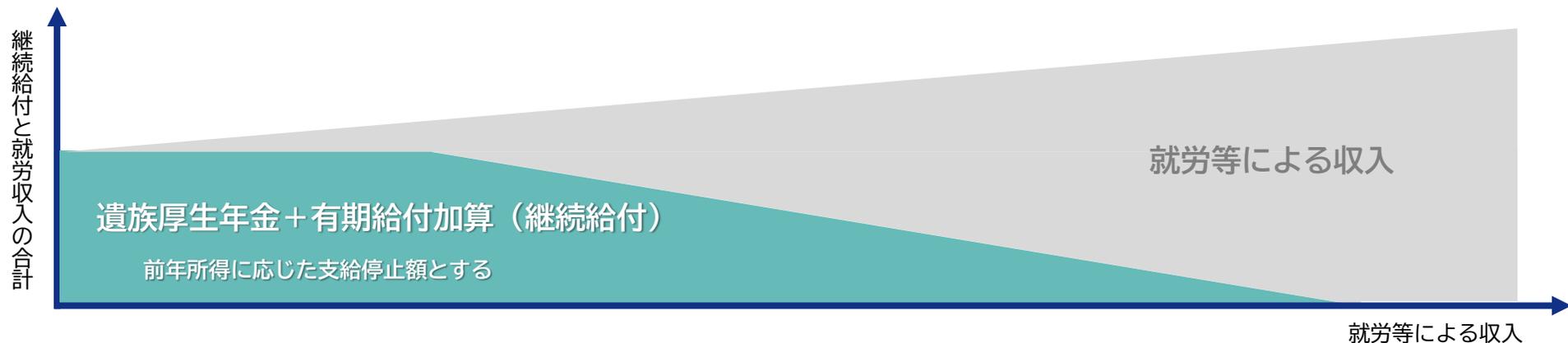
継続給付の支給額の調整について

- 有期給付の遺族厚生年金は基本的に5年間で生活を再建することを念頭に置いたものではある。他方で、様々な事情によって十分な生活の再建に至っておらず、引き続き、遺族厚生年金による生活保障の必要性が高い状況にある者等に対する継続給付は、保障の必要性に応じた支給額を支給することを目的とするものである。
- そのため、基本的な5年間の有期給付は全ての受給権者に支給されるものであるが、継続給付は十分な生活の再建に至っていない状況に着目して生活保障の必要性に応じた給付を行うものであるから、現行制度における国民年金保険料申請免除の基準所得を勘案して設定する基準所得未満であれば継続給付を全額支給し、当該基準を超える場合は継続給付の支給額を調整する。
- なお、継続給付と前年所得との支給調整については、ある基準所得を超える場合に継続給付を全額支給停止する仕組みとはせず、前年所得額に応じて継続給付の支給停止額を増加していくこととし、収入と継続給付の合計額が緩やかに上昇する仕組みとする。

継続給付の支給イメージ

※ 前年所得と継続給付の支給調整の例

収入の増加に伴い収入と継続給付の合計額が緩やかに上昇する仕組み
(国民年金保険料の全額免除基準所得を超える所得3に対して年金1を支給停止する)



有期給付の拡大に伴う配慮措置

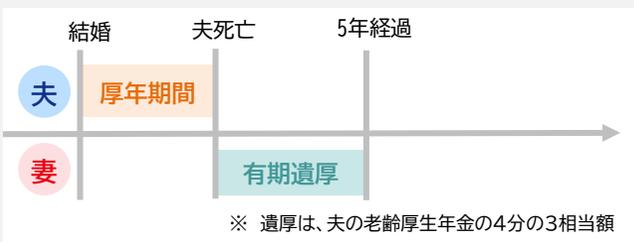
- 20代から50代に死別した18歳未満の子のない配偶者又は50代までに子が18歳到達年度末で遺族基礎年金が失権した配偶者に対する遺族厚生年金については、生計を立てる手段を確立するための5年間の有期給付とし、年齢要件にかかる男女差を解消するが、対象者を拡大していく中で、生活再建の観点から保障を厚くするために以下の配慮措置を講ずる。

【見直しの方向性】

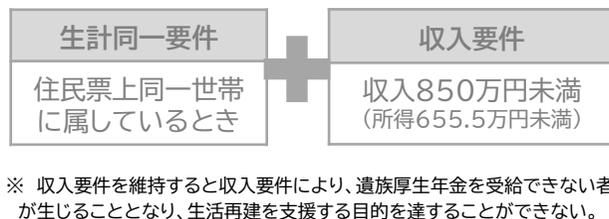
- ① 現行制度の離婚分割を参考に、有期給付の遺族厚生年金の受給権者を対象として、5年間の支給期間経過後に死亡者との婚姻期間中に係る厚年期間の標準報酬等の分割請求を可能とする「配偶者の死亡に伴う年金記録分割」制度を創設する。これにより、分割を受ける者の将来の老齢厚生年金が増加する。
- ② 死亡した被保険者の配偶者であって有期給付の遺族厚生年金の受給権者を対象として、現行制度における生計維持要件のうち収入要件を廃止する。これにより、有期給付の遺族厚生年金の受給対象者が拡大する。
- ③ 5年間の有期給付となる遺族厚生年金を対象として、現行制度の遺族厚生年金よりも金額を充実させるため、死亡した被保険者の老齢厚生年金の4分の1に相当する額の「有期給付加算」を創設する。これにより、有期給付の受給者を支援する。

これらの措置を講ずることにより、配偶者との死別からの生活再建を支援するとともに、高齢期における生活保障への対応を行う。

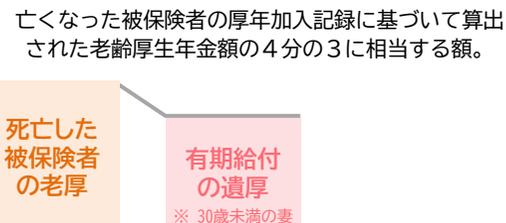
有期給付を拡大



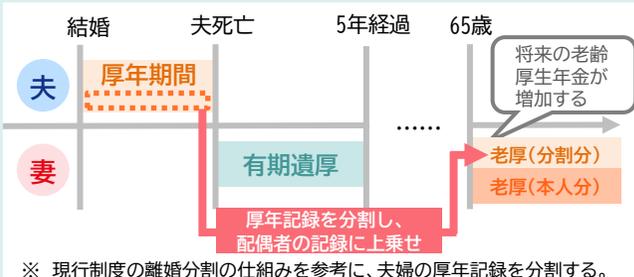
現行制度の生計維持要件



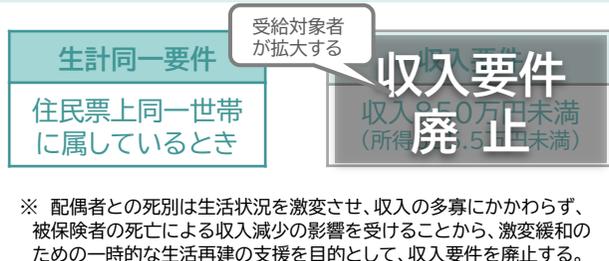
現行制度の遺族厚生年金の年金額



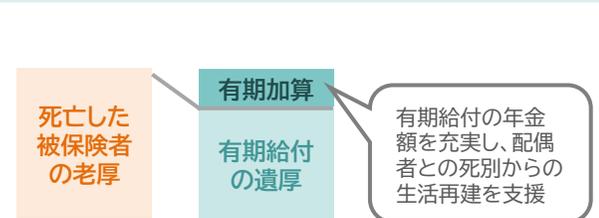
① 配偶者の死亡に伴う年金記録分割の導入



② 収入要件の見直し



③ 有期給付加算の創設



現行の遺族年金制度の概要（遺族基礎年金）

1. 支給要件

遺族基礎年金は、次の①から④のいずれかに該当する者が死亡した場合に支給される。

- ① 国民年金の被保険者
- ② 国民年金の被保険者であった者で、日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満である者
※ ①、②については、保険料納付済期間等が3分の2以上を条件とする。
なお、令和8年3月31日までの間の経過措置として、死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がない場合は上記要件に限らず支給される。
- ③ 老齢基礎年金の受給権者（保険料納付済期間等が25年以上である者に限る）
- ④ 保険料納付済期間等が25年以上である者

2. 支給対象者

死亡した者に生計を維持されていた次の遺族に支給される。

- ① 子のある配偶者
- ② 子（生計を同じくする父母がある間は支給停止）
※ 子とは、18歳到達年度の末日までにある子または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子。
※ 「生計を維持されていた遺族」とは、①死亡した被保険者と生計を同じくし、②恒常的な収入が将来にわたって年収850万円以上にならないと認められること、という要件を満たす遺族をいう。

3. 年金額（令和7年度）※昭和31年4月2日以後生まれの方の場合

831,700円（老齢基礎年金の満額と同額）＋子の加算額
子の加算額：第1子・第2子…各239,300円 第3子以降…各79,800円

親と同居する子に対する遺族基礎年金の支給停止規定の見直し

第23回社会保障審議会年金部会
2024年12月10日

資料 3

【現行制度】

- 遺族基礎年金は子を抱える配偶者や自ら生計を維持することができない子に対し、生活の安定を図ることを目的とする給付であるが、現行制度において子に対する遺族基礎年金は、遺族基礎年金の生計維持要件等に該当せず受給権を有さない父又は母と生計を同じくするときは支給停止されている。（遺族基礎年金が支給停止されるケースの例は下図を参照）

【見直しの意義】

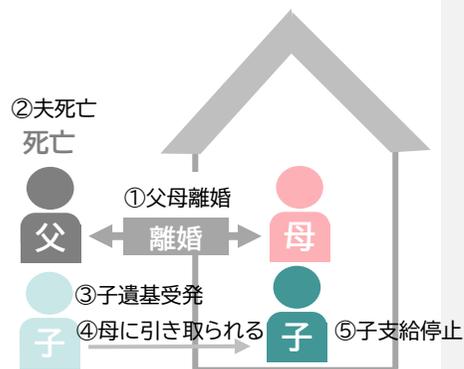
- 離婚の増加等の子を取り巻く家庭環境の変化を踏まえ、配偶者に遺族基礎年金の受給権が発生しない場合において子の生活の安定を図る遺族基礎年金の目的を達するため、子が置かれている状況によって遺族基礎年金の支給が停止される不均衡の解消を図る。

【見直しの方向性】

- 自らの選択によらない事情で子が置かれている状況によって遺族基礎年金が支給停止されることのないように、下記のケースのような生計を同じくする父又は母があることによる支給停止規定を見直す。

遺族基礎年金の受給権を有さない父又は母と生計を同じくすることによる子の遺族基礎年金の支給停止の例

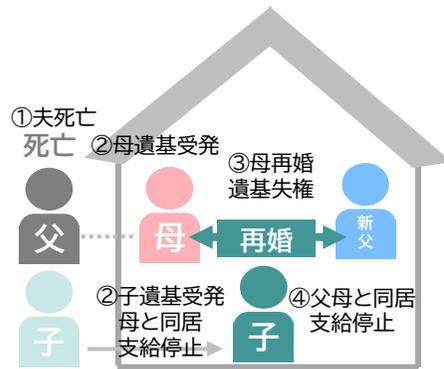
元配偶者に引き取られた場合



母と生計を同じくするため支給停止

※ 離婚した妻には遺族基礎年金が発生しない

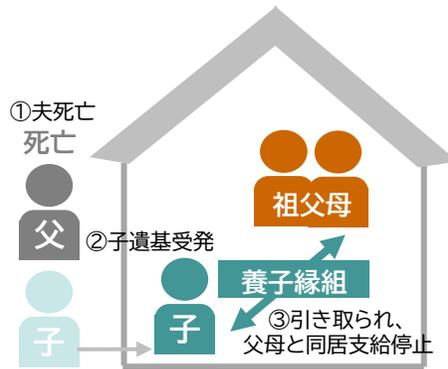
遺族配偶者が再婚した場合



父母と生計を同じくするため支給停止

※ 妻に遺族基礎年金は発生するが、再婚によって当該遺族基礎年金の受給権は失権する。

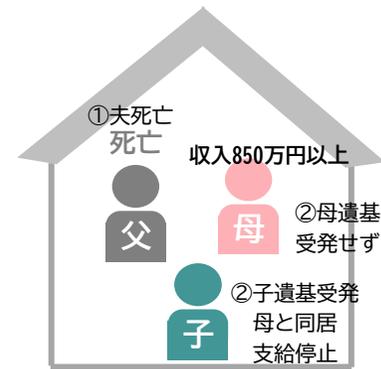
直系血族(又は姻族)の養子になった場合



父母と生計を同じくするため支給停止

※ 祖父母には遺族基礎年金は発生しない

遺族配偶者が収入850万以上の場合



母と生計を同じくするため支給停止

※ 妻は生計維持要件を満たさないことから、当該妻に遺族基礎年金は発生しない。

すべてのケースで子に遺族基礎年金が支給されるように見直す

※ 見直しを行う場合、新たに支給となる給付による国庫負担の増加に対応した財源が必要。

- ・ 令和6年財政検証について
- ・ 被用者保険の適用拡大等
- ・ 在職老齢年金制度の見直し
- ・ 遺族年金の見直し
- ・ **厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引上げ**
- ・ 将来の基礎年金の給付水準の底上げ
- ・ その他改正事項

厚生年金保険・健康保険の標準報酬月額等級表

- 厚生年金保険法において、標準報酬月額は全部で32等級あり、下限は8.8万円、上限は65万円となっている。
(第32級は、令和2年9月1日に追加)
- 健康保険法・船員保険法において、標準報酬月額は全部で50等級あり、下限は5.8万円、上限は139万円となっている。
(第48～50級は、平成28年4月1日に追加)

※上限である標準報酬65万円以上の割合：男性9.6%、男女計6.5%

健康保険 の等級	厚生年金 の等級	標準報酬月額		報酬月額	
		(円)	(円以上)	(円未満)	(円未満)
1		58,000		～	63,000
2		68,000	63,000	～	73,000
3		78,000	73,000	～	83,000
4	1	88,000	83,000	～	93,000
5	2	98,000	93,000	～	101,000
6	3	104,000	101,000	～	107,000
7	4	110,000	107,000	～	114,000
8	5	118,000	114,000	～	122,000
9	6	126,000	122,000	～	130,000
10	7	134,000	130,000	～	138,000
11	8	142,000	138,000	～	146,000
12	9	150,000	146,000	～	155,000
13	10	160,000	155,000	～	165,000
14	11	170,000	165,000	～	175,000
15	12	180,000	175,000	～	185,000
16	13	190,000	185,000	～	195,000
17	14	200,000	195,000	～	210,000
18	15	220,000	210,000	～	230,000
19	16	240,000	230,000	～	250,000
20	17	260,000	250,000	～	270,000
21	18	280,000	270,000	～	290,000
22	19	300,000	290,000	～	310,000
23	20	320,000	310,000	～	330,000
24	21	340,000	330,000	～	350,000
25	22	360,000	350,000	～	370,000

健康保険 の等級	厚生年金 の等級	標準報酬月額		報酬月額	
		(円)	(円以上)	(円未満)	(円未満)
26	23	380,000	370,000	～	395,000
27	24	410,000	395,000	～	425,000
28	25	440,000	425,000	～	455,000
29	26	470,000	455,000	～	485,000
30	27	500,000	485,000	～	515,000
31	28	530,000	515,000	～	545,000
32	29	560,000	545,000	～	575,000
33	30	590,000	575,000	～	605,000
34	31	620,000	605,000	～	635,000
35	32	650,000	635,000	～	665,000
36		680,000	665,000	～	695,000
37		710,000	695,000	～	730,000
38		750,000	730,000	～	770,000
39		790,000	770,000	～	810,000
40		830,000	810,000	～	855,000
41		880,000	855,000	～	905,000
42		930,000	905,000	～	955,000
43		980,000	955,000	～	1,005,000
44		1,030,000	1,005,000	～	1,055,000
45		1,090,000	1,055,000	～	1,115,000
46		1,150,000	1,115,000	～	1,175,000
47		1,210,000	1,175,000	～	1,235,000
48		1,270,000	1,235,000	～	1,295,000
49		1,330,000	1,295,000	～	1,355,000
50		1,390,000	1,355,000	～	

標準報酬月額の上限見直し（案）

第21回社会保障審議会年金部会
2024年11月25日

資料3
一部改変

- 標準報酬月額の上限見直しについては、以下の案を検討してはどうか。

現行

改正後

【標準報酬月額上限】
現在の上限：65万円

（改定ルール）全被保険者の平均標準報酬月額の2倍に相当する額が標準報酬月額の上限を上回り、その状態が継続すると認められる場合に上限引上げ

上限98万円

（改定ルール）上限該当者が2%を超える場合に上限引上げ

上限83万円

（改定ルール）上限該当者が3%を超える場合に上限引上げ
（見直しの考え方）上限該当者（現在6.5%）を概ね半減（約3%）

上限79万円

（改定ルール）上限該当者が3.5%を超える場合に上限引上げ
（見直しの考え方）男性の上限該当者（現在9.6%）を概ね半減（約5%）

上限75万円

（改定ルール）上限該当者が4%を超える場合に上限引上げ
（見直しの考え方）男女ともに上限該当者が最頻値とならない

【参考】所得代替率への影響は上限98万円の場合+0.5%、上限83万円の場合+0.4%、上限79万円の場合+0.3%、上限75万円の場合+0.2%。

(参考) 標準報酬月額の上限の引上げ該当者数及び保険料収入の増加額

標準報酬 月額上限	上限該当者数 ※()内は全体(4,200万人)に占める割合	保険料収入の増加額(満年度1年分)		
			うち事業主負担分	うち本人負担分
65万円	259万人(6.2%)	—	—	—
68万円	225万人(5.4%)	1,500億円	750億円	750億円
71万円	198万人(4.8%)	2,800億円	1,400億円	1,400億円
75万円	168万人(4.0%)	4,300億円	2,150億円	2,150億円
79万円	144万人(3.5%)	5,500億円	2,750億円	2,750億円
83万円	123万人(3.0%)	6,600億円	3,300億円	3,300億円
88万円	107万人(2.6%)	7,800億円	3,900億円	3,900億円
93万円	93万人(2.2%)	8,800億円	4,400億円	4,400億円
98万円	83万人(2.0%)	9,700億円	4,850億円	4,850億円
103万円	69万人(1.7%)	10,500億円	5,250億円	5,250億円
109万円	62万人(1.5%)	11,300億円	5,650億円	5,650億円
115万円	56万人(1.3%)	12,000億円	6,000億円	6,000億円
121万円	51万人(1.2%)	12,700億円	6,350億円	6,350億円
127万円	44万人(1.1%)	13,300億円	6,650億円	6,650億円
133万円	40万人(1.0%)	13,800億円	6,900億円	6,900億円
139万円	36万人(0.9%)	14,300億円	7,150億円	7,150億円

※ 上限該当者数は2022年度末時点における現行の上限(65万円)該当者数259万人(1号厚年のみ)を、「健康保険・船員保険被保険者実態調査(令和4年10月)」による健康保険・船員保険の標準報酬月額等級別被保険者数の分布をもとに按分して推計。

- ・ 令和6年財政検証について
- ・ 被用者保険の適用拡大等
- ・ 在職老齢年金制度の見直し
- ・ 遺族年金の見直し
- ・ 厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引上げ
- ・ **将来の基礎年金の給付水準の底上げ**
- ・ その他改正事項

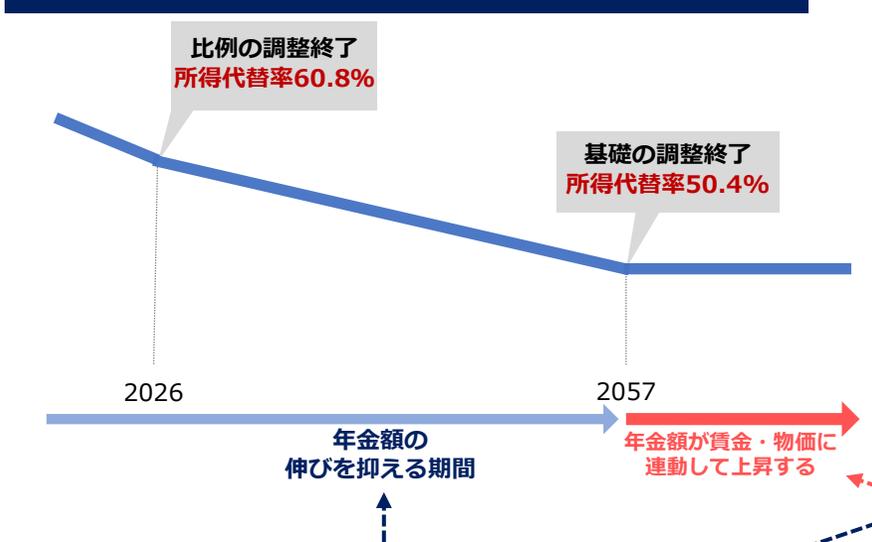
基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了

第21回社会保障審議会年金部会
2024年11月25日

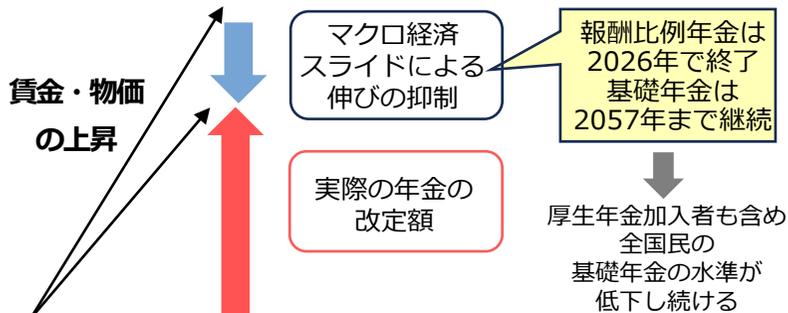
資料1

継続的な賃金や物価の上昇が想定される中、現行の年金制度はマクロ経済スライドによる調整(少子高齢化が進む中でも、持続可能性を確保する仕組み)により、賃金や物価の伸びより年金額の伸びが抑えられている。年金制度の持続可能性を確保しつつ、マクロ経済スライドを公的年金全体で早期終了した場合、年金額は賃金・物価に連動して上昇するようになる。

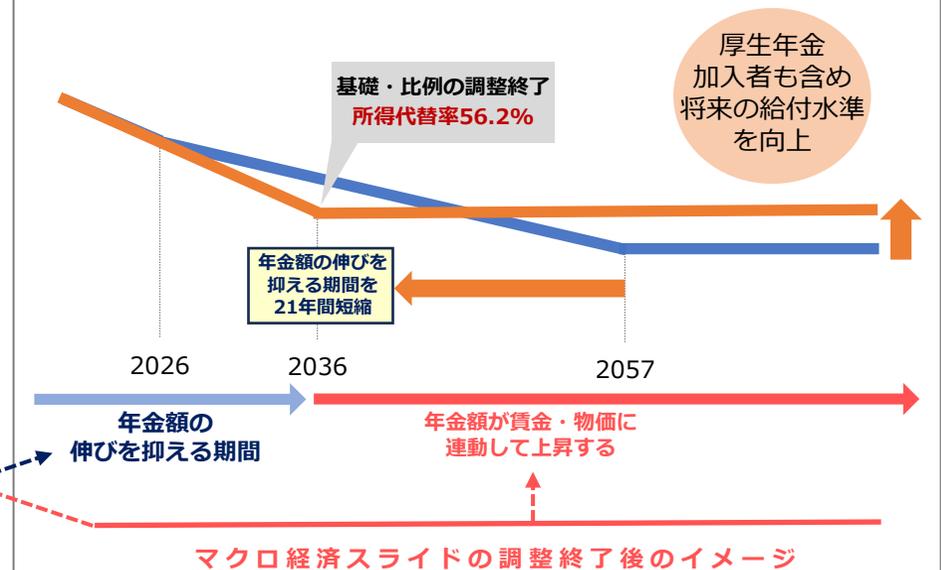
将来の年金水準 (現行制度の場合)



現行の年金額の改定のイメージ



将来の年金水準 (基礎年金のマクロ経済スライドを早期終了した場合)



賃金・物価の上昇

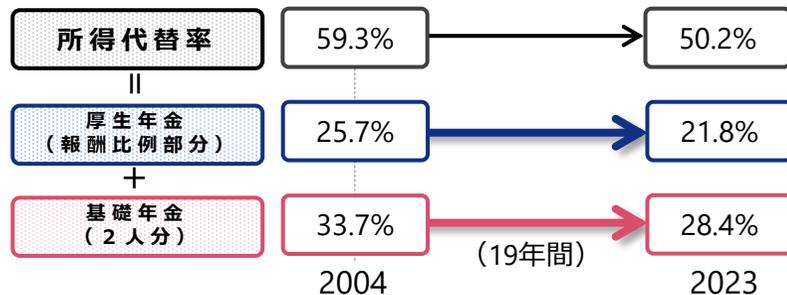
実際の年金の改定額
賃金や物価に連動
賃金・物価
上昇に負けない
年金制度にする

年金額の伸びを抑える期間を21年間短縮

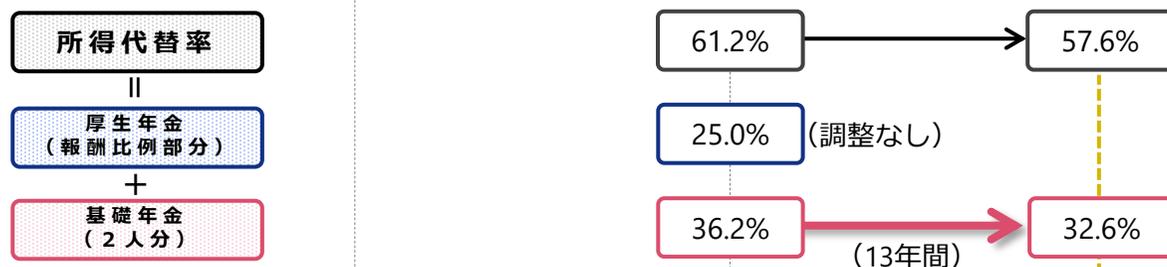
被用者保険の更なる適用拡大を行った場合(適用拡大②)

【成長型経済移行・継続ケース】

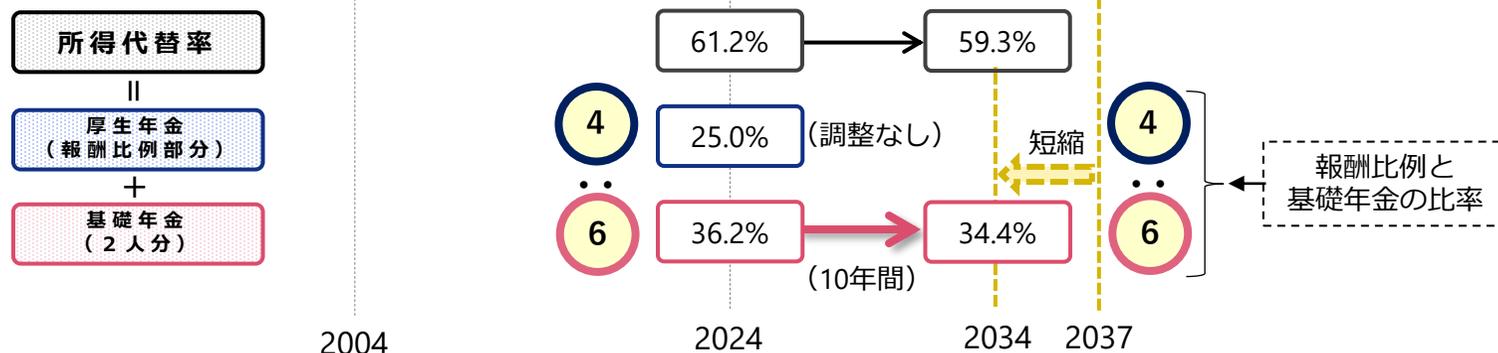
《平成16(2004)年財政再計算》【基本ケース】



《現行》



《適用拡大②》



注：適用拡大②

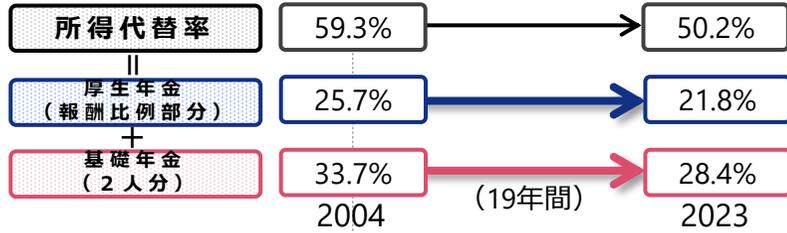
- ・企業規模要件の撤廃
- ・5人以上個人事業所の非適用業種の解消
- ・賃金要件の撤廃又は最低賃金の引き上げ

対象者
200万人

適用拡大②と給付調整の早期終了(マクロ経済スライドの調整期間の一致)を行った場合 【過去30年投影ケース】

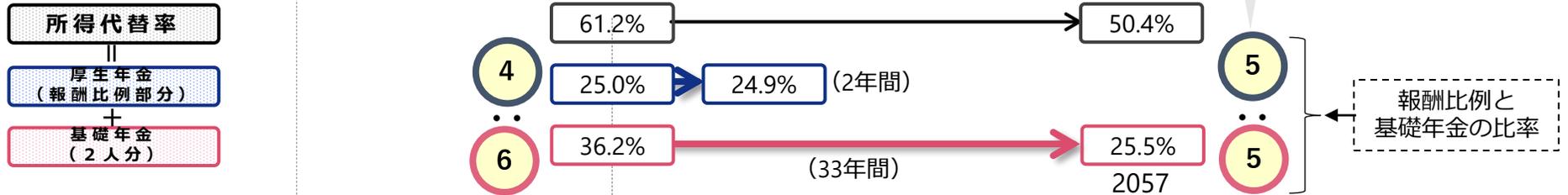
第21回社会保障審議会年金部会
2024年11月25日
資料1
一部改変

《平成16(2004)年財政再計算》【基本ケース】

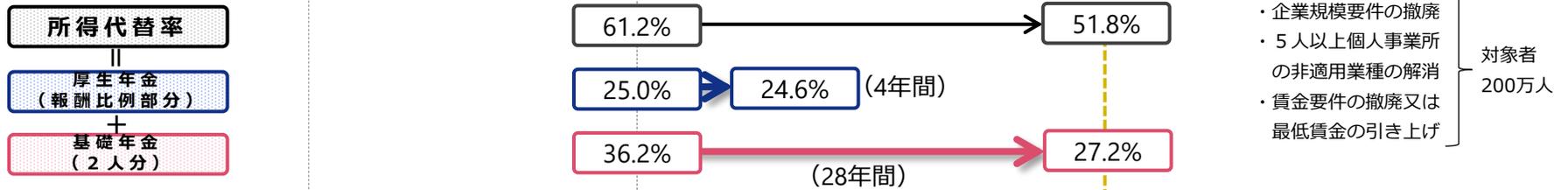


基礎年金の比率が低下することで、厚生年金の所得再分配機能が低下。(低所得層ほど年金の水準が低下)

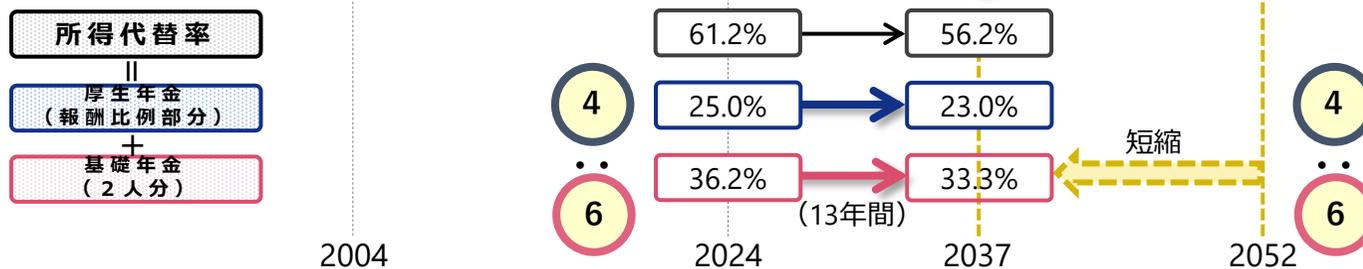
《現行》



《適用拡大②》



《適用拡大② + 給付調整の早期終了》

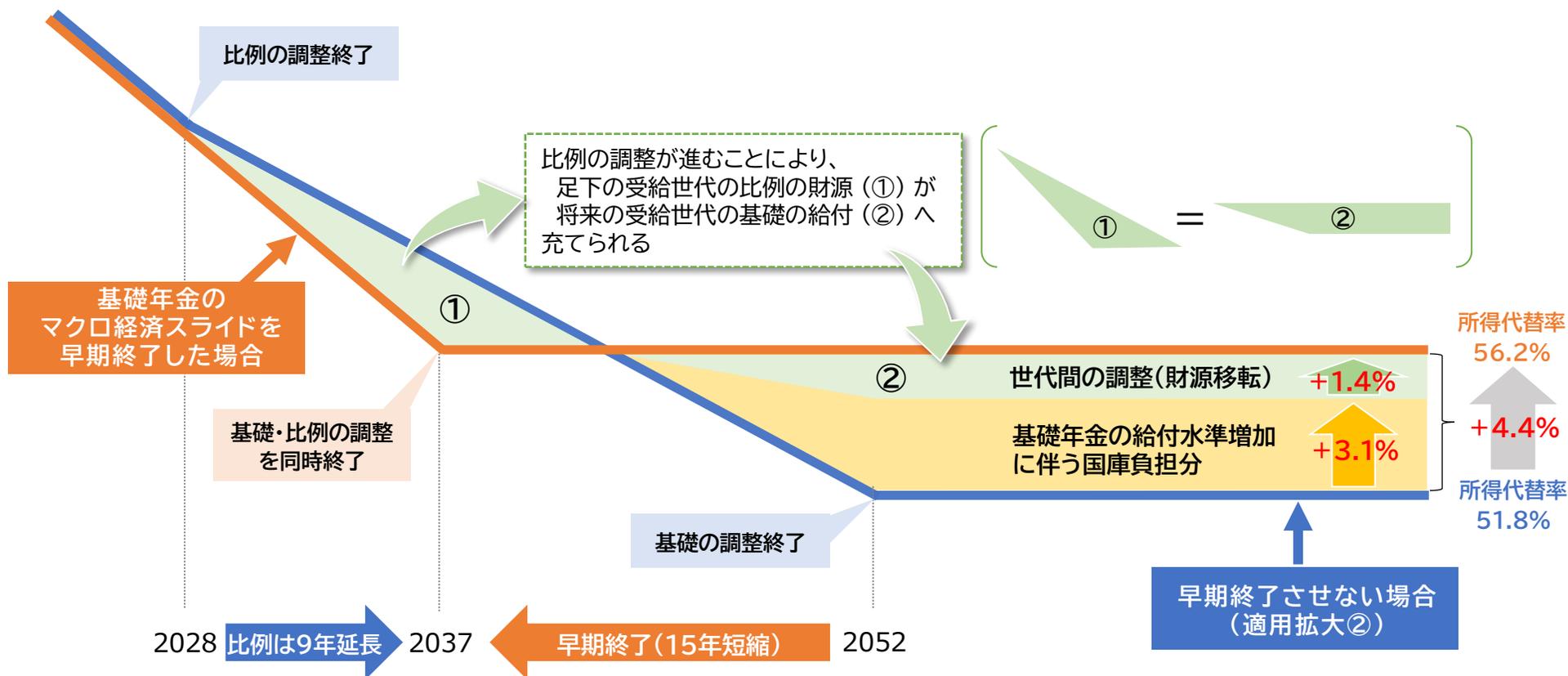


基礎年金のマクロ経済スライドの早期終了による将来の給付水準の上昇効果

基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了(マクロ経済スライドの調整期間の一致)により、

- ・ 基礎(1階)の水準上昇に伴う国庫負担の増加で給付が純増するとともに、
- ・ 比例(2階)の給付調整が進むことで足下の受給世代の比例(2階)の財源(①)が将来の受給世代の基礎(1階)の給付(②)に充てられ、世代間の財源移転も行われる。

これらの効果により、将来の給付水準が上昇。



【出所】 令和6年財政検証オプション試算(適用拡大②) <過去30年投影ケース>

※ 端数処理の関係で、内訳の合計が総計の数値と一致しない場合がある。

(注) この措置を実施するためには、将来的な国庫負担の増加が見込まれることから、その増加分に対応した安定財源の確保が必要。

基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了（調整期間の一致）について（案）

第21回社会保障審議会年金部会
2024年11月25日

資料1

1. 改正の必要性

- 公的年金は、本来、賃金や物価の伸びで改定し、実質的な価値を維持。現在は、長期の財政安定のためマクロ経済スライドにより改定幅を抑制。
- 過去30年の状況を投影した保守的な経済前提でも、マクロ経済スライドによる給付調整は、報酬比例部分は2026年度に終了する一方、基礎年金の給付調整は30年以上継続の見込み。現行の仕組みを前提にすると、基礎年金のみ給付調整が続き、基礎年金の給付水準が長期にわたって低下。この結果、厚生年金の所得再分配機能も低下。

2. 改正の意義

- 年金制度の持続可能性を確保しつつ、将来の公的年金全体の給付水準の向上を図る観点から、基礎年金の給付調整を早期に終了させ（基礎年金と報酬比例部分の給付調整期間を一致させ）、賃金や物価に連動した年金額を実現。同時に将来の基礎年金の給付水準も向上。
- 加えて、基礎年金水準の向上により、将来においては、厚生年金の受給者を含め、ほぼ全ての受給者の年金水準が上昇。特に、基礎年金の再分配機能が強化されることにより低所得層への効果が大きい。

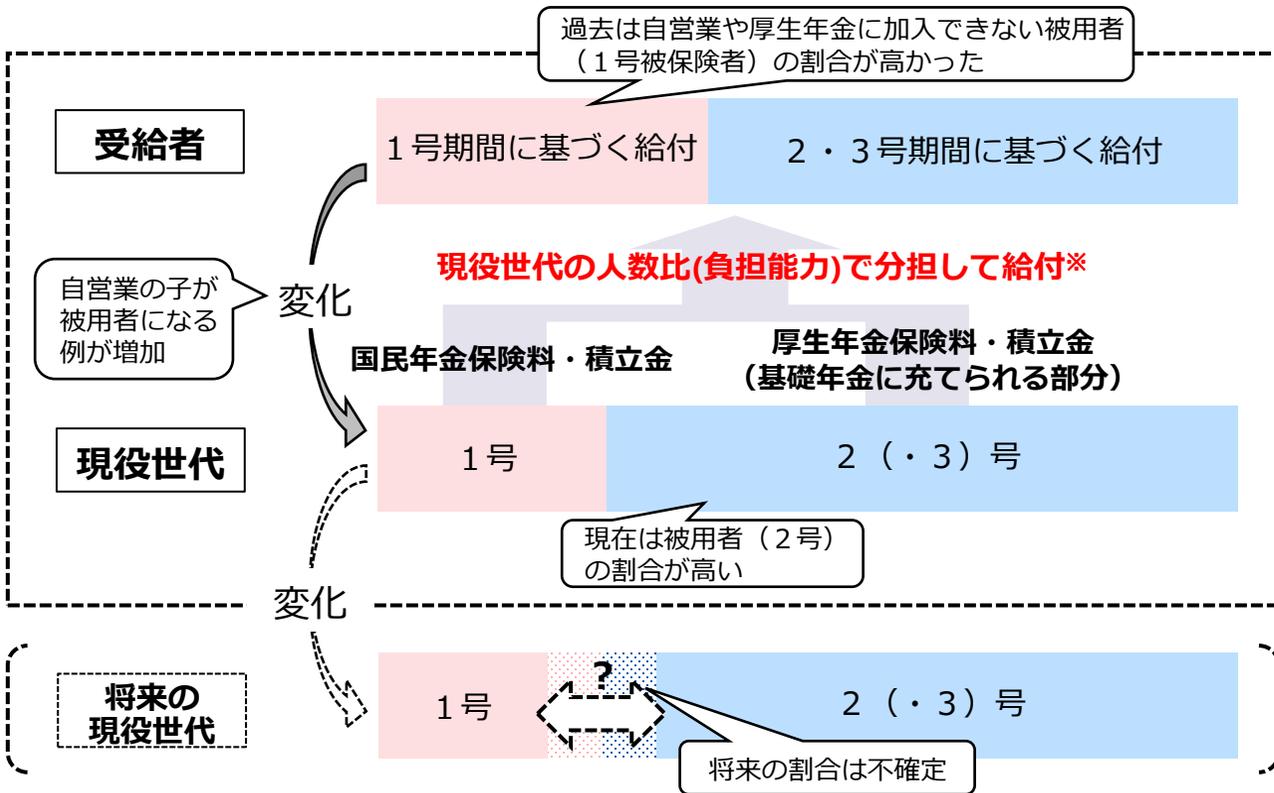
3. 見直しの方向性

- 国民年金と厚生年金それぞれの財政均衡を維持した上で、報酬比例部分（2階）のマクロ経済スライドを継続し、基礎年金（1階）と報酬比例部分（2階）の調整期間を一致させることで、公的年金全体として給付調整を早期に終了させることについてどう考えるか。
 - ※ 基礎年金の給付調整の早期終了により、調整終了後の年金水準は、ほぼ全ての厚生年金受給者で上昇する見込み。一方、報酬比例部分（2階）の調整期間が現行制度よりも長くなることにより、この期間中に厚生年金を受給する者は、一時的に年金水準が低下することについてどう考えるか。
 - ※ 将来の基礎年金水準が上昇する結果、現行制度と比べて国庫負担が増加。一方、増加が始まるのは基礎年金のマクロ経済スライド調整終了後（過去30年投影ケースで2036年）であることも踏まえ、将来的な財源の確保についてどう考えるか。
- そのため、基礎年金拠出金の算定方法を、現行の被保険者数の人数割に加え、積立金も勘案して計算する仕組みに変更することについてどう考えるか。
 - ※ この場合、現行の人数割による拠出と比べて、厚生年金の基礎年金拠出金が増加することとなるが、どう考えるか。

基礎年金の給付の考え方

- 全国民共通の基礎年金は、個々の受給者がどの制度にどれだけ加入していたかにかかわらず、基礎年金を支給する時点の現役世代が人数比で分担して給付の費用を担う「**国民全体で支える仕組み**」
- 基礎年金の底上げのための措置を実施する場合、こうした仕組みをより安定的にするため、厚生年金の積立金をより多く基礎年金の給付に充当※ ※ 現役時代の人数比に加え、積立金の比率を考慮（厚生年金は1号の中の被用者の数を勘案）

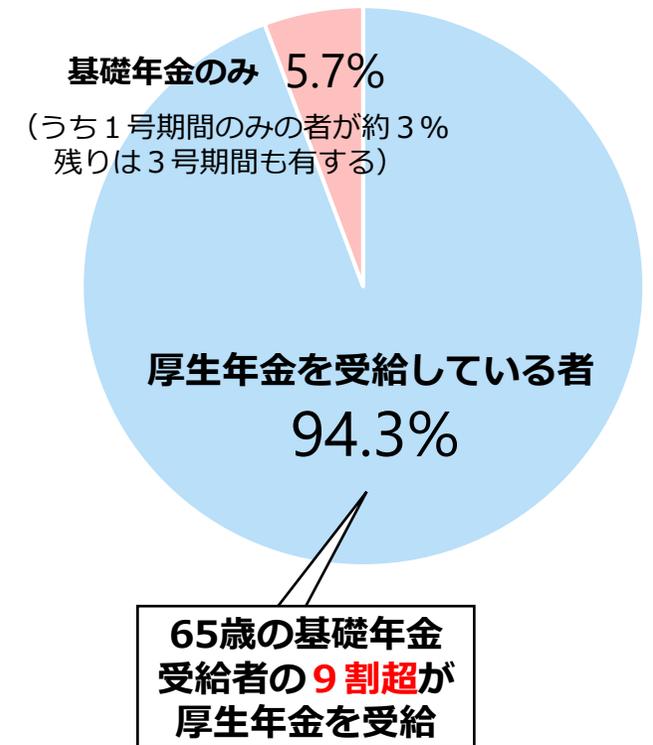
現行の基礎年金の給付の考え方



（注） 1号：自営業者・学生・厚生年金に加入できない被用者等
 2号：厚生年金に加入している被用者
 3号：2号の被扶養配偶者

※ 産業構造や就業構造が変化中、被用者(2号)が自営業等(1号)を支えたり、自営業等(1号)が被用者(2号)を支えたりすることを想定した仕組み

(参考) 65歳の基礎年金受給者の受給状況



厚生年金の積立金の充て方（基礎年金(1階)と報酬比例(2階)の配分)

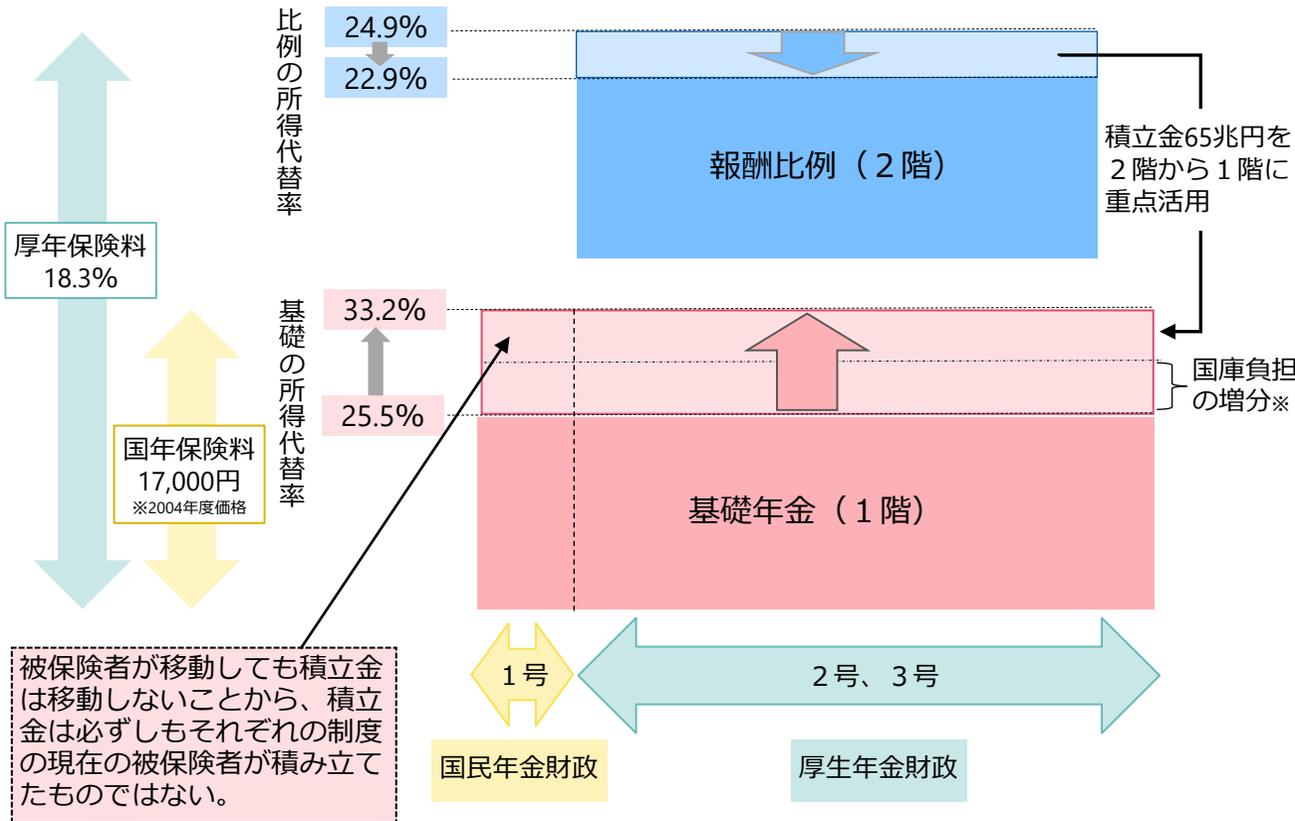
第23回社会保障審議会年金部会（2024年12月10日）

資料2

- 厚生年金の保険料(18.3%)には基礎年金(1階)分も含まれるため、厚生年金の保険料や積立金は、報酬比例(2階)だけでなく、基礎年金(1階)の給付にも充てられるもの。
- 基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整を早期終了させると、厚生年金の積立金を基礎年金(1階)により多く活用することとなり、基礎年金(1階)の給付水準上昇に伴う国庫負担の増も相まって、将来的には99.9%の方の給付水準が上昇する。

早期終了による基礎年金水準の引き上げのイメージ

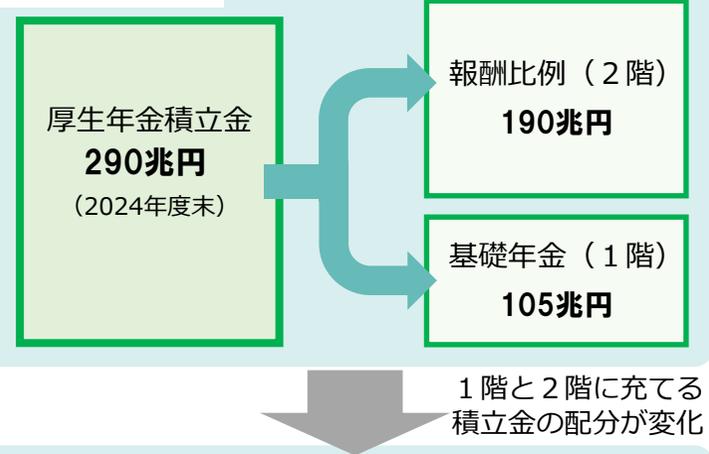
《過去30年投影ケース》



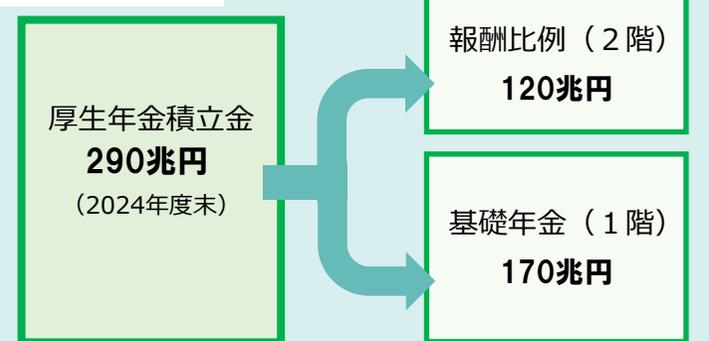
厚生年金積立金の配分の変化のイメージ

※5兆円単位で端数処理しているため、合計と合わないことがある。

《現行》



《早期終了》



※現行制度と比べて、将来的な国庫負担の増加が見込まれることから、基礎年金のマクロ経済スライドの調整終了までに安定財源の確保が必要。

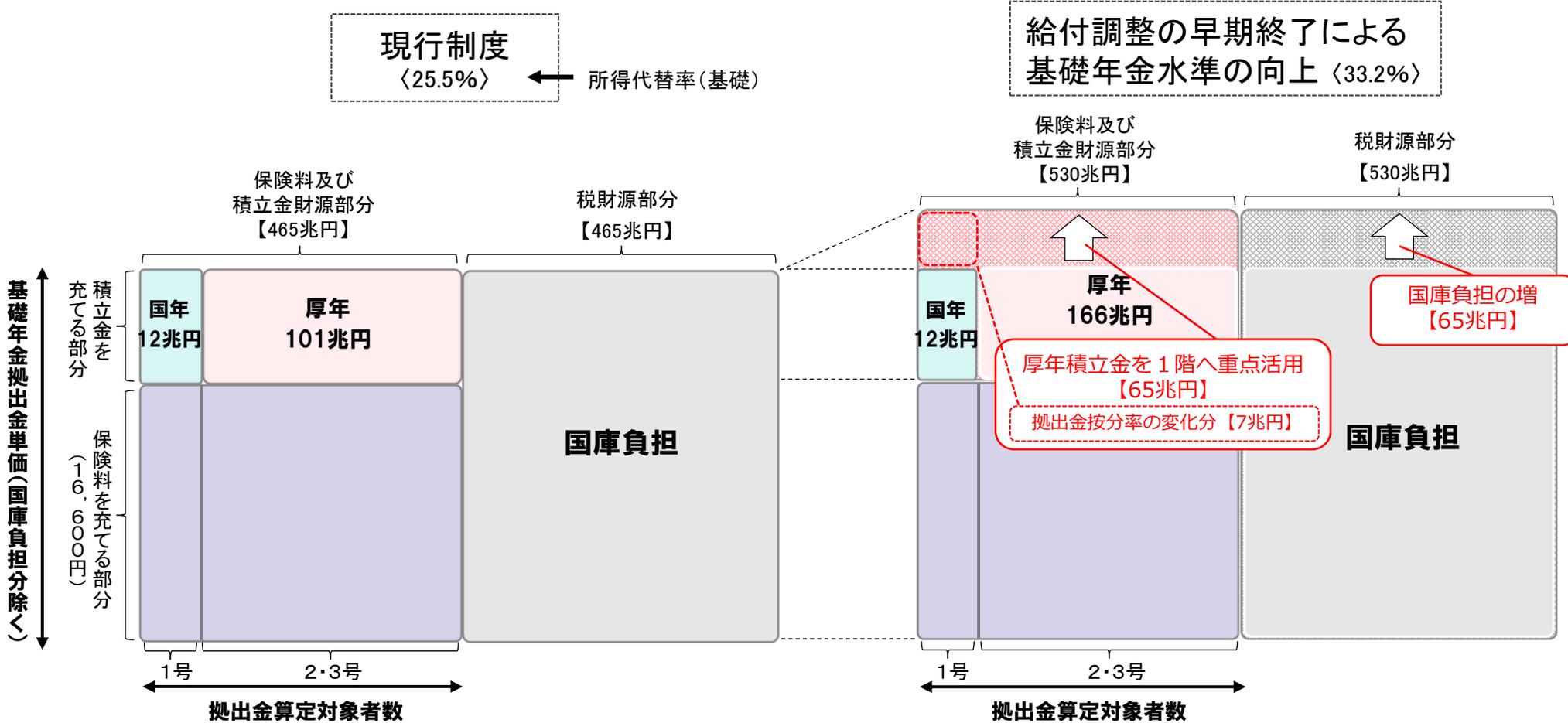
基礎年金の財政構造の変化(現行制度・基礎年金の給付調整の早期終了)

第21回社会保障審議会年金部会
2024年11月25日

資料1

- 基礎年金の給付調整の早期終了(調整期間の一致)により、厚年積立金を1階に重点活用(+65兆円)。このうち、拠出金按分率の変化分は7兆円。
- 加えて、国庫負担の増により財源の総額が増加し、ほぼ全ての厚生年金受給者で2階も含めた給付水準が上昇。

《過去30年投影ケース》 概ね100年間にわたる基礎年金給付の財源を運用利回りで2024年度価格に換算して一時金で表示



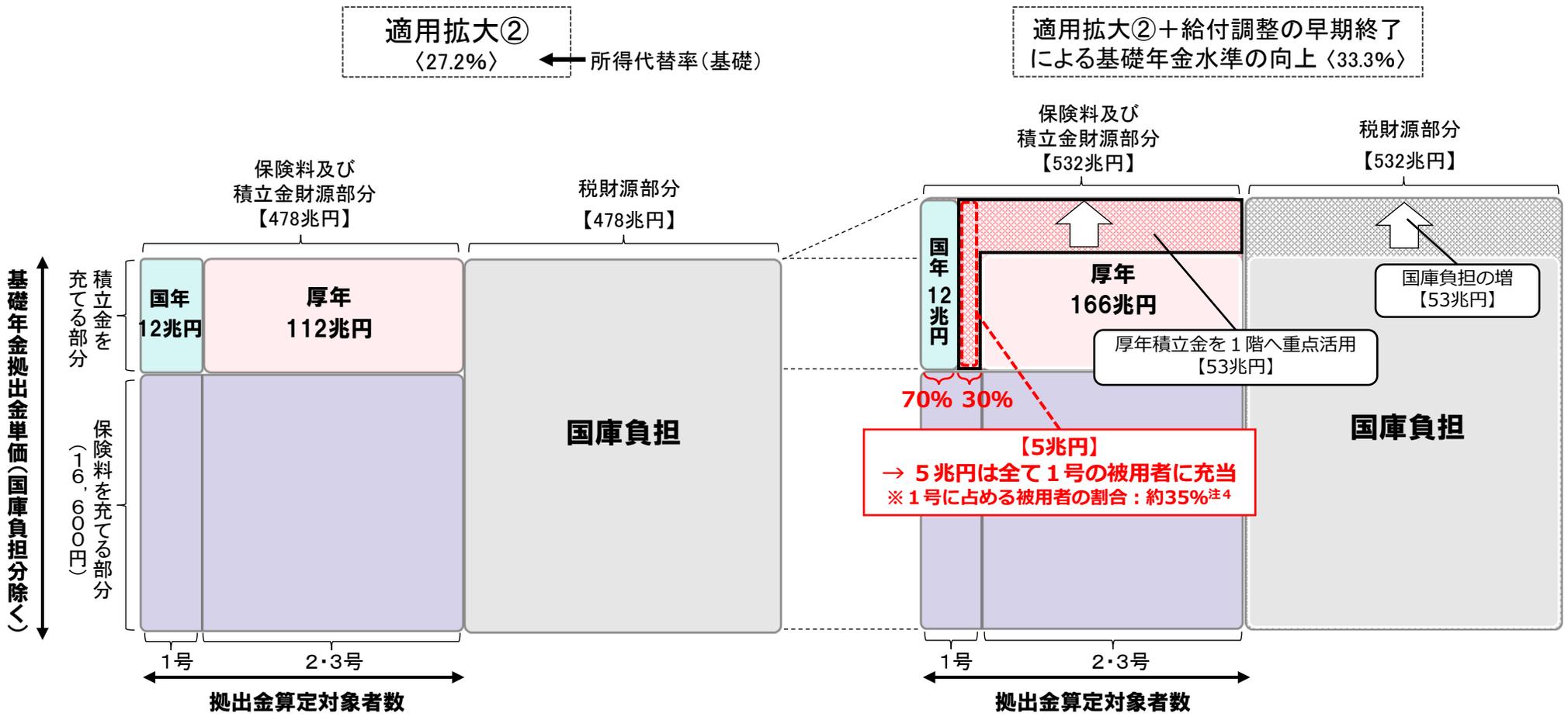
注1: 積立金は概ね100年間で基礎年金給付に充てる額であり、厚生年金(報酬比例部分)に充てる積立金や財政均衡期間の終了時に保有する給付費約1年分相当の積立金等が除かれている。
 注2: 厚生年金保険料のうち1階(基礎年金)相当部分は、国民年金保険料(※)と同額とみなして計算している。
 ※ 国民年金の独自給付及び産休免除相当分(約400円)を除いた月額16,600円(2004年度価格)としている。
 注3: 国庫負担は特別国庫負担(保険料免除期間に係る給付費や20歳前障害に係る障害基礎年金の給付費等)に対する国庫負担)を含まない。
 特別国庫負担の額は、現行制度:28兆円、基礎年金の給付調整の早期終了:32兆円。

基礎年金の財政構造の変化(適用拡大②・基礎年金の給付調整の早期終了)

適用拡大②：企業規模要件の撤廃 + 5人以上個人事業所の非適用業種の解消 + 賃金要件の撤廃又は最低賃金の引き上げ（対象者200万人）

- 基礎年金の給付調整の早期終了（調整期間の一致）により1階に重点活用される厚年積立金（53兆円）のうち、拠出金按分率の変化分は5兆円。
- この5兆円は、全て1号被保険者の中の被用者分に充当される。

《過去30年投影ケース》 概ね100年間にわたる基礎年金給付の財源を運用利回りで2024年度価格に換算して一時金で表示

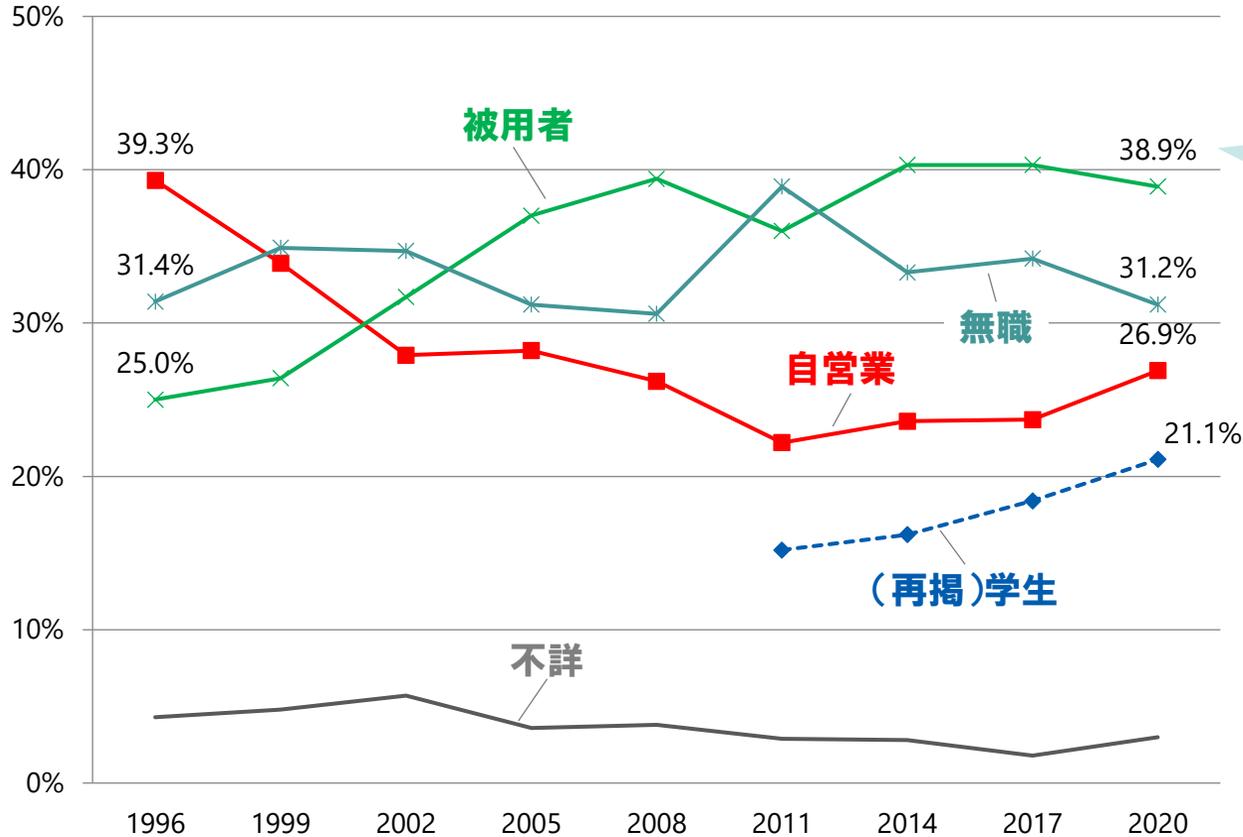


注1：積立金は概ね100年間で基礎年金給付に充てる額であり、厚生年金（報酬比例部分）に充てる積立金や財政均衡期間の終了時に保有する給付費約1年分相当の積立金等が除かれている。
 注2：厚生年金保険料のうち1階（基礎年金）相当部分は、国民年金保険料（※）と同額とみなして計算している。
 ※ 国民年金の独自給付及び産休免除相当分（約400円）を除いた月額16,600円（2004年度価格）としている。
 注3：国庫負担は特別国庫負担（保険料免除期間に係る給付費や20歳前障害に係る障害基礎年金の給付費等に対する国庫負担）を含まない。
 特別国庫負担の額は、適用拡大②：28兆円、適用拡大②+基礎年金の給付調整の早期終了：32兆円。
 注4：「1号に占める被用者の割合」は、「令和2年国民年金被保険者実態調査」等を基に推計した、適用拡大②を行った場合の数値。
 注5：適用拡大②
 ・企業規模要件の撤廃
 ・5人以上個人事業所の非適用業種の解消
 ・賃金要件の撤廃又は最低賃金の引き上げ
 対象者 200万人

【参考】第1号被保険者の就業状況

- 第1号被保険者のうち自営業の割合は低下傾向。2000年代以降、被用者や無職より少ない。

第1号被保険者の就業状況【構成割合】



適用拡大②(200万人ベース)を行った場合、1号に占める被用者の割合は約35%※2になる

(出所) 国民年金被保険者実態調査、厚生年金保険・国民年金事業年報 より作成

※1 「自営業」は自営業主、家族従業者の計、「被用者」は常用雇用、パート・アルバイト・臨時の計

※2 適用拡大②の対象者数 200万人のうち、1号から2号へ移動する人数 70万人を基に推計

注：適用拡大②

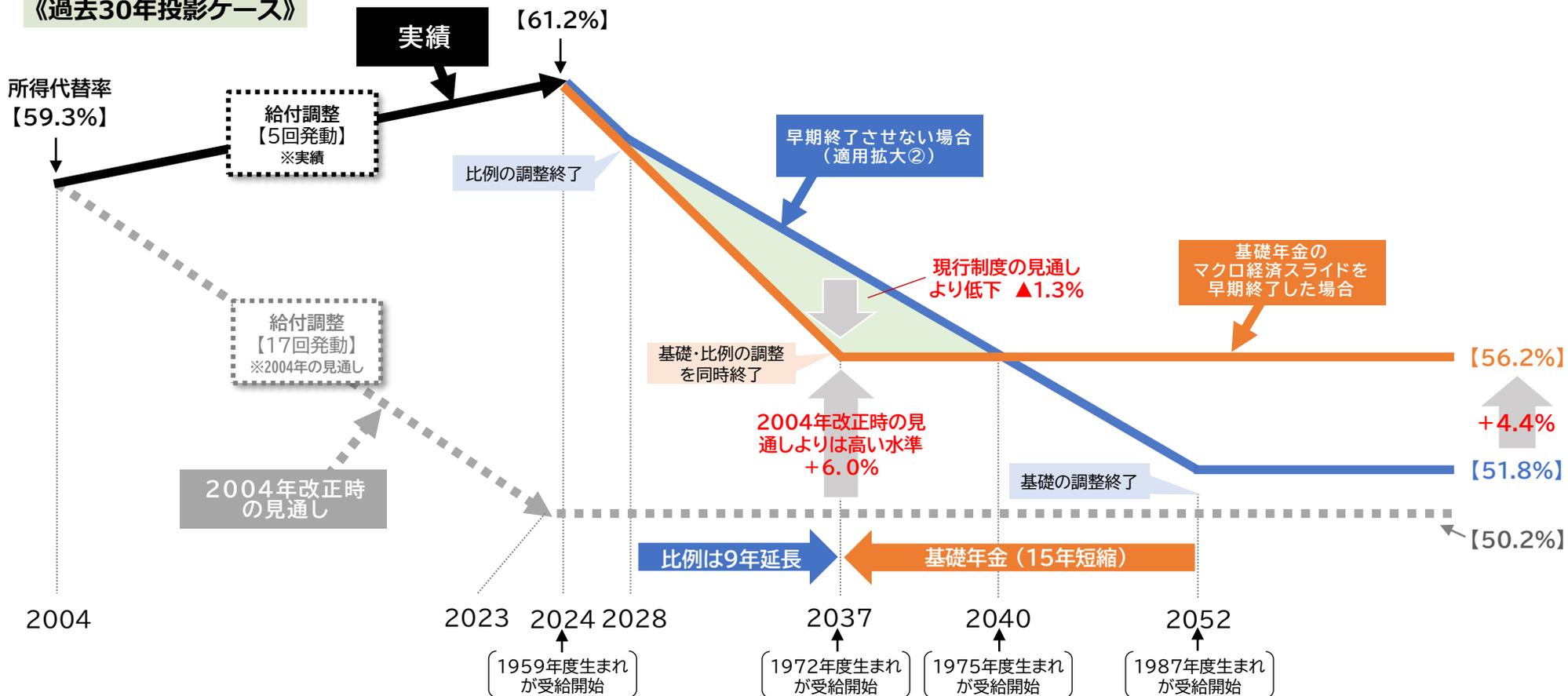
- ・企業規模要件の撤廃
 - ・5人以上個人事業所の非適用業種の解消
 - ・賃金要件の撤廃又は最低賃金の引き上げ
- 対象者 200万人

所得代替率の推移と見通し(適用拡大②<過去30年投影ケース>の場合)

- 基礎年金の給付調整の早期終了に伴い、比例(2階)の調整が継続することで早期終了を行わない場合と比べ年金水準は一時的に低下(2037年度で所得代替率▲1.3%)するが、2004年改正時の見通しと比べると高い水準(所得代替率+6.0%)。
- モデル年金の水準は、2041年度以降、適用拡大②の見通しを上回る見通しであり、1976年度生まれ以降の世代における年金水準の確保に効果的である。また、1975年度生まれ以前の世代についても2041年度以降も受給するとメリットを受ける。就職氷河期世代以後の年金水準の確保(特に低年金)に効果的である。

<所得代替率の推移のイメージ>

《過去30年投影ケース》



【出所】令和6年財政検証オプション試算(適用拡大②)<過去30年投影ケース>、平成16年財政再計算(基準ケース)

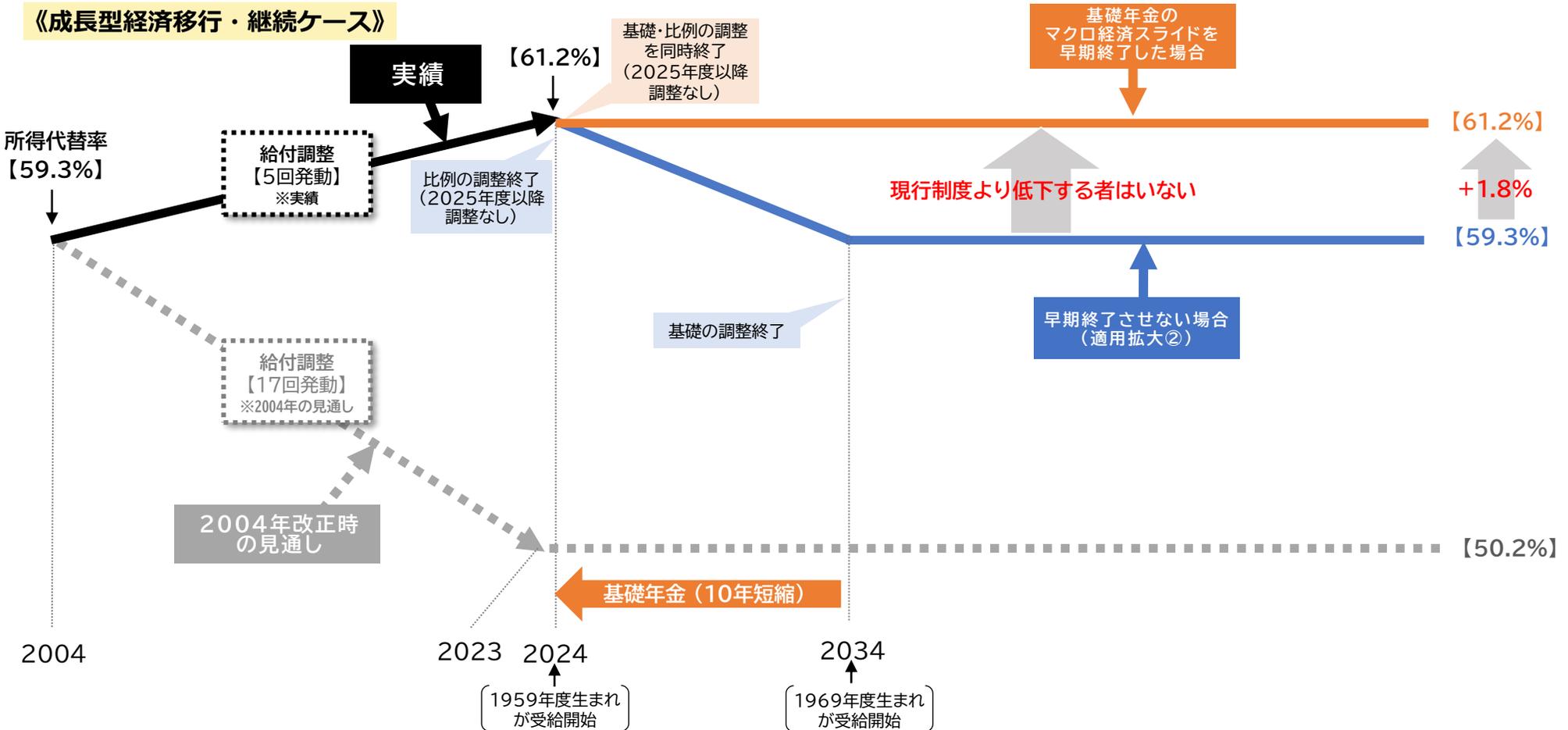
(※) この措置を実施するためには、将来的な国庫負担の増加が見込まれることから、その増加分に対応した安定財源の確保が必要。

所得代替率の推移と見通し(適用拡大②<成長型経済移行・継続ケース>の場合)

- 成長型経済移行・継続ケースでは、基礎年金の給付調整の早期終了により、基礎(1階)、比例(2階)ともに足元から調整が終了するため、全ての世代の全受給者において、現行制度と比べ給付水準が上昇する。
- 特に、1969年度生まれが受給開始する2034年度以降の給付水準の上昇幅は大きく、就職氷河期世代以後の世代(特に低年金者)に効果が大きい。

<所得代替率の推移のイメージ>

《成長型経済移行・継続ケース》



【出所】 令和6年財政検証オプション試算(適用拡大②)<成長型経済移行・継続ケース>、平成16年財政再計算(基準ケース)

(※) この措置を実施するためには、将来的な国庫負担の増加が見込まれることから、その増加分に対応した安定財源の確保が必要。

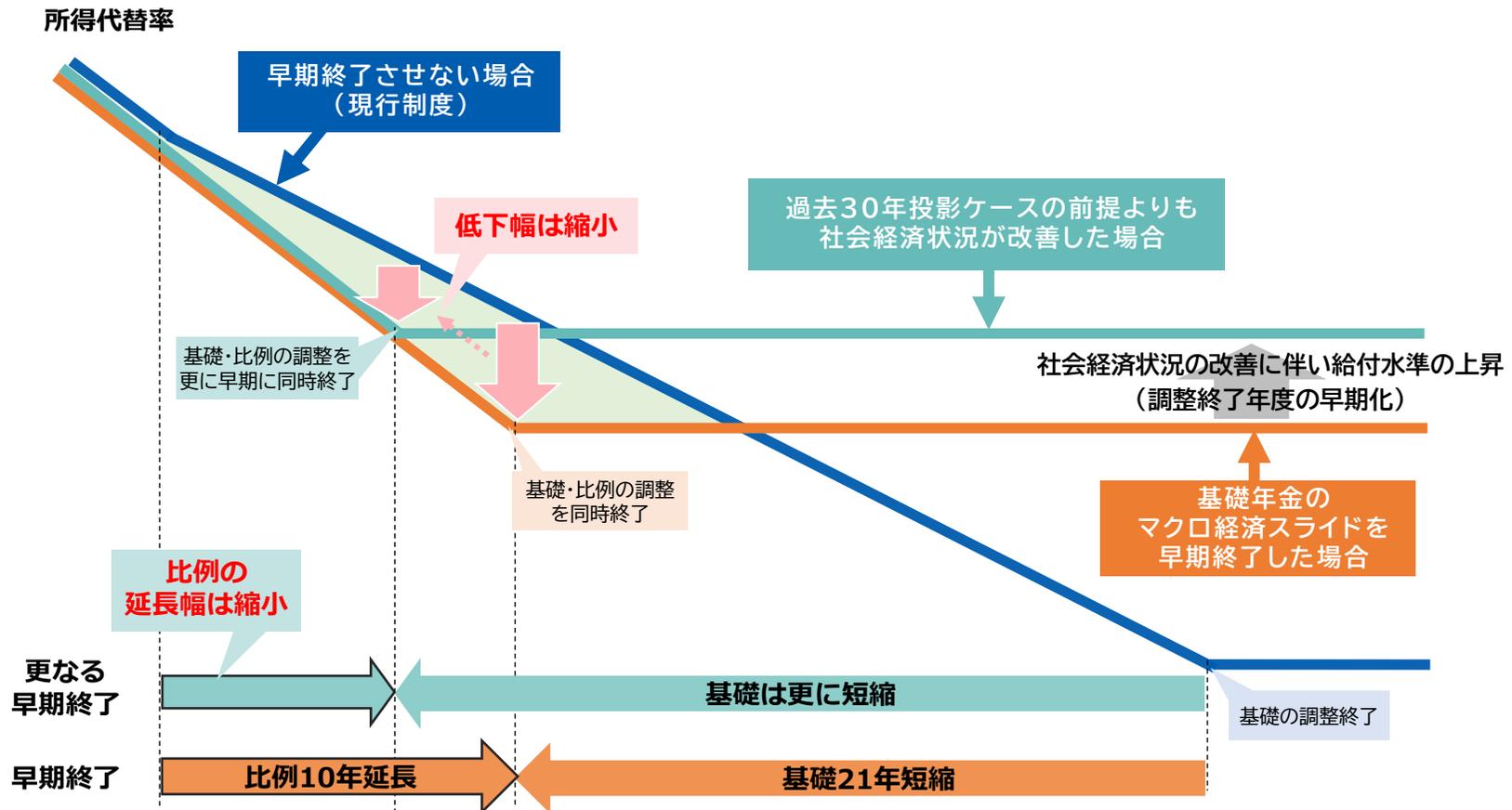
社会経済状況等の改善に伴う更なる早期終了

第23回社会保障審議会年金部会（2024年12月10日）

資料2

- 労働参加の進展や運用利回りの改善など、社会経済状況が良くなれば、マクロ経済スライドによる給付調整は現在の見通しよりも早期に終了できる可能性がある。
 - 現行制度と比べ、更なる早期終了により、比例の給付調整期間の延長幅は縮小し、一時的な給付水準の低下も縮小する。
- （参考）例えば、財政検証の運用利回りはGPIFの運用実績から保守的に設定しており、仮に運用利回りが+0.2%改善すると、マクロ経済スライドの給付調整は更に3年程度早く終了すると見込まれる^(※)。
- ※ 過去30年投影ケースで基礎年金の給付調整の早期終了を前提とした場合。

社会経済状況の改善に伴う更なる早期終了のイメージ



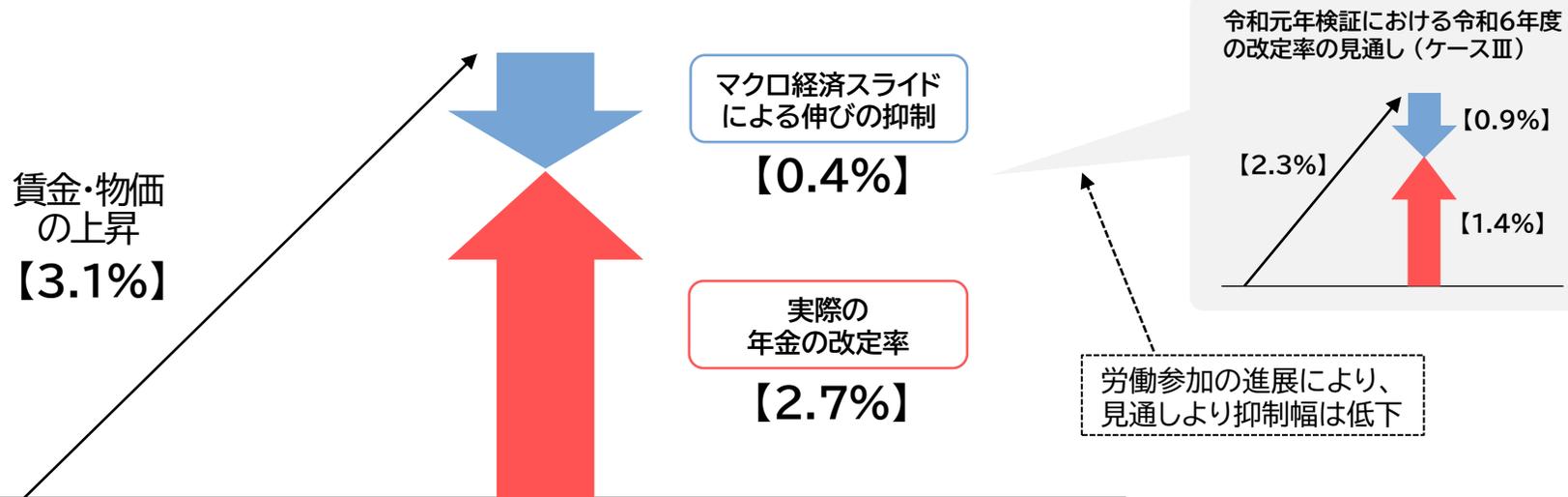
報酬比例部分(2階)の給付調整の継続による年金額改定への影響

第23回社会保障審議会年金部会 (2024年12月10日)

資料 2

基礎年金の給付調整の早期終了に伴い報酬比例部分(2階)の給付調整が継続することによる年金額改定への影響を、令和6年度の改定に当てはめてみると、モデル年金(2人分)で月額370円程度、比例(2階)の給付が高い方(1人分)で月額360円程度、比例(2階)の給付が低い方(1人分)で月額40円程度、年金額の伸びが抑えられることになる。

給付調整継続中の年金額改定のイメージ (令和6年度における実際の年金額改定の例)



	月額	仮に比例の調整が行われないと仮定した場合の改定額	マクロ経済スライドによる比例の伸びの抑制額	実際の改定額
モデル年金	22.6万円 { 比例: 9.2万円 基礎: 13.4万円 (2人分) }	+ 6,470円	▲ 370円	+ 6,100円
比例(2階)の給付が高い方	15.7万円 { 比例: 8.9万円 基礎: 6.8万円 }	+ 4,600円	▲ 360円	+ 4,240円
比例(2階)の給付が低い方	6.0万円 { 比例: 1.1万円 基礎: 4.9万円 }	+ 1,660円	▲ 40円	+ 1,620円

※1 「仮に比例の調整が行われないと仮定した場合の改定額」及び「実際の改定額」は、いずれも基礎の調整は行われるものとして計算している。

なお、上記の改定額及び抑制額は全て10円単位で四捨五入して表示している。

※2 「比例(2階)の給付が高い方」及び「比例(2階)の給付が低い方」の月額、令和6(2024)年財政検証における年金額分布推計を元に計算した、2024年度末に65歳の者(1959年度生)の経歴類型別の平均年金額(男女平均)(それぞれ、いわゆる厚年期間中心の年金額、1号期間中心の年金額)。うち「基礎」は、基礎年金、振替加算、経過的加算、付加年金の合計額。年金額は令和6年度価格。「比例(2階)の給付が高い方」とは厚生年金の被保険者期間が20年以上の者、「比例(2階)の給付が低い方」とは国民年金第1号被保険者期間が20年以上の者(厚生年金・国民年金第1号・国民年金第3号のうち複数で20年以上の被保険者期間を有する場合は、より長い方の制度で分類)。

基礎年金の給付調整の早期終了に伴う年金額改定への影響（モデル年金の場合）

第23回社会保障審議会年金部会（2024年12月10日）

資料2

<年金改定額への影響> モデル年金（基礎年金2人分 13.4万円 + 報酬比例 9.2万円 = 22.6万円（月額））の場合

※ 令和6年財政検証の賃金上昇率、マクロ経済スライド調整率を前提とし、モデル年金への影響をシミュレーションしたものの。
実際には、社会経済状況等によって変わり得る。

成長型経済移行・継続ケース

単位：円（月額）

65歳に到達する者の生年度 →	2025 (1960生)	2026 (1961生)	2027 (1962生)	2028 (1963生)	2029 (1964生)	2030 (1965生)	2031 (1966生)	2032 (1967生)	2033 (1968生)	2034 (1969生)	2035 (1970生)	2036 (1971生)	2037 (1972生)	2038 (1973生)	2039 (1974生)	2040 (1975生)	2041 (1976生)	2042 (1977生)	2043 (1978生)	2044 (1979生)	…	
①現行制度	+4,660	+2,540	+3,400	+4,620	+5,260	+5,480	+5,480	+5,350	+5,210	+4,990	+4,850	+5,400	+5,850	+7,910	+7,910	+7,910	+7,910	+7,910	+7,910	+7,910	+7,910	…
②早期終了	+5,200	+2,940	+4,070	+5,420	+6,330	+6,550	+6,550	+6,550	+6,550	+6,330	+6,330	+7,010	+7,460	+7,910	+7,910	+7,910	+7,910	+7,910	+7,910	+7,910	+7,910	…
早期終了の影響(②-①)	+540	+400	+670	+800	+1,070	+1,070	+1,070	+1,200	+1,340	+1,340	+1,480	+1,610	+1,610	0	0	0	0	0	0	0	0	…

過去30年投影ケース

単位：円（月額）

65歳に到達する者の生年度 →	2025 (1960生)	2026 (1961生)	2027 (1962生)	2028 (1963生)	2029 (1964生)	2030 (1965生)	2031 (1966生)	2032 (1967生)	2033 (1968生)	2034 (1969生)	2035 (1970生)	2036 (1971生)	2037 (1972生)	2038 (1973生)	2039 (1974生)	2040 (1975生)	2041 (1976生)	2042 (1977生)	2043 (1978生)	2044 (1979生)	…	
①現行制度	+4,290	+1,630	+1,140	+870	+740	+960	+1,050	+1,050	+920	+830	+830	+920	+1,100	+1,200	+1,200	+1,200	+1,200	+1,200	+1,200	+1,200	+1,200	…
②早期終了	+4,290	+1,360	+680	+230	0	+230	+230	+230	0	0	0	+1,130	+2,710	+2,940	+2,940	+2,940	+2,940	+2,940	+2,940	+2,940	+2,940	…
早期終了の影響(②-①)	0	▲270	▲460	▲640	▲740	▲730	▲820	▲820	▲920	▲830	▲830	+210	+1,610	+1,740	+1,740	+1,740	+1,740	+1,740	+1,740	+1,740	+1,740	…

(参考)

成長型経済移行・継続ケース

	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	…	
賃金上昇率	+2.3%	+1.3%	+1.8%	+2.4%	+2.8%	+2.9%	+2.9%	+2.9%	+2.9%	+2.8%	+2.8%	+3.1%	+3.3%	+3.5%	+3.5%	+3.5%	+3.5%	+3.5%	+3.5%	+3.5%	+3.5%	…
マクロ経済スライドによる調整率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	…
所得代替率	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	…

過去30年投影ケース

	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	…	
賃金上昇率	+2.3%	+0.9%	+0.8%	+0.8%	+0.8%	+0.9%	+1.0%	+1.0%	+1.0%	+0.9%	+0.9%	+1.0%	+1.2%	+1.3%	+1.3%	+1.3%	+1.3%	+1.3%	+1.3%	+1.3%	+1.3%	…
マクロ経済スライドによる調整率	▲0.4%	▲0.3%	▲0.5%	▲0.7%	▲0.8%	▲0.8%	▲0.9%	▲0.9%	▲1.0%	▲0.9%	▲0.9%	▲0.5%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	…
所得代替率	61.0%	60.8%	60.5%	60.0%	59.6%	59.1%	58.6%	58.0%	57.5%	56.9%	56.4%	56.2%	56.2%	56.2%	56.2%	56.2%	56.2%	56.2%	56.2%	56.2%	56.2%	…

【出所】 令和6年財政検証による。「マクロ経済スライドによる調整率」及び「所得代替率」は「基礎年金の給付調整の早期終了」を行った場合の数値である。

基礎年金の給付調整の早期終了に伴う年金額改定への影響（比例(2階)の給付が高い方の場合）

第23回社会保障審議会年金部会（2024年12月10日）

資料 2

<年金改定額への影響> 比例(2階)の給付が高い方（基礎年金 6.8万円 + 報酬比例 8.9万円 = 15.7万円（月額）注）の場合 注 2024年度末に65歳の者(1959年度生)のうち、厚生年金の被保険者期間が20年以上の者の平均年金月額(男女平均) いわゆる厚年期間中心の年金額 単位:円(月額)

※ 令和6年財政検証の賃金上昇率、マクロ経済スライド調整率を前提とし、比例(2階)の給付が高い方の年金額への影響をシミュレーションしたもの。実際には、社会経済状況等によって変わり得る。

成長型経済移行・継続ケース

65歳に到達する者の生年度 →	2025 (1960生)	2026 (1961生)	2027 (1962生)	2028 (1963生)	2029 (1964生)	2030 (1965生)	2031 (1966生)	2032 (1967生)	2033 (1968生)	2034 (1969生)	2035 (1970生)	2036 (1971生)	2037 (1972生)	2038 (1973生)	2039 (1974生)	2040 (1975生)	2041 (1976生)	2042 (1977生)	2043 (1978生)	2044 (1979生)	...	
①現行制度	+3,340	+1,840	+2,490	+3,360	+3,850	+4,010	+4,010	+3,940	+3,870	+3,720	+3,650	+4,050	+4,370	+5,500	+5,500	+5,500	+5,500	+5,500	+5,500	+5,500	+5,500	...
②早期終了	+3,610	+2,040	+2,830	+3,770	+4,400	+4,550	+4,550	+4,550	+4,550	+4,400	+4,400	+4,870	+5,180	+5,500	+5,500	+5,500	+5,500	+5,500	+5,500	+5,500	+5,500	...
早期終了の影響(②-①)	+270	+200	+340	+410	+550	+540	+540	+610	+680	+680	+750	+820	+810	0	0	0	0	0	0	0	0	...

過去30年投影ケース

単位:円(月額)

65歳に到達する者の生年度 →	2025 (1960生)	2026 (1961生)	2027 (1962生)	2028 (1963生)	2029 (1964生)	2030 (1965生)	2031 (1966生)	2032 (1967生)	2033 (1968生)	2034 (1969生)	2035 (1970生)	2036 (1971生)	2037 (1972生)	2038 (1973生)	2039 (1974生)	2040 (1975生)	2041 (1976生)	2042 (1977生)	2043 (1978生)	2044 (1979生)	...	
①現行制度	+2,980	+1,210	+920	+780	+710	+870	+960	+960	+890	+800	+800	+890	+1,070	+1,160	+1,160	+1,160	+1,160	+1,160	+1,160	+1,160	+1,160	...
②早期終了	+2,980	+940	+470	+160	0	+160	+160	+160	0	0	0	+790	+1,880	+2,040	+2,040	+2,040	+2,040	+2,040	+2,040	+2,040	+2,040	...
早期終了の影響(②-①)	0	▲270	▲450	▲620	▲710	▲710	▲800	▲800	▲890	▲800	▲800	▲100	+810	+880	+880	+880	+880	+880	+880	+880	+880	...

(参考)

成長型経済移行・継続ケース

	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	...	
賃金上昇率	+2.3%	+1.3%	+1.8%	+2.4%	+2.8%	+2.9%	+2.9%	+2.9%	+2.9%	+2.8%	+2.8%	+3.1%	+3.3%	+3.5%	+3.5%	+3.5%	+3.5%	+3.5%	+3.5%	+3.5%	+3.5%	...
マクロ経済スライドによる調整率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...
所得代替率	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	...

過去30年投影ケース

	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	...	
賃金上昇率	+2.3%	+0.9%	+0.8%	+0.8%	+0.8%	+0.9%	+1.0%	+1.0%	+1.0%	+0.9%	+0.9%	+1.0%	+1.2%	+1.3%	+1.3%	+1.3%	+1.3%	+1.3%	+1.3%	+1.3%	+1.3%	...
マクロ経済スライドによる調整率	▲0.4%	▲0.3%	▲0.5%	▲0.7%	▲0.8%	▲0.8%	▲0.9%	▲0.9%	▲1.0%	▲0.9%	▲0.9%	▲0.5%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...
所得代替率	61.0%	60.8%	60.5%	60.0%	59.6%	59.1%	58.6%	58.0%	57.5%	56.9%	56.4%	56.2%	56.2%	56.2%	56.2%	56.2%	56.2%	56.2%	56.2%	56.2%	56.2%	...

【出所】 令和6年財政検証による。「マクロ経済スライドによる調整率」及び「所得代替率」は「基礎年金の給付調整の早期終了」を行った場合の数値である。

基礎年金の給付調整の早期終了に伴う年金額改定への影響（比例(2階)の給付が低い方の場合）

第23回社会保障審議会年金部会（2024年12月10日）

資料2

＜年金改定額への影響＞ **比例(2階)の給付が低い方（基礎年金 4.9万円 + 報酬比例 1.1万円 = 6.0万円(月額)^注）の場合** 注 2024年度末に65歳の者(1959年度生)のうち、国民年金第1号被保険者期間が20年以上の者の平均年金月額(男女平均)いわゆる1号期間中心の年金額 単位:円(月額)

※ 令和6年財政検証の賃金上昇率、マクロ経済スライド調整率を前提とし、比例(2階)の給付が低い方の年金額への影響をシミュレーションしたもの。実際には、社会経済状況等によって変わり得る。

成長型経済移行・継続ケース

65歳に到達する者の生年度 →	2025 (1960生)	2026 (1961生)	2027 (1962生)	2028 (1963生)	2029 (1964生)	2030 (1965生)	2031 (1966生)	2032 (1967生)	2033 (1968生)	2034 (1969生)	2035 (1970生)	2036 (1971生)	2037 (1972生)	2038 (1973生)	2039 (1974生)	2040 (1975生)	2041 (1976生)	2042 (1977生)	2043 (1978生)	2044 (1979生)	...	
①現行制度	+1,180	+630	+840	+1,150	+1,290	+1,350	+1,350	+1,300	+1,250	+1,190	+1,140	+1,270	+1,390	+2,100	+2,100	+2,100	+2,100	+2,100	+2,100	+2,100	+2,100	...
②早期終了	+1,380	+780	+1,080	+1,440	+1,680	+1,740	+1,740	+1,740	+1,740	+1,680	+1,680	+1,860	+1,980	+2,100	+2,100	+2,100	+2,100	+2,100	+2,100	+2,100	+2,100	...
早期終了の影響(②-①)	+200	+150	+240	+290	+390	+390	+390	+440	+490	+490	+540	+590	+590	0	0	0	0	0	0	0	0	...

過去30年投影ケース

単位:円(月額)

65歳に到達する者の生年度 →	2025 (1960生)	2026 (1961生)	2027 (1962生)	2028 (1963生)	2029 (1964生)	2030 (1965生)	2031 (1966生)	2032 (1967生)	2033 (1968生)	2034 (1969生)	2035 (1970生)	2036 (1971生)	2037 (1972生)	2038 (1973生)	2039 (1974生)	2040 (1975生)	2041 (1976生)	2042 (1977生)	2043 (1978生)	2044 (1979生)	...	
①現行制度	+1,140	+390	+240	+140	+90	+150	+160	+160	+110	+100	+100	+110	+130	+140	+140	+140	+140	+140	+140	+140	+140	...
②早期終了	+1,140	+360	+180	+60	0	+60	+60	+60	0	0	0	+300	+720	+780	+780	+780	+780	+780	+780	+780	+780	...
早期終了の影響(②-①)	0	▲30	▲60	▲80	▲90	▲90	▲100	▲100	▲110	▲100	▲100	+190	+590	+640	+640	+640	+640	+640	+640	+640	+640	...

(参考)

成長型経済移行・継続ケース

	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	...	
賃金上昇率	+2.3%	+1.3%	+1.8%	+2.4%	+2.8%	+2.9%	+2.9%	+2.9%	+2.9%	+2.8%	+2.8%	+3.1%	+3.3%	+3.5%	+3.5%	+3.5%	+3.5%	+3.5%	+3.5%	+3.5%	+3.5%	...
マクロ経済スライドによる調整率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...
所得代替率	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	...

過去30年投影ケース

	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	...	
賃金上昇率	+2.3%	+0.9%	+0.8%	+0.8%	+0.8%	+0.9%	+1.0%	+1.0%	+1.0%	+0.9%	+0.9%	+1.0%	+1.2%	+1.3%	+1.3%	+1.3%	+1.3%	+1.3%	+1.3%	+1.3%	+1.3%	...
マクロ経済スライドによる調整率	▲0.4%	▲0.3%	▲0.5%	▲0.7%	▲0.8%	▲0.8%	▲0.9%	▲0.9%	▲1.0%	▲0.9%	▲0.9%	▲0.5%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...
所得代替率	61.0%	60.8%	60.5%	60.0%	59.6%	59.1%	58.6%	58.0%	57.5%	56.9%	56.4%	56.2%	56.2%	56.2%	56.2%	56.2%	56.2%	56.2%	56.2%	56.2%	56.2%	...

【出所】 令和6年財政検証による。「マクロ経済スライドによる調整率」及び「所得代替率」は「基礎年金の給付調整の早期終了」を行った場合の数値である。

基礎年金の給付調整の早期終了による年金受給総額への影響（機械的な計算）

第23回社会保障審議会年金部会（2024年12月10日）

資料2

○ 基礎年金の給付調整の早期終了による個々の受給者の年金額への影響は、世代や受給期間、年金額（報酬比例部分（2階）と基礎年金（1階）の割合）により異なることに加え、今後の社会経済状況により大きく変わり得るものであり、幅をもってみる必要。

※ 令和6年財政検証の賃金上昇率、マクロ経済スライド調整率を前提として毎年の年金改定額への影響をシミュレーションし、それを機械的に一定期間分累積したもの。実際には、社会経済状況等によって変わり得る。

【単位：万円】

		平均余命まで受給した場合（22年間受給）注1				100歳まで受給した場合（35年間受給）				
		成長型経済移行・継続 【実質成長+1.1%】		過去30年投影 【実質成長▲0.1%】		成長型経済移行・継続 【実質成長+1.1%】		過去30年投影 【実質成長▲0.1%】		
		受給総額 上段：現行制度 下段：早期終了注3	影響額 注3	受給総額 上段：現行制度 下段：早期終了	影響額	受給総額 上段：現行制度 下段：早期終了	影響額	受給総額 上段：現行制度 下段：早期終了	影響額	
2024年度に 65歳で受給開始 (1959年度生まれ)	モデル年金（2人分） 【基礎13.4万円+比例9.2万円】 (合計22.6万円)	5,966 ----- 6,200	+ 234 (+3.9%)	5,966 ----- 5,936	▲ 31 (▲0.5%)	9,492 ----- 9,948	+ 456 (+4.8%)	9,492 ----- 9,781	+ 289 (+3.0%)	
	比例（2階）の給付が高い方注2 【基礎6.8万円+比例8.9万円】 (合計15.7万円)	4,145 ----- 4,263	+ 119 (+2.9%)	4,145 ----- 4,068	▲ 76 (▲1.8%)	6,594 ----- 6,825	+ 231 (+3.5%)	6,594 ----- 6,625	+ 31 (+0.5%)	
		比例（2階）の給付が低い方注2 【基礎4.9万円+比例1.1万円】 (合計6.0万円)	1,584 ----- 1,670	+ 86 (+5.4%)	1,584 ----- 1,605	+ 21 (+1.3%)	2,520 ----- 2,686	+ 166 (+6.6%)	2,520 ----- 2,687	+ 167 (+6.6%)
	2040年度に 65歳で受給開始 (1975年度生まれ)		モデル年金（2人分） 【基礎13.4万円+比例9.2万円】 (合計22.6万円)	5,966 ----- 6,341	+ 375 (+6.3%)	5,966 ----- 6,418	+ 451 (+7.6%)	9,492 ----- 10,088	+ 596 (+6.3%)	9,492 ----- 10,379
		比例（2階）の給付が高い方注2 【基礎6.8万円+比例8.9万円】 (合計15.7万円)	4,145 ----- 4,335	+ 190 (+4.6%)	4,145 ----- 4,281	+ 136 (+3.3%)	6,594 ----- 6,896	+ 302 (+4.6%)	6,594 ----- 6,896	+ 302 (+4.6%)
			比例（2階）の給付が低い方注2 【基礎4.9万円+比例1.1万円】 (合計6.0万円)	1,584 ----- 1,721	+ 137 (+8.7%)	1,584 ----- 1,799	+ 215 (+13.6%)	2,520 ----- 2,738	+ 218 (+8.7%)	2,520 ----- 2,924

注1 平均余命は「令和5年簡易生命表」による65歳時点の平均余命（男：19.52年、女：24.38年）の男女平均を基に22年としている。

注2 「比例（2階）の給付が高い方」及び「比例（2階）の給付が低い方」の月額、令和6（2024）年財政検証における年金額分布推計を元に計算した、2024年度末に65歳の者（1959年度生）の経歴類型別の平均年金月額（男女平均）（それぞれ、いわゆる厚年期間中心の年金額、1号期間中心の年金額）。うち「基礎」は、基礎年金、振替加算、経過的加算、付加年金の合計額。年金額は令和6年度価格。「比例（2階）の給付が高い方」とは厚生年金の被保険者期間が20年以上の者、「比例（2階）の給付が低い方」とは国民年金第1号被保険者期間が20年以上の者（厚生年金・国民年金第1号・国民年金第3号のうち複数で20年以上の被保険者期間を有する場合は、より長い方の制度で分類）。

注3 「影響額」は、毎年度、上表の年金月額を基礎として、現行制度と基礎年金の給付調整の早期終了をした場合における賃金上昇率に基づく改定額の差を計算し、これを合計して毎年度の年金額の差を計算の上、さらにその年金額の差を受給期間の分だけ合計することにより機械的に計算。「現行制度」の「受給総額」は、年金月額に受給期間を乗じることにより機械的に計算。「早期終了」の「受給総額」は、「現行制度」の「受給総額」に「影響額」を加えて計算。

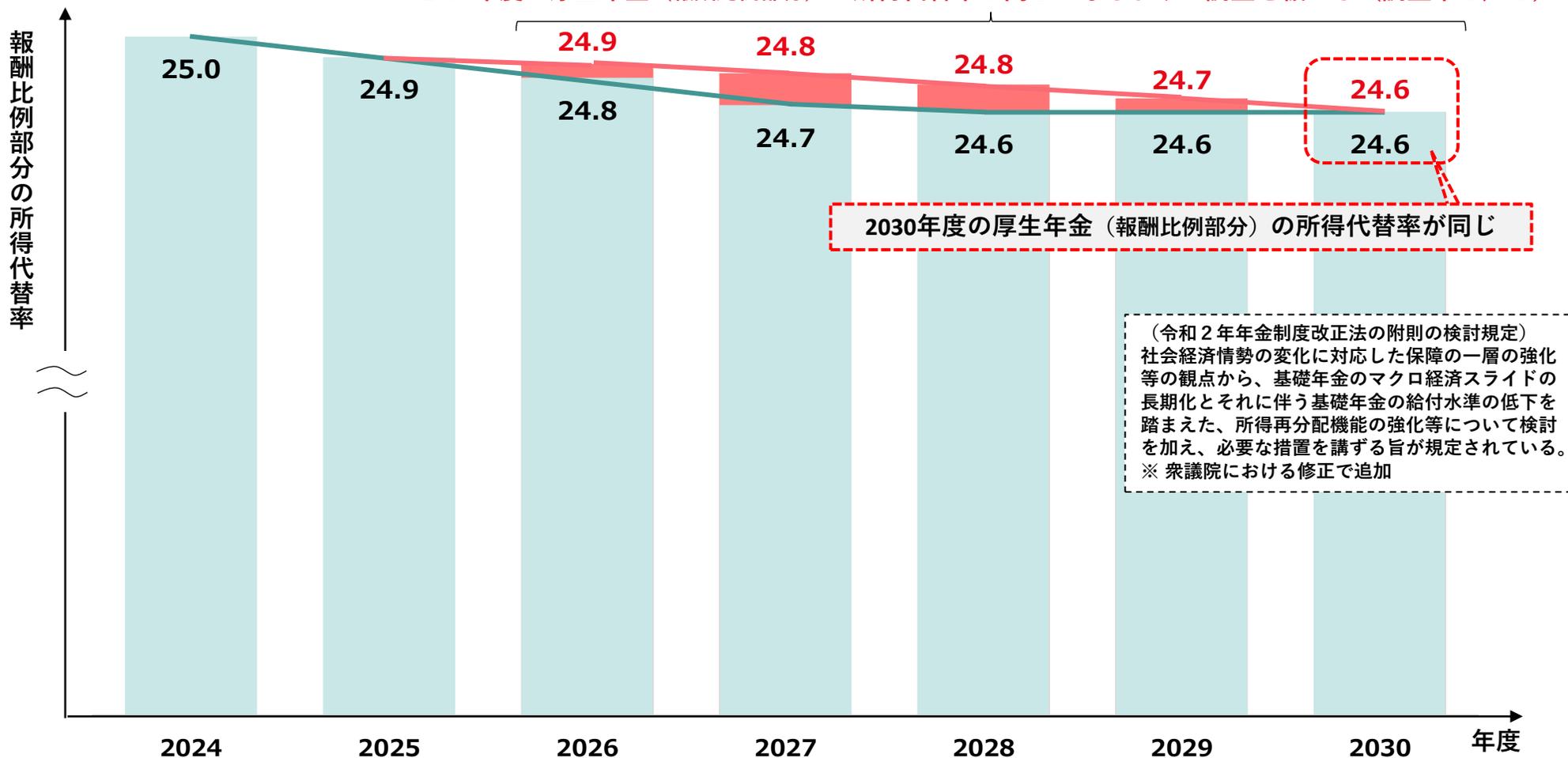
2030年度までの間に厚生年金（報酬比例部分）を受給する方に適用するマクロ経済スライド調整率についての配慮措置

- 令和2年年金制度改正法の附則による検討を引き続き行うに際して社会経済情勢の変化を見極めるため、次期財政検証翌年度（2030年度を予定）まで厚生年金（報酬比例部分）のマクロ経済スライド調整を継続する。この場合、この措置により、厚生年金受給者に不利にならないよう、この間の厚生年金の調整率を1/3に緩やかにする。 ※令和6年財政検証の前提のもとでは、報酬比例部分の所得代替率が低下する者はいない。

過去30年投影ケース(実質ゼロ成長)

■ 適用拡大を実施した上で2026～2030年度の厚生年金（報酬比例部分）の調整率を緩やかにした場合 ■ 適用拡大を実施した場合

2030年度の厚生年金（報酬比例部分）の所得代替率が同じになるように調整を緩める（調整率1/3）



2030年度の厚生年金（報酬比例部分）の所得代替率が同じ

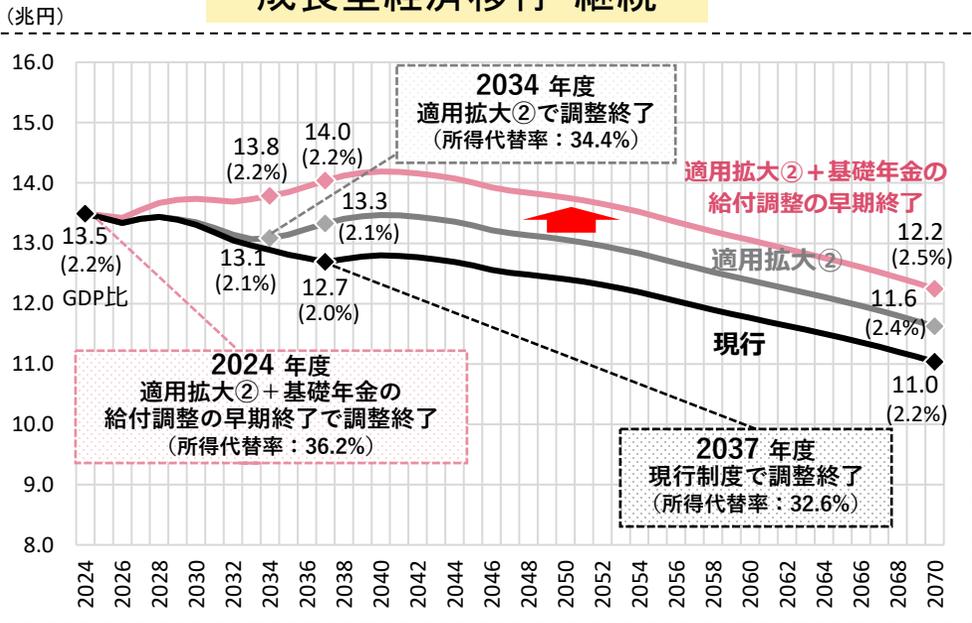
（令和2年年金制度改正法の附則の検討規定）
 社会経済情勢の変化に対応した保障の一層の強化等の観点から、基礎年金のマクロ経済スライドの長期化とそれに伴う基礎年金の給付水準の低下を踏まえた、所得再分配機能の強化等について検討を加え、必要な措置を講ずる旨が規定されている。
 ※ 衆議院における修正で追加

注： 試算の前提となる人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位・入国超過数16.4万人）。
 適用拡大②（短時間労働者に係る企業規模要件及び賃金要件の撤廃+5人以上個人事業所に係る非適用業種の解消（対象者数：200万人））までを織り込んだもの。

基礎年金の給付調整の早期終了による国庫負担の見通しの変化（適用拡大②との比較）

適用拡大②：企業規模要件の撤廃 + 5人以上個人事業所の非適用業種の解消 + 賃金要件の撤廃又は最低賃金の引き上げ（対象者200万人）

成長型経済移行・継続



年	適用拡大②		適用拡大②+基礎年金の給付調整の早期終了		基礎年金の給付調整の早期終了による影響※
	2024年度価格	(GDP比)	2024年度価格	(GDP比)	
2024	13.5	(2.2%)	13.5	(2.2%)	-
2025	13.4	(2.2%)	13.5	(2.2%)	【+0.0】
2030	13.3	(2.1%)	13.7	(2.2%)	【+0.4】
2034	13.1	(2.1%)	13.8	(2.2%)	【+0.7】
2040	13.5	(2.1%)	14.2	(2.2%)	【+0.7】
2050	13.1	(2.2%)	13.8	(2.4%)	【+0.7】
2060	12.4	(2.3%)	13.1	(2.4%)	【+0.7】
2070	11.6	(2.4%)	12.2	(2.5%)	【+0.6】

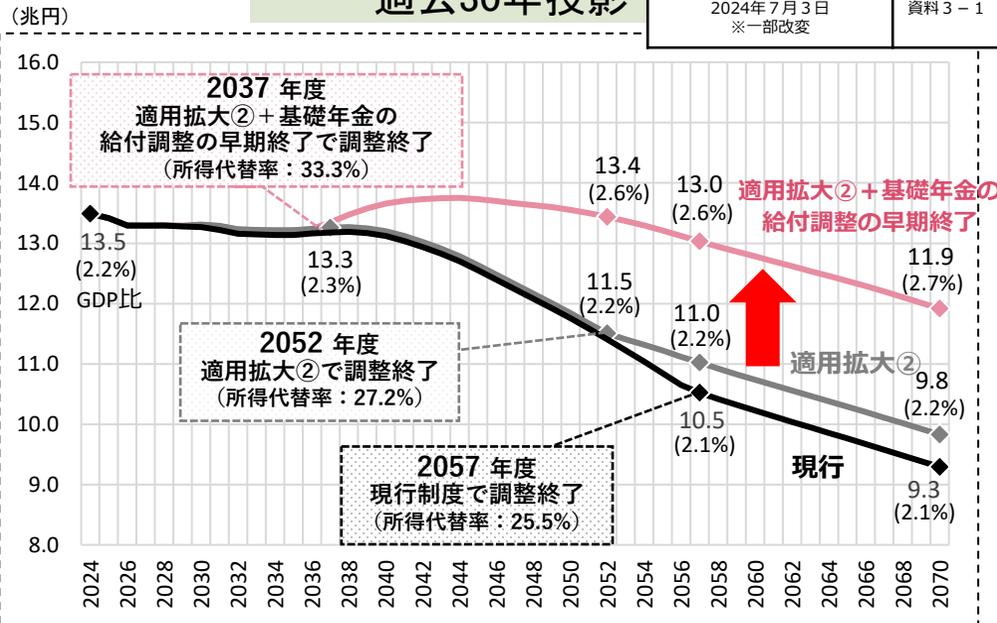
(単位:兆円)

適用拡大②+基礎年金の給付調整の早期終了で調整終了

適用拡大②で調整終了

過去30年投影

第16回社会保障審議会年金部会
2024年7月3日
※一部改変
資料3-1



年	適用拡大②		適用拡大②+基礎年金の給付調整の早期終了		基礎年金の給付調整の早期終了による影響※
	2024年度価格	(GDP比)	2024年度価格	(GDP比)	
2024	13.5	(2.2%)	13.5	(2.2%)	-
2025	13.4	(2.2%)	13.4	(2.2%)	-
2030	13.3	(2.2%)	13.3	(2.2%)	-
2037	13.3	(2.3%)	13.5	(2.3%)	【+0.2】
2040	13.2	(2.3%)	13.7	(2.4%)	【+0.5】
2050	11.8	(2.3%)	13.6	(2.6%)	【+1.7】
2052	11.5	(2.2%)	13.4	(2.6%)	【+1.9】
2060	10.7	(2.2%)	12.8	(2.7%)	【+2.0】
2070	9.8	(2.2%)	11.9	(2.7%)	【+2.1】

(単位:兆円)

適用拡大②+基礎年金の給付調整の早期終了で調整終了

適用拡大②で調整終了

※ 適用拡大により基礎年金に係る国庫負担は増加する一方、国保の国庫負担は減少することを踏まえ、適用拡大による国庫負担の増に財源を要しないと仮定した場合の影響額。

- ・「2024年度価格」とは、賃金上昇率（国民年金の保険料改定率）により、2024年度の価格に換算したものである。
- ・「所得代替率」は基礎年金2人分である。
- ・国庫負担額には、地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担分等を含む。
- ・（ ）内は、2024年財政検証におけるGDPの見通しを分母として算出したGDP比の見通しである。

注：適用拡大②

- ・企業規模要件の撤廃
- ・5人以上個人事業所の非適用業種の解消
- ・賃金要件の撤廃又は最低賃金の引き上げ

対象者
200万人

厚生年金受給者が生涯に受け取る年金受給総額への影響
 < 令和6年財政検証オプション試算(適用拡大②)に基づく機械的な試算、モデル年金を受給する場合 >

- 経済が好調に推移する場合(成長型経済移行・継続ケース<実質1%成長>)は、年金受給総額がマイナスとなる者はいない。
- 経済が好調に推移しない場合(過去30年投影ケース<実質ゼロ成長>)に、厚生年金の方も受給する基礎年金の将来の給付水準を上昇させる措置を講じた場合は以下のとおり。

(注) 令和7年年金改正法では、基礎年金と報酬比例部分のマクロ経済スライドを同時に終了させる措置を講ずる場合において、基礎年金と報酬比例部分を合わせた年金額が、当該措置を講じなかったならば支給されることとなる金額を下回る時には、その影響を緩和するために必要な措置を講ずることが規定されており、この緩和措置の内容により、生涯の年金受給総額のマイナス幅は変わりうる。

※ 平均余命は、「令和5年簡易生命表」による65歳時点の平均余命(男:19.52年、女:24.38年)を基に男性20年、女性24年としている。

モデル年金(1人分)：基礎6.7万円 + 比例4.6万円 (合計11.3万円)

[単位：万円]

生年度 (2025年度の年齢)	男性(受給期間20年)			女性(受給期間24年)		
	早期終了による影響	受給総額		早期終了による影響	受給総額	
		早期終了なし	早期終了あり		影響額	早期終了なし
1945(80歳)	▲0.0%	2,712	2,711	▲1	3,247	▲7
1946(79歳)	▲0.1%	2,712	2,710	▲2	3,244	▲10
1947(78歳)	▲0.1%	2,712	2,709	▲3	3,241	▲13
1948(77歳)	▲0.2%	2,712	2,707	▲5	3,237	▲17
1949(76歳)	▲0.3%	2,712	2,705	▲7	3,234	▲20
1950(75歳)	▲0.4%	2,712	2,702	▲10	3,232	▲22
1951(74歳)	▲0.5%	2,712	2,699	▲13	3,231	▲23
1952(73歳)	▲0.6%	2,712	2,695	▲17	3,231	▲23
1953(72歳)	▲0.7%	2,712	2,692	▲20	3,233	▲22
1954(71歳)	▲0.8%	2,712	2,690	▲22	3,235	▲20
1955(70歳)	▲0.8%	2,712	2,689	▲23	3,238	▲16
1956(69歳)	▲0.8%	2,712	2,689	▲23	3,242	▲12
1957(68歳)	▲0.8%	2,712	2,690	▲22	3,254	▲7
1958(67歳)	▲0.7%	2,712	2,692	▲20	3,254	▲0
1959(66歳)	▲0.6%	2,712	2,696	▲16	3,254	+7
1960(65歳)	▲0.4%	2,712	2,700	▲12	3,270	+16
1961(64歳)	▲0.2%	2,712	2,705	▲7	3,279	+25
1962(63歳)	▲0.0%	2,712	2,712	▲0	3,290	+36
1963(62歳)	+0.3%	2,712	2,719	+7	3,302	+47
1964(61歳)	+0.6%	2,712	2,728	+16	3,314	+60
1965(60歳)	+1.0%	2,712	2,738	+26	3,327	+73
1966(59歳)	+1.4%	2,712	2,749	+37	3,341	+86
1967(58歳)	+1.9%	2,712	2,762	+50	3,354	+100
1968(57歳)	+2.4%	2,712	2,777	+65	3,369	+114
1969(56歳)	+2.9%	2,712	2,791	+79	3,383	+129
1970(55歳)	+3.5%	2,712	2,806	+94	3,398	+144
1971(54歳)	+4.1%	2,712	2,822	+110	3,414	+160
1972(53歳)	+4.7%	2,712	2,838	+126	3,430	+176
1973(52歳)	+5.2%	2,712	2,854	+142	3,446	+191
1974(51歳)	+5.8%	2,712	2,868	+156	3,460	+206
1975(50歳)	+6.3%	2,712	2,882	+170	3,474	+219
1976(49歳)	+6.7%	2,712	2,894	+182	3,486	+232
1977(48歳)	+7.1%	2,712	2,905	+193	3,497	+243
1978(47歳)	+7.5%	2,712	2,915	+203	3,507	+253
1979(46歳)	+7.8%	2,712	2,925	+213	3,517	+262
1980(45歳)	+8.1%	2,712	2,933	+221	3,525	+270
1981(44歳)	+8.4%	2,712	2,940	+228	3,532	+277
1982(43歳)	+8.6%	2,712	2,946	+234	3,538	+284
1983(42歳)	+8.8%	2,712	2,951	+239	3,543	+289
1984(41歳)	+9.0%	2,712	2,955	+243	3,547	+292
1985(40歳)	+9.1%	2,712	2,958	+246	3,550	+295
1986(39歳)	+9.1%	2,712	2,960	+248	3,552	+297
1987(38歳)	+9.2%	2,712	2,960	+248	3,552	+298

(37歳以下(1988年度以降生まれ)の者への影響は38歳の者と同じになる)

注1 モデル年金(1人分)は、モデル年金(2人分)：基礎13.4万円 + 比例9.2万円(合計22.6万円)の半分。

注2 「影響額」は、毎年度の、上表の年金月額を基礎として、基礎年金のマクロ経済スライドの早期終了を実施する場合と実施しない場合における年金上昇率に基づく改定額の差を計算し、これを合計して毎年度の年金額の差を計算の上、さらにその年金額の差を受給期間の分だけ合計することにより機械的に計算。「早期終了なし」の「受給総額」は、年金月額に受給期間を乗じることにより機械的に計算。「早期終了あり」の「受給総額」は、「早期終了なし」の「受給総額」に「影響額」を加えて計算。

注3 令和6年財政検証オプション試算(適用拡大②)に基づく試算であるため、比例(2階)のマクロ経済スライドによる給付調整を講じた上で継続する措置は織り込んでいない。
 注4 厚生年金の積立金と追加的な国庫負担を活用して基礎年金のマクロ経済スライドの早期終了を実施する場合の試算。追加的な国庫負担に対応した安定財源の確保が必要。

基礎年金のマクロ経済スライドの早期終了に係る年金受給総額への影響
 <令和6年財政検証オプション試算(適用拡大②)に基づく機械的な試算>

-男性の場合-

○ 経済が好調に推移する場合(成長型経済移行・継続ケース<実質1%成長>)は、年金受給総額がマイナスとなる者はいない。

○ 経済が好調に推移しない場合(過去30年投影ケース<実質ゼロ成長>)は、以下のとおり。

※ 平均余命は、「令和5年簡易生命表」による65歳時点の平均余命(男:19.52年)を基に20年としている。

	全受給者の約5%	早期終了による影響		受給総額(受給期間20年)	
		早期終了なし	早期終了あり	早期終了なし	早期終了あり
2025年度75歳 (1950年度生まれ)	基礎年金のみ 【基礎6.8万円】	-	-	1,632	1,632
	低				
	↑				
	比例(2階)				
	↓				
	高				
2025年度65歳 (1960年度生まれ)	基礎年金のみ 【基礎6.8万円】	▲0.1%	▲0.1%	1,656	1,655
	低				
	↑				
	比例(2階)				
	↓				
	高				
2025年度60歳 (1965年度生まれ)	基礎年金のみ 【基礎6.8万円】	▲0.2%	▲0.2%	2,016	2,011
	低				
	↑				
	比例(2階)				
	↓				
	高				
2025年度60歳 (1965年度生まれ)	基礎年金のみ 【基礎6.8万円】	▲0.4%	▲0.4%	2,712	2,701
	低				
	↑				
	比例(2階)				
	↓				
	高				
2025年度60歳 (1965年度生まれ)	基礎年金のみ 【基礎6.8万円】	▲0.5%	▲0.5%	3,816	3,796
	低				
	↑				
	比例(2階)				
	↓				
	高				
2025年度60歳 (1965年度生まれ)	基礎年金のみ 【基礎6.8万円】	▲0.6%	▲0.6%	4,800	4,771
	低				
	↑				
	比例(2階)				
	↓				
	高				
2025年度60歳 (1965年度生まれ)	基礎年金のみ 【基礎6.8万円】	+2.3%	+2.3%	1,632	1,669
	低				
	↑				
	比例(2階)				
	↓				
	高				
2025年度60歳 (1965年度生まれ)	基礎年金のみ 【基礎6.8万円】	+1.7%	+1.7%	1,656	1,684
	低				
	↑				
	比例(2階)				
	↓				
	高				
2025年度60歳 (1965年度生まれ)	基礎年金のみ 【基礎6.8万円】	+0.6%	+0.6%	2,016	2,028
	低				
	↑				
	比例(2階)				
	↓				
	高				
2025年度60歳 (1965年度生まれ)	基礎年金のみ 【基礎6.8万円】	▲0.7%	▲0.7%	2,712	2,694
	低				
	↑				
	比例(2階)				
	↓				
	高				
2025年度60歳 (1965年度生まれ)	基礎年金のみ 【基礎6.8万円】	▲1.6%	▲1.6%	3,816	3,756
	低				
	↑				
	比例(2階)				
	↓				
	高				
2025年度60歳 (1965年度生まれ)	基礎年金のみ 【基礎6.8万円】	▲2.1%	▲2.1%	4,800	4,698
	低				
	↑				
	比例(2階)				
	↓				
	高				
2025年度60歳 (1965年度生まれ)	基礎年金のみ 【基礎6.8万円】	+5.8%	+5.8%	1,632	1,727
	低				
	↑				
	比例(2階)				
	↓				
	高				
2025年度60歳 (1965年度生まれ)	基礎年金のみ 【基礎6.8万円】	+4.7%	+4.7%	1,656	1,735
	低				
	↑				
	比例(2階)				
	↓				
	高				
2025年度60歳 (1965年度生まれ)	基礎年金のみ 【基礎6.8万円】	+2.9%	+2.9%	2,016	2,074
	低				
	↑				
	比例(2階)				
	↓				
	高				
2025年度60歳 (1965年度生まれ)	基礎年金のみ 【基礎6.8万円】	+0.5%	+0.5%	2,712	2,727
	低				
	↑				
	比例(2階)				
	↓				
	高				
2025年度60歳 (1965年度生まれ)	基礎年金のみ 【基礎6.8万円】	▲1.1%	▲1.1%	3,816	3,775
	低				
	↑				
	比例(2階)				
	↓				
	高				
2025年度60歳 (1965年度生まれ)	基礎年金のみ 【基礎6.8万円】	▲2.0%	▲2.0%	4,800	4,703
	低				
	↑				
	比例(2階)				
	↓				
	高				

(次のページに続く)

注1 「基礎年金のみ」とは、基礎年金のみを受給する者。年金額は満額(令和6年度価格)。全受給者に占める割合(約5%)は「厚生年金保険・国民年金事業年報」(令和5年度)に基づく65歳の者の致幅。

注2 「報酬比例(2階)あり」の「下位0~20%」とは、厚生年金受給者のうち、年金額に占める比例(2階)の年金額の割合が下位0~20%である者(他の区分も同様)。年金額は、令和6(2024)年財政検証における年金額分布推計を元に計算した。2024年度末に65歳の者(1959年度生)の平均年金月額(男女平均)。うち「基礎」は、基礎年金、振替加算、経過的加算、付加年金の合計額。年金額は令和6年度価格。

注3 「影響額」は、毎年度、上表の年金月額を基礎として、「早期終了なし」と「早期終了あり」における賃金上昇率に基づく改定額の差を計算し、これを合計して毎年度の年金額の差を計算の上、さらにその年金額の差を受給期間の分だけ合計することにより機械的に計算。「早期終了なし」の「受給総額」は、年金月額に受給期間を乗じることにより機械的に計算。「早期終了あり」の「受給総額」は、「早期終了なし」の「受給総額」に「影響額」を加えて計算。

注4 令和6年財政検証オプション試算(適用拡大②)に基づく試算であるため、比例(2階)のマクロ経済スライド調整による給付調整を配慮措置を講じた上で継続する措置は織り込んでいない。

注5 厚生年金の積立金と追加的な国庫負担を活用して基礎年金のマクロ経済スライドの早期終了を実施する場合の試算。追加的な国庫負担に対応した安定財源の確保が必要。

注6 令和7年年金改正法では、基礎年金と報酬比例部分のマクロ経済スライドを同時に終了させる措置を講ずる場合において、基礎年金と報酬比例部分を合わせた年金額が、当該措置を講じなかったとしたならば支給されることとなる金額を下回る時には、その影響を緩和するために必要な措置を講ずることが規定されており、この緩和措置の内容により、生涯の年金受給総額のマイナス幅は変わらう。

	早期終了による影響	受給総額 (受給期間20年)		影響額	
		早期終了なし	早期終了あり		
2025年度55歳 (1970年度生まれ)	低 ↑ 比例(2階) ↓ 高	基礎年金のみ 【基礎6.8万円】	1,632	1,808	+176
		比例あり下位0~20% 【基礎6.3万円 + 比例0.6万円】	1,656	1,808	+152
		比例あり下位20~40% 【基礎6.3万円 + 比例2.1万円】	2,016	2,144	+128
		比例あり下位40~60% 【基礎6.3万円 + 比例5.0万円】	2,712	2,790	+78
		比例あり下位60~80% 【基礎6.7万円 + 比例9.2万円】	3,816	3,833	+17
		比例あり下位80~100% 【基礎6.8万円 + 比例13.2万円】	4,800	4,754	▲46
		基礎年金のみ 【基礎6.8万円】	1,632	1,885	+253
2025年度50歳 (1975年度生まれ)	低 ↑ 比例(2階) ↓ 高	比例あり下位0~20% 【基礎6.3万円 + 比例0.6万円】	1,656	1,879	+223
		比例あり下位20~40% 【基礎6.3万円 + 比例2.1万円】	2,016	2,216	+200
		比例あり下位40~60% 【基礎6.3万円 + 比例5.0万円】	2,712	2,861	+149
		比例あり下位60~80% 【基礎6.7万円 + 比例9.2万円】	3,816	3,908	+92
		比例あり下位80~100% 【基礎6.8万円 + 比例13.2万円】	4,800	4,830	+30
		基礎年金のみ 【基礎6.8万円】	1,632	1,963	+331
		比例あり下位0~20% 【基礎6.3万円 + 比例0.6万円】	1,656	1,951	+295
2025年度40歳 (1985年度生まれ)	低 ↑ 比例(2階) ↓ 高	比例あり下位20~40% 【基礎6.3万円 + 比例2.1万円】	2,016	2,289	+273
		比例あり下位40~60% 【基礎6.3万円 + 比例5.0万円】	2,712	2,932	+220
		比例あり下位60~80% 【基礎6.7万円 + 比例9.2万円】	3,816	3,984	+168
		比例あり下位80~100% 【基礎6.8万円 + 比例13.2万円】	4,800	4,907	+107
		基礎年金のみ 【基礎6.8万円】	1,632	1,966	+334
		比例あり下位0~20% 【基礎6.3万円 + 比例0.6万円】	1,656	1,953	+297
		比例あり下位20~40% 【基礎6.3万円 + 比例2.1万円】	2,016	2,291	+275
2025年度30歳 (1995年度生まれ)	低 ↑ 比例(2階) ↓ 高	比例あり下位40~60% 【基礎6.3万円 + 比例5.0万円】	2,712	2,935	+223
		比例あり下位60~80% 【基礎6.7万円 + 比例9.2万円】	3,816	3,986	+170
		比例あり下位80~100% 【基礎6.8万円 + 比例13.2万円】	4,800	4,910	+110
		基礎年金のみ 【基礎6.8万円】	1,632	1,966	+334
		比例あり下位0~20% 【基礎6.3万円 + 比例0.6万円】	1,656	1,953	+297
		比例あり下位20~40% 【基礎6.3万円 + 比例2.1万円】	2,016	2,291	+275
		比例あり下位40~60% 【基礎6.3万円 + 比例5.0万円】	2,712	2,935	+223
2025年度20歳 (2005年度生まれ)	低 ↑ 比例(2階) ↓ 高	比例あり下位60~80% 【基礎6.7万円 + 比例9.2万円】	3,816	3,986	+170
		比例あり下位80~100% 【基礎6.8万円 + 比例13.2万円】	4,800	4,910	+110
		基礎年金のみ 【基礎6.8万円】	1,632	1,966	+334
		比例あり下位0~20% 【基礎6.3万円 + 比例0.6万円】	1,656	1,953	+297
		比例あり下位20~40% 【基礎6.3万円 + 比例2.1万円】	2,016	2,291	+275
		比例あり下位40~60% 【基礎6.3万円 + 比例5.0万円】	2,712	2,935	+223
		比例あり下位60~80% 【基礎6.7万円 + 比例9.2万円】	3,816	3,986	+170

基礎年金のマクロ経済スライドの早期終了に係る年金受給総額への影響
 <令和6年財政検証オプション試算(適用拡大②)に基づく機械的な試算>

—女性の場合—

- 経済が好調に推移する場合(成長型経済移行・継続ケース<実質1%成長>)は、年金受給総額がマイナスとなる者はいない。
 - 経済が好調に推移しない場合(過去30年投影ケース<実質ゼロ成長>)は、以下のとおり。
- ※ 平均余命は、「令和5年簡易生命表」による65歳時点の平均余命(女:24.38年)を基に24年としている。

	全受給者の約5%	早期終了による影響		受給総額(受給期間24年)		影響額
		早期終了なし	早期終了あり	早期終了なし	早期終了あり	
2025年度75歳 (1950年度生まれ)	低 ↑ 比例(2階) ↓ 高	基礎年金のみ 【基礎6.8万円】	+0.1%	1,958	1,961	+3
		比例あり下位0~20% 【基礎6.3万円+比例0.6万円】	▲0.0%	1,987	1,987	▲1
		比例あり下位20~40% 【基礎6.3万円+比例2.1万円】	▲0.4%	2,419	2,410	▲9
		比例あり下位40~60% 【基礎6.3万円+比例5.0万円】	▲0.8%	3,254	3,230	▲24
		比例あり下位60~80% 【基礎6.7万円+比例9.2万円】	▲1.0%	4,579	4,532	▲47
		比例あり下位80~100% 【基礎6.8万円+比例13.2万円】	▲1.2%	5,760	5,691	▲69
2025年度65歳 (1960年度生まれ)	低 ↑ 比例(2階) ↓ 高	基礎年金のみ 【基礎6.8万円】	+4.1%	1,958	2,040	+81
		比例あり下位0~20% 【基礎6.3万円+比例0.6万円】	+3.3%	1,987	2,054	+66
		比例あり下位20~40% 【基礎6.3万円+比例2.1万円】	+1.9%	2,419	2,466	+46
		比例あり下位40~60% 【基礎6.3万円+比例5.0万円】	+0.2%	3,254	3,260	+5
		比例あり下位60~80% 【基礎6.7万円+比例9.2万円】	▲1.1%	4,579	4,531	▲48
		比例あり下位80~100% 【基礎6.8万円+比例13.2万円】	▲1.8%	5,760	5,658	▲102
2025年度60歳 (1965年度生まれ)	低 ↑ 比例(2階) ↓ 高	基礎年金のみ 【基礎6.8万円】	+8.1%	1,958	2,117	+159
		比例あり下位0~20% 【基礎6.3万円+比例0.6万円】	+6.8%	1,987	2,123	+136
		比例あり下位20~40% 【基礎6.3万円+比例2.1万円】	+4.6%	2,419	2,530	+110
		比例あり下位40~60% 【基礎6.3万円+比例5.0万円】	+1.7%	3,254	3,311	+57
		比例あり下位60~80% 【基礎6.7万円+比例9.2万円】	▲0.2%	4,579	4,570	▲10
		比例あり下位80~100% 【基礎6.8万円+比例13.2万円】	▲1.3%	5,760	5,682	▲78

(次のページに続く)

注1 「基礎年金のみ」とは、基礎年金のみ受給する者。年金額は満額(令和6年度価格)。全受給者に占める割合(約5%)は「厚生年金保険・国民年金事業年報」(令和5年度)に基づく65歳の者の数値。

注2 「報酬比例(2階)あり」の「下位0~20%」とは、厚生年金受給者のうち、年金額に占める比例(2階)の年金額の割合が下位0~20%である者(他の区分も同様)。年金額は、令和6(2024)年財政検証に於ける年金額分布推計を元に計算した、2024年度末に65歳の者(1959年度生)の平均年金月額(男女平均)。うち「基礎」は、基礎年金、振替加算、経過的加算、付加年金の合計額。年金額は令和6年度価格。

注3 「影響額」は、毎年度、上表の年金月額を基礎として、「早期終了なし」と「早期終了あり」における賃金上昇率に基づく改定額の差を計算し、これを合計して毎年度の年金額の差を計算の上、さらにその年金額の差を受給期間の分だけ合計することにより機械的に計算。「早期終了なし」の「受給総額」は、年金月額に受給期間を乗じることにより機械的に計算。「早期終了あり」の「受給総額」は、「早期終了なし」の「受給総額」に「影響額」を加えて計算。

注4 令和6年財政検証オプション試算(適用拡大②)に基づく試算であるため、比例(2階)のマクロ経済スライド調整による給付調整を配慮措置を講じた上で継続する措置は織り込んでいない。

注5 厚生年金の積立金と追加的な国庫負担を活用して基礎年金のマクロ経済スライドの早期終了を実施する場合の試算。追加的な国庫負担に対応した安定財源の確保が必要。

注6 令和7年年金改正法では、基礎年金と報酬比例部分のマクロ経済スライドを同時に終了させる措置を講ずる場合において、基礎年金と報酬比例部分を合わせた年金額が、当該措置を講じなかったとしたならば支給されることとなる金額を下回る時には、その影響を緩和するために必要な措置を講ずることが規定されており、この緩和措置の内容により、生涯の年金受給総額のマイナスマ幅は変わりうる。

	早期終了による影響	受給総額 (受給期間24年)		影響額 万円	
		早期終了なし 万円	早期終了あり 万円		
2025年度55歳 (1970年度生まれ)	基礎年金のみ 【基礎6.8万円】	+12.4%	1,958	2,201	+242
	比例あり下位0~20% 【基礎6.3万円 + 比例0.6万円】	+10.6%	1,987	2,198	+211
	比例あり下位20~40% 【基礎6.3万円 + 比例2.1万円】	+7.6%	2,419	2,602	+183
	比例あり下位40~60% 【基礎6.3万円 + 比例5.0万円】	+3.8%	3,254	3,377	+122
	比例あり下位60~80% 【基礎6.7万円 + 比例9.2万円】	+1.1%	4,579	4,630	+51
	比例あり下位80~100% 【基礎6.8万円 + 比例13.2万円】	▲0.4%	5,760	5,736	▲24
2025年度50歳 (1975年度生まれ)	基礎年金のみ 【基礎6.8万円】	+16.3%	1,958	2,278	+320
	比例あり下位0~20% 【基礎6.3万円 + 比例0.6万円】	+14.2%	1,987	2,270	+283
	比例あり下位20~40% 【基礎6.3万円 + 比例2.1万円】	+10.6%	2,419	2,674	+255
	比例あり下位40~60% 【基礎6.3万円 + 比例5.0万円】	+5.9%	3,254	3,448	+193
	比例あり下位60~80% 【基礎6.7万円 + 比例9.2万円】	+2.7%	4,579	4,705	+126
	比例あり下位80~100% 【基礎6.8万円 + 比例13.2万円】	+0.9%	5,760	5,812	+52
2025年度40歳 (1985年度生まれ)	基礎年金のみ 【基礎6.8万円】	+20.3%	1,958	2,356	+398
	比例あり下位0~20% 【基礎6.3万円 + 比例0.6万円】	+17.8%	1,987	2,341	+354
	比例あり下位20~40% 【基礎6.3万円 + 比例2.1万円】	+13.5%	2,419	2,747	+328
	比例あり下位40~60% 【基礎6.3万円 + 比例5.0万円】	+8.1%	3,254	3,519	+265
	比例あり下位60~80% 【基礎6.7万円 + 比例9.2万円】	+4.4%	4,579	4,781	+202
	比例あり下位80~100% 【基礎6.8万円 + 比例13.2万円】	+2.2%	5,760	5,889	+129
2025年度30歳 (1995年度生まれ)	基礎年金のみ 【基礎6.8万円】	+20.5%	1,958	2,359	+401
	比例あり下位0~20% 【基礎6.3万円 + 比例0.6万円】	+18.0%	1,987	2,344	+357
	比例あり下位20~40% 【基礎6.3万円 + 比例2.1万円】	+13.7%	2,419	2,750	+330
	比例あり下位40~60% 【基礎6.3万円 + 比例5.0万円】	+8.2%	3,254	3,522	+268
	比例あり下位60~80% 【基礎6.7万円 + 比例9.2万円】	+4.5%	4,579	4,784	+204
	比例あり下位80~100% 【基礎6.8万円 + 比例13.2万円】	+2.3%	5,760	5,892	+132
2025年度20歳 (2005年度生まれ)	基礎年金のみ 【基礎6.8万円】	+20.5%	1,958	2,359	+401
	比例あり下位0~20% 【基礎6.3万円 + 比例0.6万円】	+18.0%	1,987	2,344	+357
	比例あり下位20~40% 【基礎6.3万円 + 比例2.1万円】	+13.7%	2,419	2,750	+330
	比例あり下位40~60% 【基礎6.3万円 + 比例5.0万円】	+8.2%	3,254	3,522	+268
	比例あり下位60~80% 【基礎6.7万円 + 比例9.2万円】	+4.5%	4,579	4,784	+204
	比例あり下位80~100% 【基礎6.8万円 + 比例13.2万円】	+2.3%	5,760	5,892	+132

厚生年金受給者が生涯に受け取る年金受給総額への影響

<令和6年財政検証オプシヨン試算(適用拡大②)に基づく機械的な試算>

- 経済が好調に推移する場合(成長型経済移行・継続ケース<実質1%成長>)は、年金受給総額がマイナスとなる者はいない。
- 経済が好調に推移しない場合(過去30年投影ケース<実質ゼロ成長>)に、厚生年金の方も受給する基礎年金の将来の給付水準を上昇させる措置を講じた場合は以下のとおり。

※ 平均余命は、「令和5年簡易生命表」による65歳時点の平均余命(女:24.38年)を基に24年としている。

女性の平均年金額：基礎6.4万円＋比例2.9万円(合計9.3万円)

【単位：万円】

生年度 (2025年度の年齢)	早期終了による影響	女性(受給期間24年)		影響額
		早期終了なし	受給総額 早期終了あり	
1955(70歳)	▲0.0%	2,678	2,677	▲1
1956(69歳)	+0.2%	2,678	2,683	+4
1957(68歳)	+0.4%	2,678	2,689	+11
1958(67歳)	+0.7%	2,678	2,696	+18
1959(66歳)	+1.0%	2,678	2,705	+26
1960(65歳)	+1.3%	2,678	2,714	+36
1961(64歳)	+1.7%	2,678	2,724	+46
1962(63歳)	+2.1%	2,678	2,736	+57
1963(62歳)	+2.6%	2,678	2,748	+70
1964(61歳)	+3.1%	2,678	2,761	+83
1965(60歳)	+3.6%	2,678	2,775	+97
1966(59歳)	+4.1%	2,678	2,789	+110
1967(58歳)	+4.6%	2,678	2,803	+124
1968(57歳)	+5.2%	2,678	2,817	+138
1969(56歳)	+5.7%	2,678	2,831	+153
1970(55歳)	+6.3%	2,678	2,846	+168
1971(54歳)	+6.8%	2,678	2,861	+183
1972(53歳)	+7.4%	2,678	2,877	+199
1973(52歳)	+8.0%	2,678	2,892	+213
1974(51歳)	+8.5%	2,678	2,905	+227
1975(50歳)	+9.0%	2,678	2,918	+240
1976(49歳)	+9.4%	2,678	2,930	+252
1977(48歳)	+9.8%	2,678	2,941	+262
1978(47歳)	+10.2%	2,678	2,950	+272
1979(46歳)	+10.5%	2,678	2,959	+281
1980(45歳)	+10.8%	2,678	2,967	+289
1981(44歳)	+11.0%	2,678	2,974	+295
1982(43歳)	+11.2%	2,678	2,980	+301
1983(42歳)	+11.4%	2,678	2,984	+306
1984(41歳)	+11.6%	2,678	2,988	+310
1985(40歳)	+11.7%	2,678	2,991	+312
1986(39歳)	+11.7%	2,678	2,993	+314
1987(38歳)	+11.8%	2,678	2,993	+315

(37歳以下(1988年度以降生まれ)の者への影響は38歳の者と同じになる)

注1 女性の平均年金額は、令和6(2024)年財政検証における年金額分布推計を元に計算した、2024年度末に65歳の者(1959年度生)の平均年金月額額。うち「基礎」は、基礎年金、振替加算、経過的加算、付加年金の合計額。年金額は令和6年度価格。

注2 「影響額」は、毎年度、上表の年金月額額を基礎として、基礎年金の月額額を基礎とした場合と実施しない場合における賃金上昇率に基づく改定額の差を計算し、これを合計して毎年度の年金額の差を計算の上、さらにその年金額の差を受給期間の分だけ合計することにより機械的に計算。「早期終了なし」の「受給総額」は、年金月額額に受給期間を乗じることにより機械的に計算。「早期終了あり」の「受給総額」は、「早期終了なし」の「受給総額」に「影響額」を加えて計算。

注3 令和6年財政検証オプシヨン試算(適用拡大②)に基づく試算であるため、比例(2階)のマクロ経済スライドによる給付調整を講じた上で継続する措置は織り込んでいない。

注4 厚生年金の積立金と追加的な国庫負担を活用して基礎年金のマクロ経済スライドの早期終了を実施する場合の試算。追加的な国庫負担に対応した安定財源の確保が必要。

注5 令和7年年金改正法では、基礎年金と報酬比例部分のマクロ経済スライドを同時に終了させる措置を講ずる場合において、基礎年金と報酬比例部分を合わせた年金額が、当該措置を講じたこととならば支給されることとなる金額を下回る時には、その影響を緩和するために必要な措置を講ずることが規定されており、この緩和措置の内容により、生涯の年金受給総額のマイナス幅は変わりうる。

基礎年金のマクロ経済スライドの早期終了に係る障害基礎年金・遺族基礎年金への影響
 <令和6年財政検証オプション試算(適用拡大②)>

過去30年投影ケース

○ 2024年度

○ 2052年度

適用拡大②

適用拡大②
 +
 基礎年金の
 マクロ経済スライドの早期終了

所得代替率
 (基礎年金部分)

36.2%

27.2%

33.3%

年金月額(受給者数)

※ 年金額は、物価上昇率で2024年度に割り戻した実質値。

2023年度
 受給権者数

障害基礎年金
 (1級)

8.4万円

6.9万円

8.5万円

72 万人

障害基礎年金
 (2級)

6.7万円

5.5万円

6.8万円

157 万人

遺族基礎年金

6.7万円

5.5万円

6.8万円

8 万人

【参考】

老齢基礎年金

6.7万円

5.5万円

6.8万円

3,440 万人

注1 年金額は、子の加算を除く。

注2 受給権者数については、厚生年金・国民年金事業年報(令和5年度)による年度末の数値であり、旧法年金・共済年金を含む。

ただし、遺族基礎年金については受給者数の数値であり、旧法・共済年金を含まない。

注3 令和6年財政検証オプション試算(適用拡大②)に基づく試算であるため、比例(2階)のマクロ経済スライド調整による給付調整を配慮措置を講じた上で継続する措置は織り込んでいない。

注4 厚生年金の積立金と追加的な国庫負担を活用して基礎年金のマクロ経済スライドの早期終了を実施する場合の試算。追加的な国庫負担に対応した安定財源の確保が必要。

基礎年金のマクロ経済スライドの早期終了に係る障害基礎年金・遺族基礎年金への影響
 <令和6年財政検証オプション試算(適用拡大②)>

成長型経済移行・継続ケース

○ 2024年度

○ 2034年度

適用拡大②

適用拡大②
 +
 基礎年金の
 マクロ経済スライドの早期終了

所得代替率
 (基礎年金部分)

36.2%

34.4%

36.2%

年金月額(受給者数) ※ 年金額は、物価上昇率で2024年度に割り戻した実質値。

2023年度
 受給権者数

障害基礎年金
 (1級)

8.4万円

8.5万円

9.0万円

72 万人

障害基礎年金
 (2級)

6.7万円

6.8万円

7.2万円

157 万人

遺族基礎年金

6.7万円

6.8万円

7.2万円

8 万人

【参考】

老齢基礎年金

6.7万円

6.8万円

7.2万円

3,440 万人

注1 年金額は、子の加算を除く。

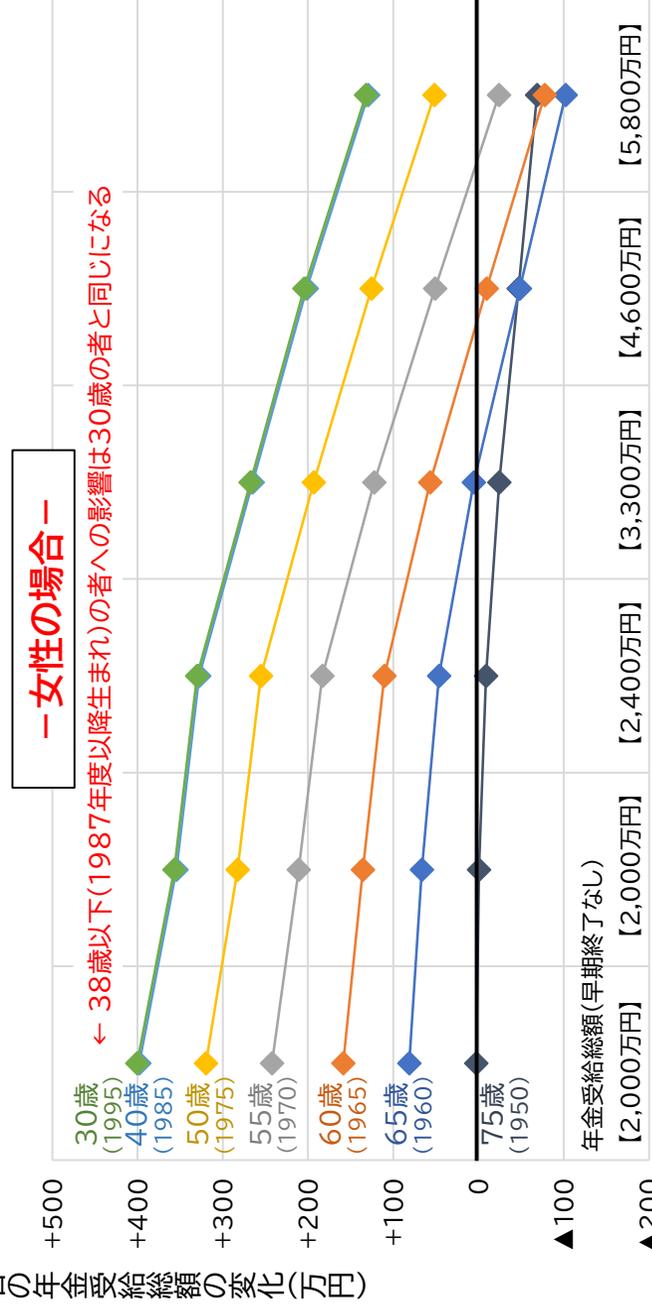
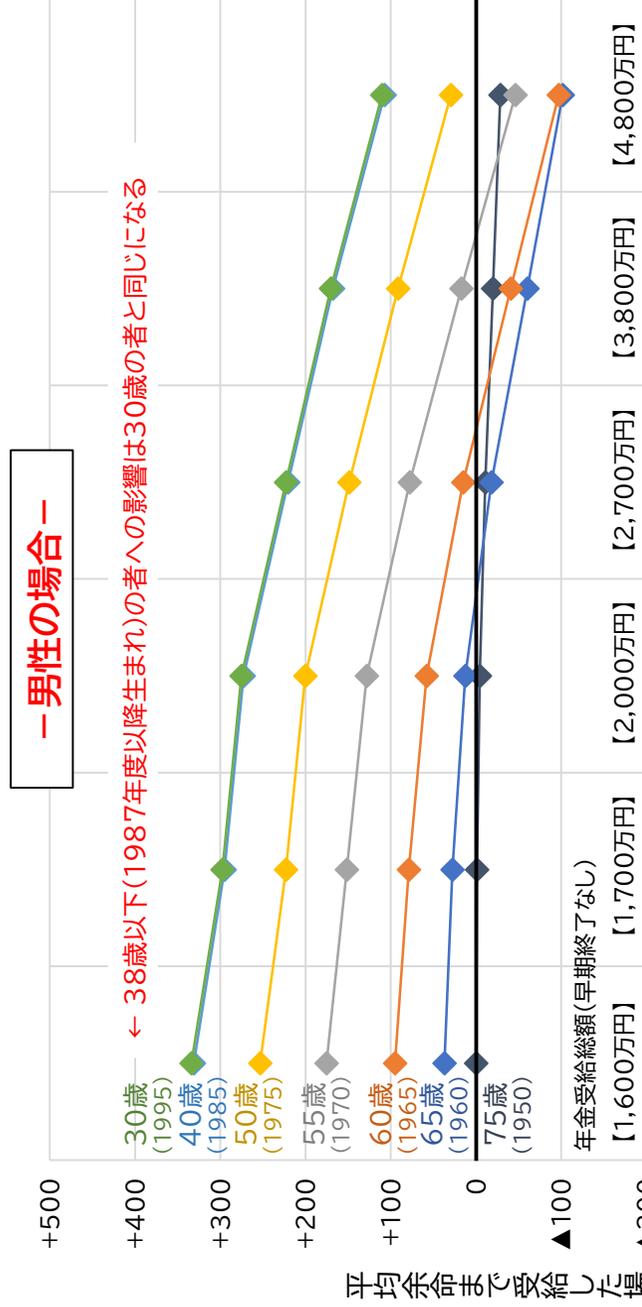
注2 受給権者数については、厚生年金・国民年金事業年報(令和5年度)による年度末の数値であり、旧法年金・共済年金を含む。ただし、遺族基礎年金については受給者数の数値であり、旧法・共済年金を含まない。

注3 令和6年財政検証オプション試算(適用拡大②)に基づく試算であるため、比例(2階)のマクロ経済スライド調整による給付調整を配慮措置を講じた上で継続する措置は織り込んでいない。

注4 厚生年金の積立金と追加的な国庫負担を活用して基礎年金のマクロ経済スライドの早期終了を実施する場合の試算。追加的な国庫負担に対応した安定財源の確保が必要。

基礎年金のマクロ経済スライドの早期終了に係る年金受給総額への影響
 <令和6年財政検証オプション試算(適用拡大②)に基づく機械的な試算>

- 経済が好調に推移する場合(成長型経済移行・継続ケース<実質1%成長>)は、年金受給総額がマイナスとなる者はいない。
 - 経済が好調に推移しない場合(過去30年投影ケース<実質ゼロ成長>)は、以下のとおり。
- ※ 平均余命は、「令和5年簡易生命表」による65歳時点の平均余命 (男:19.52年、女:24.38年)を基に、男性20年、女性24年としている。



注1 厚生年金の積立金と追加的な国庫負担を活用して基礎年金のマクロ経済スライドの早期終了を実施する場合の試算。追加的な国庫負担に対応した安定財源の確保が必要。

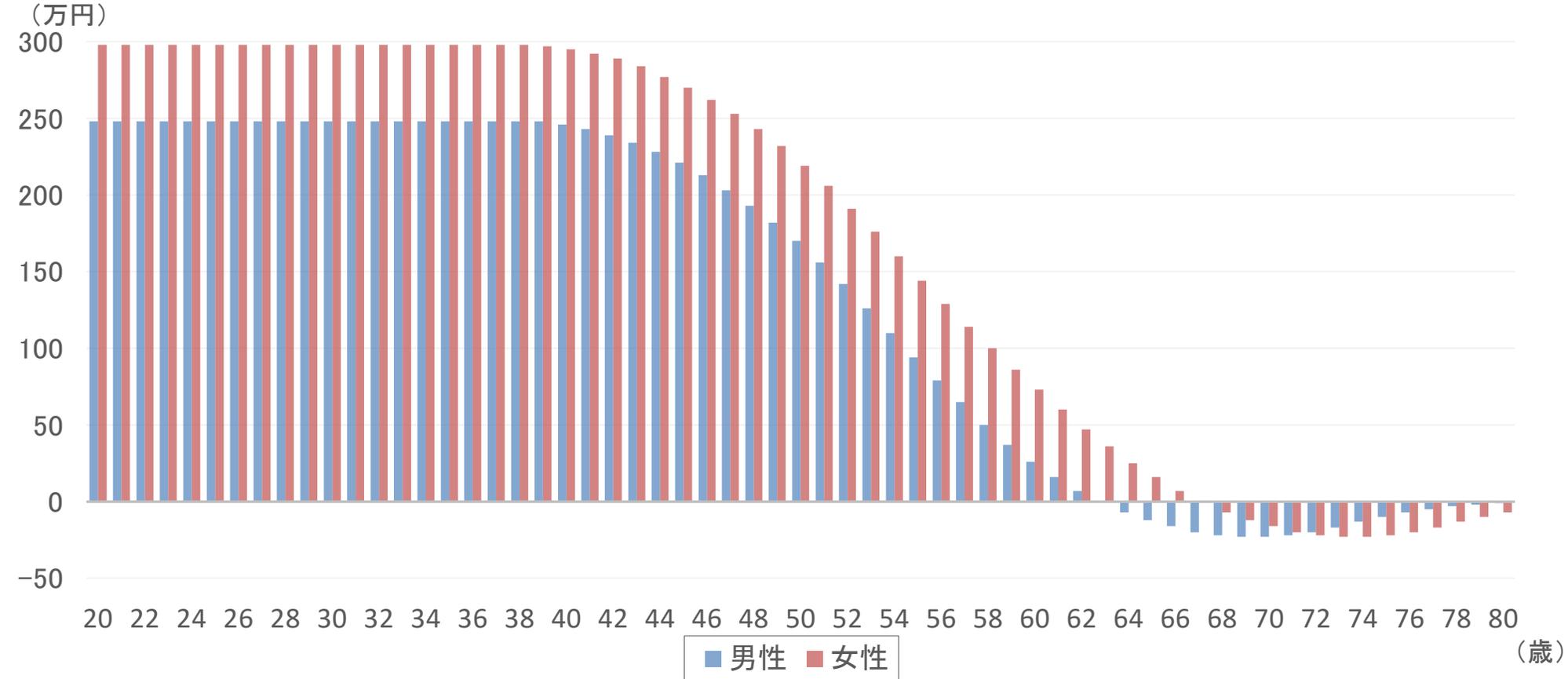
注2 令和7年改正法では、基礎年金と報酬比例部分のマクロ経済スライドを同時に終了させる措置を講ずる場合に、基礎年金と報酬比例部分を合わせた年金額が、当該措置を講じたこととならば支給されることとなる金額を下回る時には、その影響を緩和するために必要な措置を講ずることが規定されており、この緩和措置の内容により、生涯の年金受給総額のマイナスイメージは変わらう。

厚生年金受給者が生涯に受け取る年金受給総額への影響 <令和6年財政検証オプション試算(適用拡大②)に基づく機械的な試算、モデル年金を受給する場合>

- 経済が好調に推移する場合(成長型経済移行・継続ケース<実質1%成長>)は、年金受給総額がマイナスとなる者はいない。
- 経済が好調に推移しない場合(過去30年投影ケース<実質ゼロ成長>)に、厚生年金の方も受給する基礎年金の将来の給付水準を上昇させる措置を講じた場合は以下のとおり。

※ 平均余命は、「令和5年簡易生命表」による65歳時点の平均余命(男:19.52年、女:24.38年)を基に男性20年、女性24年としている。

モデル年金(1人分)：基礎6.7万円 + 比例4.6万円(合計11.3万円)



注1 モデル年金(1人分)は、モデル年金(2人分)：基礎13.4万円+比例9.2万円(合計22.6万円)の半分。
 注2 影響額は、毎年度、上記の年金月額を基礎として、「早期終了なし」と「早期終了あり」における賃金上昇率に基づく改定額の差を計算し、これを合計して毎年度の年金額の差を計算の上、さらにその年金額の差を受給期間の分だけ合計することにより機械的に計算。
 注3 令和6年財政検証オプション試算(適用拡大②)に基づく試算であるため、比例(2階)のマクロ経済スライド調整による給付調整を配慮措置を講じた上で継続する措置は織り込んでいない。
 注4 厚生年金の積立金と追加的な国庫負担を活用して基礎年金のマクロ経済スライドの早期終了を実施する場合の試算。追加的な国庫負担に対応した安定財源の確保が必要。
 注5 令和7年年金改正法では、基礎年金と報酬比例部分のマクロ経済スライドを同時に終了させる措置を講ずる場合において、基礎年金と報酬比例部分を合わせた年金額が、当該措置を講じなかったとしたならば支給されることとなる金額を下回る時には、その影響を緩和するために必要な措置を講ずることが規定されており、この緩和措置の内容により、生涯の年金受給総額のマイナス幅は変わりうる。

**基礎年金のマクロ経済スライドの早期終了に係る年金受給総額への影響
 <令和6年財政検証オプション試算(適用拡大②)に基づく極めて粗い試算>**

- 経済が好調に推移する場合(成長型経済移行・継続ケース<実質1%成長>)は、年金受給総額がマイナスとなる者はいない。
- 経済が好調に推移しない場合(過去30年投影ケース<実質ゼロ成長>)は、以下のとおり。

【試算の前提】

- ・ 厚生年金受給者を、年金額に占める比例(2階)の年金額の割合の高い方から10%ずつ10区分に分け、これに基礎年金のみの受給者(全受給者の約5%)を加えた11区分について、基礎年金のマクロ経済スライドの早期終了により年金受給総額がプラスとなる区分を確認することにより、極めて粗く推計を行ったもの。
- ・ 年金受給総額は、各区分の平均年金月額を算出し、「令和5年簡易生命表」による65歳時点の男女平均の平均余命(22年)まで同額を受給すると仮定して機械的に算出。

年齢 (2025年度時点)	年金額が 増える者の割合
40歳	95%以上
50歳	
60歳	65%程度
65歳	50%程度

注1 「基礎年金のみ」とは、基礎年金のみ受給する者。全受給者に占める割合(約5%)は「厚生年金保険・国民年金事業年報」(令和5年度)に基づく65歳の者の数値。

注2 厚生年金受給者の各区分における平均年金月額、令和6(2024)年財政検証における年金額分布推計を元に計算した、2024年度末に65歳の者(1959年度生)の平均年金月額(男女平均)を用いている。具体的には、上位10%で21.1万円、上位10~20%で18.9万円、上位20~30%で17.0万円、上位30~40%で14.7万円、上位40~50%で12.4万円、上位50~60%で10.4万円、上位60~70%で9.0万円、上位70~80%で7.9万円、上位80~90%で7.2万円、上位90~100%で6.4万円。年金月額には、報酬比例部分のほか、基礎年金、振替加算、経過加算、付加年金を含む。年金額は令和6年度価格。

注3 基礎年金のマクロ経済スライドの早期終了による年金受給総額の変化は、毎年度、上記の年金月額を基礎として、早期終了を実施しない場合と実施する場合における賃金上昇率に基づく改定額の差を計算し、これを合計して毎年度の年金額の差を計算の上、さらにその年金額の差を受給期間の分だけ合計することにより機械的に計算。

注4 令和6年財政検証オプション試算(適用拡大②)に基づく試算であるため、比例(2階)のマクロ経済スライド調整による給付調整を配慮措置を講じた上で継続する措置は織り込んでいない。

注5 厚生年金の積立金と追加的な国庫負担を活用して基礎年金のマクロ経済スライドの早期終了を実施する場合の試算。追加的な国庫負担に対応した安定財源の確保が必要。

注6 割合は5%単位で端数を処理している。

注7 令和7年年金改正法では、基礎年金と報酬比例部分のマクロ経済スライドを同時に終了させる措置を講ずる場合において、基礎年金と報酬比例部分を合わせた年金額が、当該措置を講じなかったとしたならば支給されることとなる金額を下回る時には、その影響を緩和するために必要な措置を講ずることが規定されており、この緩和措置の内容により、生涯の年金受給総額への影響は変わらう。

- ・ 令和6年財政検証について
- ・ 被用者保険の適用拡大等
- ・ 在職老齢年金制度の見直し
- ・ 遺族年金の見直し
- ・ 厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引上げ
- ・ 将来の基礎年金の給付水準の底上げ
- ・ **その他改正事項**

年金制度における加算（子・配偶者）の現状

- 公的年金制度においては、子や配偶者のいる世帯に対して、生活保障を目的としてその扶養の実態に着目し、子や配偶者に係る加算を行っている。子に係る加算としては、障害年金・遺族年金ではそれぞれ障害基礎年金・遺族基礎年金の子に係る加算、老齢年金では老齢厚生年金（加給年金）として支給額を加算している。
- 子に係る加算の支給額は、第1子・第2子が234,800円、第3子以降は78,300円とされており、第3子以降への加算額が第1子・第2子に比べて少ない。（※金額は令和6年度価格）

《年金制度における加算の現状》（金額は令和6年度価格）

老齢年金

障害年金

遺族年金

《配偶者》加給年金

- ・ 65歳到達時に生計維持
- ・ 配偶者が65歳未満
- ・ 234,800円+特別加算（最大173,300円）

《配偶者》加給年金

- ・ 障害等級1級・2級に該当、生計維持
- ・ 配偶者が65歳未満
- ・ 234,800円（特別加算なし）

《子》加給年金

- ・ 65歳到達時に生計維持
- ・ 子が18歳になる年度末まで※
- ・ 234,800円（第2子まで）
（第3子以降78,300円）

《子》額の加算

- ・ 障害等級1級・2級に該当、生計維持
- ・ 子が18歳になる年度末まで※
- ・ 234,800円（第2子まで）
（第3子以降78,300円）

《子》額の加算

- ・ 死亡当時に生計維持
- ・ 子が18歳になる年度末まで※
- ・ 234,800円（第2子まで）
（第3子以降78,300円）

厚生年金

基礎年金

※障害等級1・2級に該当する障害の状態にある子は20歳まで。

見直しの考え方及び方向性

- 近年、児童扶養手当や児童手当が拡充されるなど、子ども・子育て支援に関する施策を充実する観点から、子どもへの給付の拡充が図られている。年金制度では、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置を創設し、子ども・子育て支援を進めている。
また、民間企業や公務員においても、被用者に対する扶養手当について子に対する支援を強化する動きが広がっている。
- こうした足もとの変化を受けて、年金制度においても、さらに、次代の社会を担う子どもの育ちを支援し、子を持つ年金受給者の保障を強化する観点から、次のような視点で見直しを検討してはどうか。

視点① 多子世帯への支援の強化（第3子以降の加算額を第1子・第2子と同額化）

子どもの育ちを支援するという目的を有する児童扶養手当において多子世帯への支援を強化する等、近接する制度の状況を考慮し、公的年金制度における子に係る加算についても、第1子・第2子と同額となるまで、第3子以降の支給額を増額してはどうか。

具体的には次の施策を検討してはどうか。

- ・老齢厚生年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金について、第3子以降の加算額を第1子・第2子と同額化

視点② 子に係る加算のさらなる拡充

子の出生時における親の年齢が上昇傾向にある中で、子育て期間中に定年退職等を迎え、主たる収入が年金となる親が増えていくことが想定されることから、年金制度における子に係る加算を拡充してはどうか。

具体的には次の施策を検討してはどうか。

- ・子に係る加算額（234,800円（令和6年度価格））の引上げ（※）
- ・老齢基礎年金、障害厚生年金及び遺族厚生年金について、新たに子に係る加算の対象に追加

その他、子の「国内居住要件」の設定、老齢厚生年金の子に係る加給年金の要件緩和（厚生年金加入期間要件を10年に短縮）、厚生年金を優先する併給調整を行うこととしてはどうか。

（※）なお、引上げ額については、民間企業や公務員の子に対する扶養手当などを参考に検討してはどうか。

年金制度における子に係る加算について（全体像）

第22回社会保障審議会年金部会
2024年12月3日

資料1

子に係る加算を、厚生年金・基礎年金のいずれにおいても年金の種別に拠らない共通の制度※とし、子の出生順位にかかわらず、一律の金額を加算してはどうか。

（※なお、厚生年金を優先する併給調整を行う。）

老齢年金

障害年金

加給年金の共通化

遺族年金

厚生年金

《子》加給年金（支給額を増額）

- ・厚生年金の加入期間 →10年に短縮
- ・65歳到達時に生計維持
- ・子が18歳になる年度末まで※

【支給額】（第2子まで） 234,800円
（第3子以降） 78,300円

→ **一律の金額を加算**

【子に係る加算件数】 3.6万人（推計）

《子》加給年金（対象に追加）

- ・障害等級1級・2級に該当、生計維持
- ・子が18歳になる年度末まで※

【支給額】 **一律の金額を加算**

【子に係る加算件数】 4.3万人（推計）

《子》加給年金（対象に追加）

- ・死亡当時に生計維持
- ・子が18歳になる年度末まで※

【支給額】 **一律の金額を加算**

【子に係る加算件数】 7.3万人（推計）

基礎年金と厚生年金のいずれも子に係る加算の受給要件を満たす場合は、厚生年金を優先し併給調整を行う。

基礎年金

《子》額の加算（対象に追加）

- ・65歳到達時に生計維持
- ・子が18歳になる年度末まで※

【支給額】 **一律の金額を加算**

（なお、加入期間に応じた金額の調整を検討）

【子に係る加算件数】 2.2万人（推計）

《子》額の加算（支給額を増額）

- ・障害等級1級・2級に該当、生計維持
- ・子が18歳になる年度末まで※

【支給額】（第2子まで） 234,800円
（第3子以降） 78,300円

→ **一律の金額を加算**

【子に係る加算件数】 11.1万人（推計）

《子》額の加算（支給額を増額）

- ・死亡当時に生計維持
- ・子が18歳になる年度末まで※

【支給額】（第2子まで） 234,800円
（第3子以降） 78,300円

→ **一律の金額を加算**

【子に係る加算件数】 4.4万人（推計）

加算額の共通化

※障害等級1・2級に該当する障害の状態にある子は20歳まで

（件数は令和4年度時点での推計、金額は令和6年度価格。） 87

配偶者加給年金（老齢厚生年金）の主な制度改革とその考え方について

第22回社会保障審議会年金部会
2024年12月3日

資料1

配偶者加給年金の制度趣旨

- 老齢厚生年金・障害厚生年金の受給権発生時等に生計を維持する配偶者・子がいる場合に、その扶養の実態に着目し、当該年金給付の額に加給年金額を加算する。

昭和60年改正時の配偶者加給年金の考え方

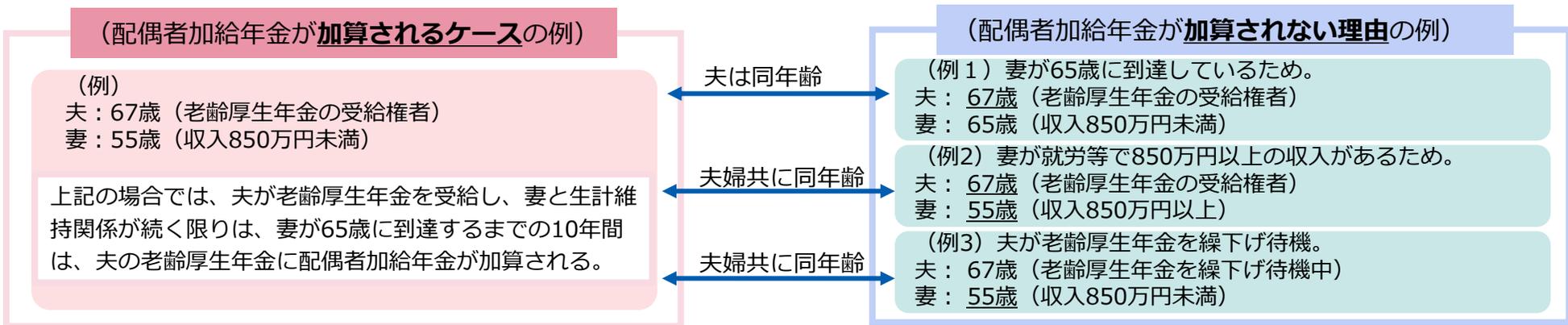
- 昭和60年改正において、第三号被保険者制度の導入により、被扶養配偶者である妻も強制加入となり、65歳から自らの老齢基礎年金を受給できることとされた。昭和60年改正以前の旧法の老齢年金から新法の老齢厚生年金に移行するにあたって、旧法の計算方法の考え方（夫名義の年金で夫婦2人が生活できるような給付設計）から妻の基礎年金部分と配偶者加給年金部分を切り出し、その部分を妻の老齢基礎年金とした上で、配偶者加給年金は配偶者が老齢基礎年金を受給できる65歳までの間の有期給付とされた。
- また、妻が65歳に達するまでの世帯の年金水準と、第3号被保険者等であった妻が満額の老齢基礎年金を受給できる65歳以後の水準との著しい格差が生じることのないように経過措置として、配偶者加給年金本体部分に特別加算を行うこととされ、特別加算を合算した配偶者加給年金額が老齢基礎年金の満額の2分の1の額となるように設定された。

現状と方向性

- 上記のとおり、夫婦がともに65歳に到達し、基礎年金を受給するまでの間（一方が65歳以上、その配偶者が65歳未満である間）は、受給権者の老齢基礎年金と配偶者加給年金額を加算した老齢厚生年金により世帯の給付水準を維持するという考え方で配偶者加給年金が支給されている。
- 高齢期における就業が進展する中で、65歳前の配偶者が就労して報酬を得ているとしても、受給権者の老齢厚生年金に加算されている加給年金が支給停止されることはなく、加給年金は単に生計維持関係（配偶者との同居と、配偶者の収入が850万円未満であることが条件）にある65歳未満の年下の配偶者がいれば加算されることになる。（※）
- 女性の就業率の向上に伴う共働き世帯の増加など社会状況の変化等を踏まえ、扶養する年下の配偶者がいる場合にのみ支給される配偶者に係る加算の役割は縮小していくと考えられることから、現在受給している者への支給額は維持した上で、将来新たに受給権を得る者に限って支給額について見直すことを検討してはどうか。

（※）65歳前に配偶者が老齢厚生年金（被保険者期間240月以上）を受給している場合には、受給権者の配偶者加給年金は支給停止されるが、令和12（2030）年度に女性の老齢厚生年金の支給開始年齢が65歳に引き上げが完了する。

- 現行の配偶者加給年金は、本人の年齢に関わらず配偶者の年齢等により受給の可否が決まるため、現行の制度に改正された昭和60（1985）年からの社会状況の変化を踏まえると、受給権者間の公平性の観点からの課題もある。



- ・ 夫婦の年齢差がある場合のみ加給年金が加算される。
- ・ 配偶者が国民年金被保険者である場合、配偶者のその種別（第一号、第二号、第三号被保険者）は問わず、生計維持要件を満たせば加算される。
- ・ 夫婦の年齢差はあっても、繰下げ待機をしている場合は、加給年金は支給されない。

- 昭和60（1985）年改正時と現在（令和4（2022）年時点）を比較すると、女性の就業率が高まり共働き世帯が増加している。また、女性の平均年金額や厚生年金の受給権者数も増加している。

	昭和60（1985）年	令和4（2022）年
①雇用者の共働き世帯（妻64歳以下）	718万世帯	1191万世帯
②女性の就業率（50～54歳） （55～59歳）	60.0 % 49.9 %	79.2 % 74.0 %
③女性の平均年金額（月額）	国民年金 27,600円 (注) 当時、女性の厚生年金受給権者は少ない。 厚生年金受給権者（女性）106万人（※2）	厚生年金 74,800円（※1） （基礎年金 53,400円） (注) 女性の就業率向上や年金制度改正により女性の厚生年金受給権者が大幅に増加。 厚生年金受給権者（女性）1,653万人（※2）

（※1）厚生年金の平均年金額（74,800円）には基礎年金月額を含んでいる。

（※2）昭和60年改正前（旧法）の厚生年金保険における老齢年金の受給要件は、厚生年金の被保険者期間20年以上（特例措置として女性の場合35歳以降15年以上）とされていることから、昭和60年の人数には被保険者期間20年未満（35歳以降15年未満）の者は含まれていないが、令和4年の人数には被保険者期間が1年以上20年未満の者も含まれている。

①②出典：男女共同参画白書 令和5年版 / 総務省「労働力調査」、③出典：「厚生年金保険・国民年金事業年報（昭和60年度、令和4年度）」

【現行制度】

- 外国人の場合は、滞在期間が短く、保険料納付が老齢給付に結び付きにくいという特有の事情を踏まえ、脱退一時金制度を設けている。また、脱退一時金を受給するとそれまでの被保険者期間がなくなる。
- 脱退一時金については、在留資格の見直しや外国人の滞在期間の長期化を踏まえ、令和2年改正で支給上限額を3年から5年に引き上げたところ。

(参考) 令和元年10月30日 社会保障審議会年金部会 資料1の「脱退一時金制度見直しの方向性」 抜粋
見直しの意義(必要性)

本年施行された改正出入国管理法により、期間更新に限度のある在留資格における在留期間の上限が5年になる(特定技能1号)とともに、制度創設当時と比べて3～5年滞在した者の割合が外国人出国者全体の約5%から約16%に増加している。

【脱退一時金に係る状況の変化等】

- 平成29年8月、老齢年金を受け取るために必要な受給資格期間が25年から10年に改正された。
- 令和2年改正時と比べて、5～10年滞在した外国人の割合が約6%から約18%に増加しているなど、在留外国人の増加や滞在期間の長期化に伴い、老後を日本で暮らす可能性がある外国人も増加していると考えられる。
- さらに、本年成立した入管法等の一部を改正する法律により、今後、育成就労制度が創設され、育成就労制度(3年)を経て特定技能1号(5年)に移行し、計8年我が国に滞在する者が増加すると考えられる。
- そうした中、現行制度においては、再入国許可付き出国をした場合でも脱退一時金の受給が可能となっており、滞在途中の一時的な帰国の際に脱退一時金を受給するとそれまでの年金加入期間がなくなってしまうこととなる。

【検討の方向性】

- 在留外国人の増加や滞在期間の長期化に伴い、老後を日本で暮らす可能性がある外国人も増加していると考えられることから、将来の年金受給に結びつけやすくする方向で見直しの検討を進めるべきではないか。一方で、外国人の滞在期間の長期化が進む中、保険料納付が老齢年金に結びつかない外国人にとっては、脱退一時金の必要性が高まっている側面もあると考えられる中で、必要な見直しの検討を進めてはどうか。
- 具体的には、在留資格にかかわらず、再入国許可付きで出国した者は、日本に再度入国する意図を持って出国しており、再度日本の公的年金に加入し老齢年金の受給資格期間（10年）を満たし得る可能性があることから、原則として単純出国した場合のみ脱退一時金を支給することとし、再入国許可付きで出国した者には当該許可の有効期間内は脱退一時金は支給しない（再入国しないまま許可期限を経過した場合には受給が可能となる。）こととすることについてどう考えるか。
なお、その場合は、施行後に十分に年金加入期間を確保できず、年金と脱退一時金のいずれの支給にもつながらない場合等も考慮し、必要な経過措置を設けることとしてはどうか。
- また、在留資格の見直しや、在留外国人の滞在期間も踏まえて、現行の支給上限を5年から8年に引き上げることにどう考えるか。
- あわせて、こうした見直しを行うこととした場合は、施行に際し、在留外国人に年金や脱退一時金の仕組みや趣旨といった必要な情報がしっかりと伝わるよう、運用上の工夫を図ることとしてはどうか。

障害年金制度の概要 ① 障害基礎年金

1. 支給要件

国民年金の被保険者期間または被保険者の資格を失った後60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる期間に初診日のある傷病によって、初診日から1年6ヵ月経った日あるいは1年6ヵ月経たない間に治った日（以下「障害認定日」という。）に、1級または2級の障害の状態にある場合に支給される。

（注）保険料納付要件（以下のいずれか）を満たしていることが必要。

- ① 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、そのうち国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上あること。
- ② 初診日が令和8年4月1日前にあるときは、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと。

2. 20歳前に初診日がある場合

20歳前に初診日がある場合には、20歳に達したとき（障害認定日が20歳以後のときは障害認定日）に、1級または2級の障害の状態にあれば、障害基礎年金が支給される。

（注）20歳前傷病による障害基礎年金については、本人が保険料を納付していないことから所得制限が設けられており、扶養親族等がないときは、所得が370.4万円を超える場合には年金額の2分の1相当額に限り支給停止とし、472.1万円を超える場合には全額支給停止とする二段階制がとられている。

3. 年金額（令和7年度） ※昭和31年4月2日以後生まれの方の場合

- 〈1級障害の場合〉 1,039,625円（老齢基礎年金の満額の1.25倍）+ 子の加算額
- 〈2級障害の場合〉 831,700円（老齢基礎年金の満額と同額）+ 子の加算額

子の加算額：第1子・第2子・・・各239,300円
第3子以降・・・各79,800円

（注）子とは、18歳到達年度の末日までにある子または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子

障害年金制度の概要 ② 障害厚生年金

1. 支給要件

障害基礎年金の保険料納付要件を満たしている者が、厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病によって、障害認定日（障害基礎年金と同じ）に、1級～3級の障害の状態にある場合に支給される。

（1級または2級の障害の状態にある場合は、障害基礎年金と障害厚生年金が支給される。）

（注1）障害基礎年金と同様の保険料納付要件を満たしていることが必要。

（注2）障害手当金

厚生年金の被保険者期間中に初診日のある病気・怪我が初診日から5年以内に治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残った場合に、障害基礎年金を受けるのに必要な保険料納付済期間を満たしている者に対して、一時金として支給される。

2. 年金額

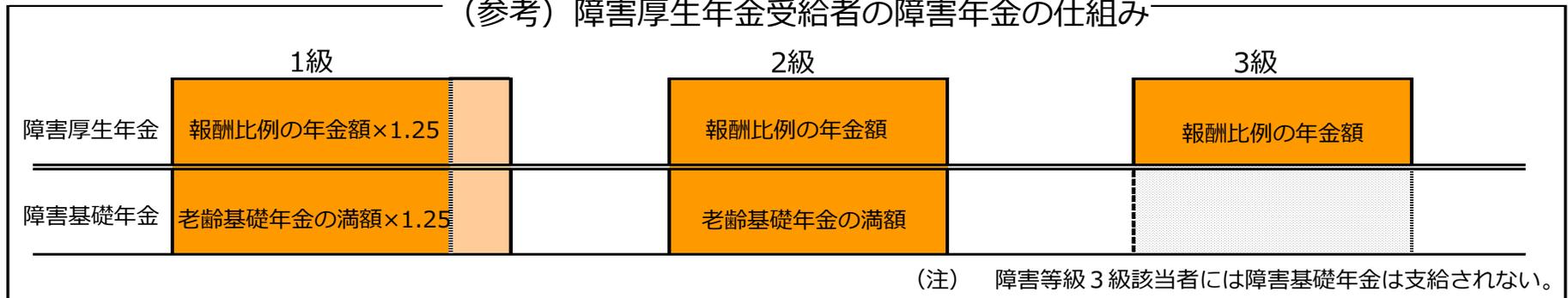
〈1級障害の場合〉 $(\text{報酬比例の年金額} \times 1.25) + \text{配偶者加給年金額}$

〈2級障害の場合〉 $(\text{報酬比例の年金額}) + \text{配偶者加給年金額}$

〈3級障害の場合〉 (報酬比例の年金額) （ただし、障害基礎年金の3/4の額を最低保障とする）

※報酬比例の年金額は老齢厚生年金の計算による。ただし、被保険者期間が300月未満である際は300月とみなして計算する。

（参考）障害厚生年金受給者の障害年金の仕組み



（参考） 障害等級の考え方

1級：日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の障害

2級：日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害

3級：労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害

【検討の方向性】

- 障害年金については、近時の制度改正では議論されておらず、久しぶりに議題として取り上げた今回の年金部会では、現時点で議論が必要な事項から中長期的な課題に至るまで様々な論点が問題提起された。部会では、まずは次期制度改正を見据えて、「現時点で議論が求められる課題」を優先して議論したところ、制度上あるいは実務上の観点から、制度の見直しの検討に当たっては、以下の点について引き続き整理が必要との指摘があった。
 1. 拠出制年金における社会保険の原理との関係の整理
 2. 様々な障害がある中で、障害の認定判断に客観性を担保しその認定判断を画一的で公平なものとする必要性
 3. 障害年金の目的や障害の認定基準のあり方と他の障害者施策との関連の整理
- また、障害年金の見直しに当たっては、今回議論した5つの「現時点で議論が求められる課題」の他に、中長期的な課題も提起が行われており、障害年金の検討については、ヒアリングで指摘があった制度上、実務上の課題の整理に加えて、社会経済状況や医療技術の進歩等を踏まえながら、引き続き様々な課題について検討することとしてはどうか。
- 検討課題のうち、令和8年3月31日が期限となっている直近1年要件については、この特例によって障害年金の受給につながるケースが存在していること、複数回の延長を経て長い期間運用されている要件であり、本制度を前提として考えている被保険者も少なからず想定されること、今後の取扱いを検討するに当たっては丁寧に実態を把握する必要があること等を踏まえ、引き続き10年間延長してはどうか。また、その他の検討課題についても、次期改正までに整理が付くものについては対応してはどうか。

納付猶予制度の利用状況

納付猶予期間は、老齢基礎年金等の受給資格期間に算入され、当該期間中に障害状態に陥った場合に障害年金の受給につながる等の保障はあるが、10年以内に追納を行わない限り老齢基礎年金の受給額には反映されない。

納付猶予を受けた者が10年以内に追納を行う割合は7.0%（2024年時点）に留まっており、納付猶予を受けたとしても追納が可能な10年以内に追納する者は少なく、最終的に本人の老齢基礎年金の受給額につながらない者が多い状況にある。また、学生納付特例を受けた者が10年以内に追納を行う割合の8.9%（2024年時点）と比較しても追納する者の割合は少ない。

一方で、平成28（2016）年7月より30歳以上50歳未満の者まで納付猶予対象者の年齢を拡大したことから、新たに対象となった30歳以上の者については、納付猶予を利用してから追納可能である10年間を経過しておらず、最終的な追納状況を把握することが困難であり、引き続き全体的な追納率を捕捉していく必要がある。

《追納による納付率の状況》

制度別	追納率
納付猶予	7.0%
学生納付特例	8.9%

補足)

2024年時点で、10年前（2014年中）に納付猶予等が承認された月数において、その後どの程度追納されたかにつき集計したもの。そのため、2014年時点で猶予の対象年齢ではない30～50歳の者は含まれない。

出典：年金局調べ（2024年時点）

方向性

こうした現状を踏まえ、今後の取扱いを検討するに当たっては丁寧に実態を把握する観点から、30歳以上50歳未満の者が最初に追納期限である10年を迎える令和8年以降に改めて納付猶予制度の最終的な追納動向等を把握することとし、今回の年金制度改正においては以下の通り進めてはどうか。

- ・ **被保険者の対象年齢の要件は現行通り。**（被保険者が50歳未満であること。）
- ・ 令和12年6月までの時限措置を、**令和17年6月まで5年間延長。**

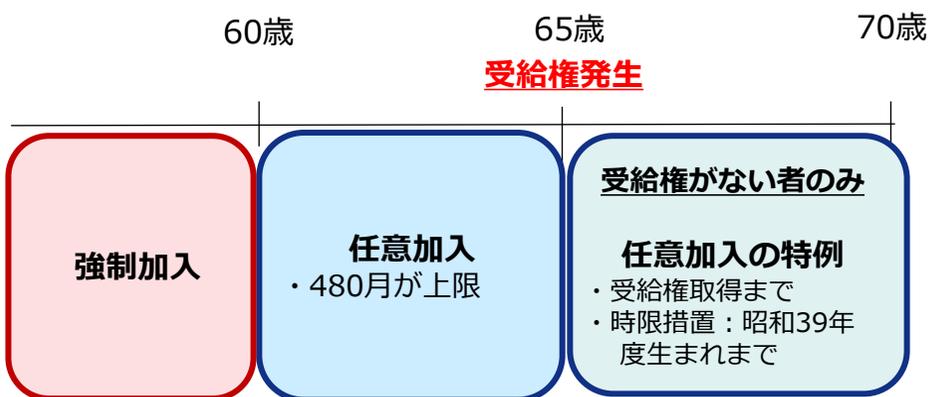
60歳以上65歳未満の任意加入【年金法附則第5条（昭和60年改正による措置）】

- ◆ 国民年金は、20歳以上60歳未満の40年間の納付により満額の老齢基礎年金が支給される。その上で、当該期間に保険料の未納期間や未加入期間があり老齢基礎年金に必要な資格期間を満たしていない者の受給権の取得、また、保険料納付済期間とならない期間があり老齢基礎年金が満額とならない者が年金額を増額することを目的として、昭和60年の改正において、60歳以上65歳未満の期間、保険料納付済期間が480月に達するまで国民年金に任意加入することが認められた。

65歳以上70歳未満の任意加入の特例（高齢任意加入）【平成6年改正法附則第11条・平成16年改正法附則第23条】

- ◆ 平成6年の改正において、年金受給権確保の観点から任意加入の対象を拡大し、老齢基礎年金の支給開始年齢である65歳に達した時点でも老齢基礎年金受給に必要な資格期間の25年間※の要件を満たすことができず、老齢基礎年金を受給できない者に対する措置が講じられた。
具体的には、老齢基礎年金の受給権を有しない者を対象に、65歳以上70歳未満の期間も老齢基礎年金受給に必要な資格期間に達するまで、任意加入の特例として国民年金へ加入することを認め、保険料を納付することにより年金の受給権に結びつけることとされた。なお、時限措置として、対象者は昭和30年4月1日以前に生まれた者のみが対象とされた。
※ 平成29年8月から老齢基礎年金受給に必要な資格期間は10年間に短縮されている。
- ◆ さらに、平成16年の改正において、昭和30年4月2日から昭和40年4月1日までの間に生まれた者まで対象とされた。

国民年金における任意加入制度の対象者



◆利用状況

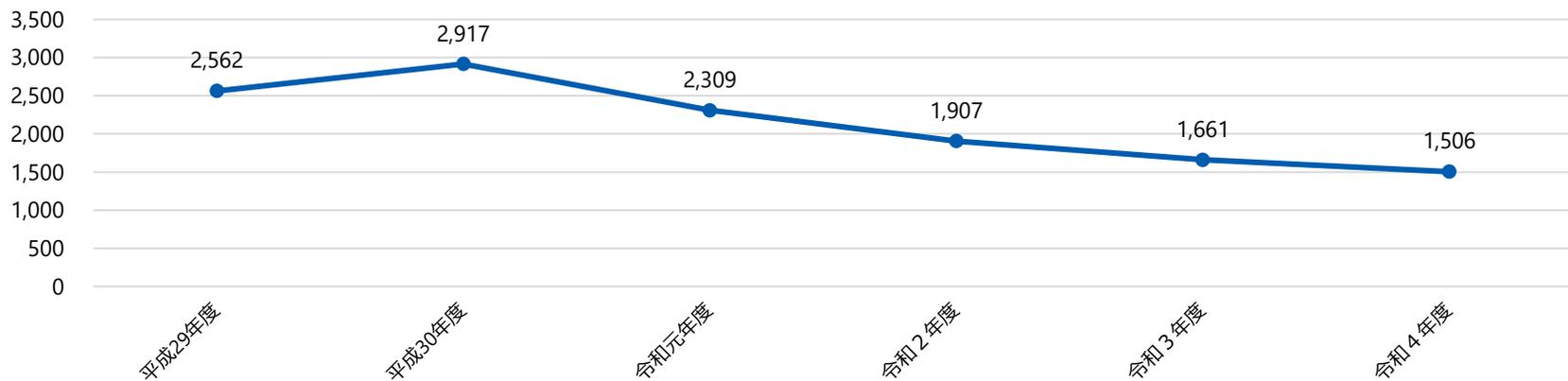
	総数	男子	女子
国民年金第1号被保険者 (任意加入被保険者を含む)	14,047,188	7,405,416	6,641,772
国民年金第1号被保険者	13,848,985	7,329,562	6,519,423
任意加入被保険者			
59歳以下（在外邦人）	39,557	13,248	26,309
60～64歳	157,140	61,795	95,345
任意加入被保険者の特例			
65歳以上	1,506	811	695

【見直しの方向性】

- ◆ 年金制度は、保険事故が発生するまでの間に保険料を拠出することとされており、老齢基礎年金の支給要件である65歳到達後に保険料を拠出できる任意加入の特例として位置づけられている。
- ◆ 任意加入の特例は、昭和40（1965）年4月1日（昭和39年度）までに生まれた者を対象とした時限措置であり、令和11（2029）年度には昭和40年4月1日生まれの者が65歳に到達する。
- ◆ こうした中で、任意加入の特例は、老齢基礎年金受給に必要な資格期間を満たさない者を年金受給権の取得につなげる重要な役割を果たしており、令和4年度時点でも任意加入の特例を利用している者の数は約1,500人存在する。
※老齢基礎年金の受給に必要な資格期間の要件が25年から10年に短縮された（平成29（2017）年8月施行）ことを契機に利用者の人数は減少している。
- ◆ これまでの改正経緯等も踏まえ、引き続き保険料納付意欲がある者の年金受給の途を開くため、年金受給権確保の観点から、昭和50（1975）年4月1日（昭和49年度）までに生まれた者まで対象とする方向で検討する。

制度利用者数（年度別）

（人）



（出典）厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」
注）年度別の数値は年度末時点

離婚時の年金分割の請求期限の延長

1. 現行制度等

- 離婚時の年金分割は、平成16年度改正で創設された婚姻期間に係る厚生年金の計算の元となる保険料納付記録（標準報酬）を分割する制度。
年金分割が行われた場合、分割後の標準報酬で算定した厚生年金を受給開始年齢から受け取ることとなる。
- 離婚時の年金分割の請求期限は、民法における離婚時の財産分与請求権の除斥期間が2年とされていることを踏まえ、離婚等をした日の翌日から起算して**2年以内**となっている。
- 第213回通常国会において「民法等の一部を改正する法律」が成立し、離婚時の財産分与請求権の除斥期間について、現行民法では離婚後2年間とされているところ、離婚前後の様々な事情によって2年以内に財産分与を請求することが出来ず、結果として経済的に困窮する者が存在していることから、債権一般の消滅時効期間も踏まえ、5年間に伸長することとされた。
※ 当該法律は令和6年5月24日に公布されており、当該改正に係る施行日については、「公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日」とされている。
- 「民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（参議院法務委員会（令和6年5月16日））において、「本法により離婚時の財産分与に係る請求期限が二年から五年となることを踏まえ、二年となっている離婚時の年金分割に係る請求期限の延長について早急に検討を行うこと。」とされている。

2. 改正の内容

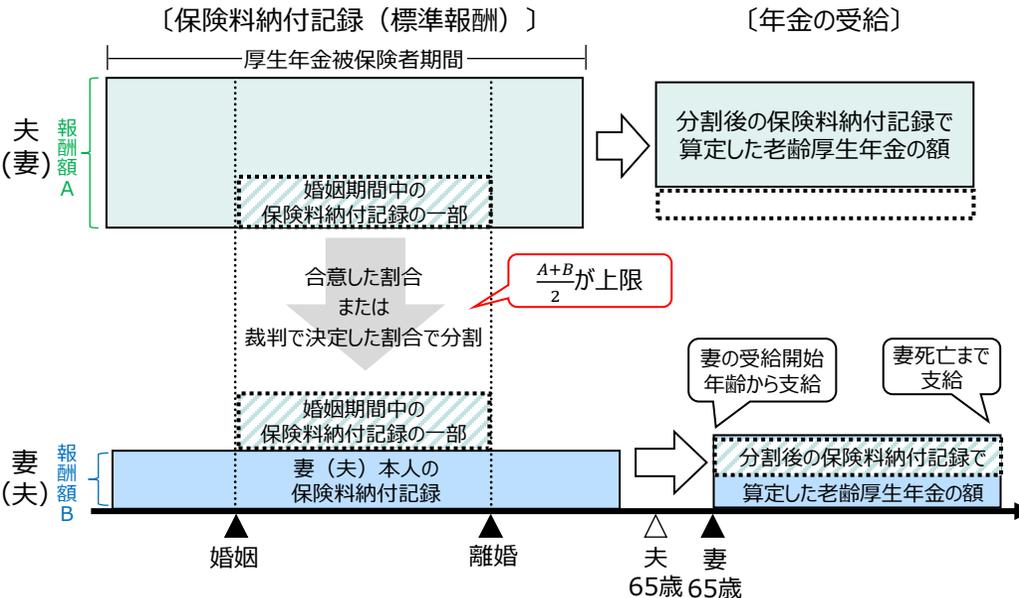
- 民法における離婚時の財産分与請求権の除斥期間が現行の2年から5年に伸長されることに伴い、離婚時の年金分割の請求期限についても**現行の2年以内から5年以内に伸長する**。

- 離婚時の年金分割は、婚姻期間に係る厚生年金の計算の元となる保険料納付記録（標準報酬）を分割する制度。年金分割が行われた場合、分割後の標準報酬で算定した厚生年金を受給開始年齢から受け取ることとなる。
- 離婚時の年金分割の請求には、原則離婚から2年の請求期限が設けられている。
- 分割は厚生年金（報酬比例部分）の額のみに影響し、基礎年金の額には影響しない。

合意による分割（離婚分割）

- 離婚当事者双方からの請求により、双方が合意した分割割合で保険料納付記録を分割。
- 分割割合について合意がまとまらない場合、離婚当事者の一方の求めにより、**裁判所が分割割合を定めることができる**。
- 分割割合（婚姻期間に係る離婚当事者の保険料納付記録の合計に対する、分割を受ける者の分割後の婚姻期間に係る保険料納付記録の合計の割合）は**5割が上限**。

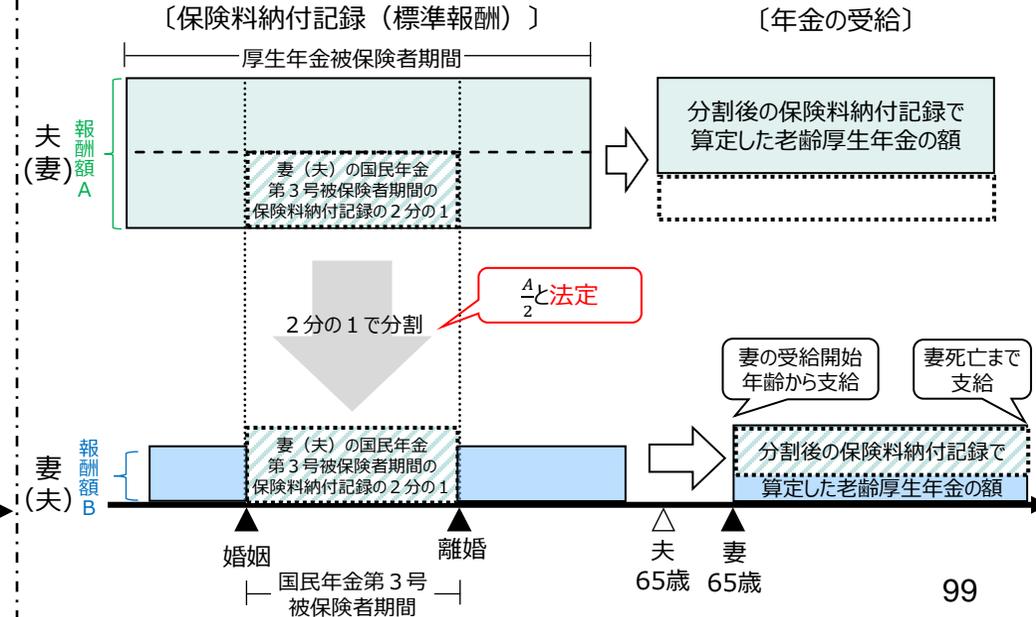
<イメージ図>



被扶養配偶者からの請求による分割（3号分割）

- 国民年金第3号被保険者※であった者からの請求により、相手方の保険料納付記録を分割。
 - 分割の割合は**2分の1（法定）**。
 - 当事者間の合意や裁判所の決定がなくても、国民年金第3号被保険者であった者（主に妻）は**単独で請求を行うことができる**。
- ※ 厚生年金保険被保険者（国民年金第2号被保険者）の被扶養配偶者で、20歳以上60歳未満の者。

<イメージ図>



遺族厚生年金受給権者の老齢年金の繰下げ申出の見直しについて

【改正前】

- 令和7年改正前の制度では、遺族厚生年金の受給権者は、老齢（基礎・厚生）年金の繰下げ受給はできないこととされている。
- しかし、女性の就業率の向上や、被用者保険の適用拡大等によって厚生年金の加入者が増加している中で、ともに厚生年金加入期間をもつ夫婦において、死別に伴う配偶者の遺族厚生年金が少額であるため遺族厚生年金を受給するよりも自身の老齢厚生年金の繰下げ増額を希望する場合に、老齢年金の繰下げ申出をすることができない事象や、繰下げ待機期間中に遺族厚生年金の受給権が発生することにより繰下げが中断される事象が想定される。

【改正の内容・意義】

- 高齢者の就労が進展し、今後繰下げ制度の利用者が増える可能性がある中で、年金を増額させたいという受給者の選択を阻害しない観点から、遺族厚生年金受給権者による老齢年金の繰下げ申出を可能とする（令和10年4月1日施行）。
具体的には、
 - ① 老齢基礎年金については、繰下げ申出を認めることとする（※）。
 - ② 老齢厚生年金については、その繰下げ申出前に遺族厚生年金の受給を選択しない（請求を行わない）場合において、繰下げ申出を認めることとする（※）。

（※）令和7年改正後の繰下げ制度の対象者

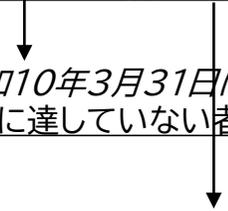
① 老齢基礎年金の繰下げ関係

…令和10年3月31日において、①遺族厚生年金の受給権を有しない者（令和2年改正法附則第6条に規定する者【注：令和10年3月31日において76歳に達していない者】に限る。）及び②遺族厚生年金の受給権を有する者（令和10年3月31日において65歳に達していない者に限る。）

② 老齢厚生年金の繰下げ関係

…令和10年3月31日において、①遺族厚生年金の受給権を有しない者（令和2年改正法附則第8条に規定する者【注：令和4年3月31日において老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して5年を経過していない者】に限る。）及び②遺族厚生年金の受給権を有する者（令和10年3月31日において65歳に達していない者に限る。）

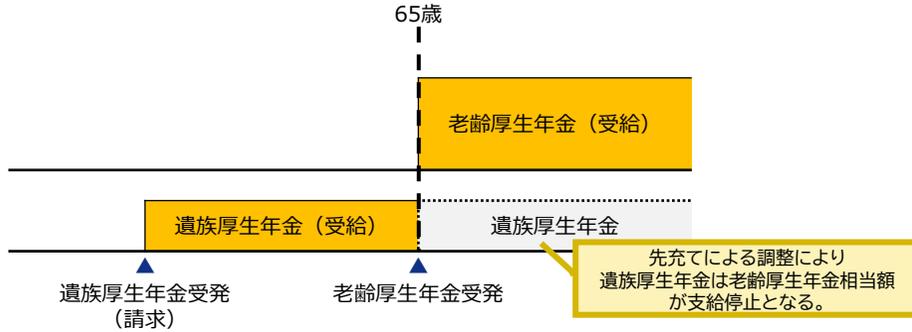
令和2年改正後の繰下げ制度の対象者



遺族厚生年金受給権者の老齢年金の繰下げ申出の見直しのイメージ

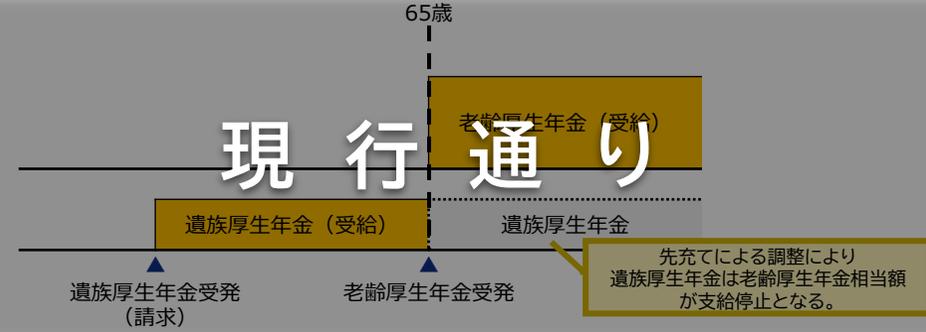
改正前

老齢厚生年金の受給権を取得したときに遺族厚生年金を受給している場合

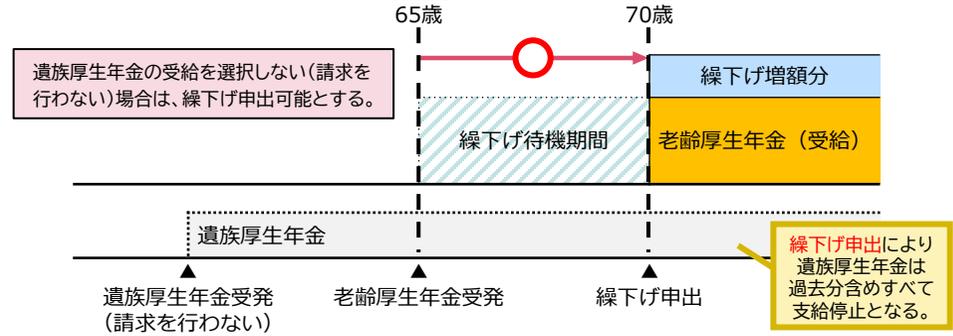
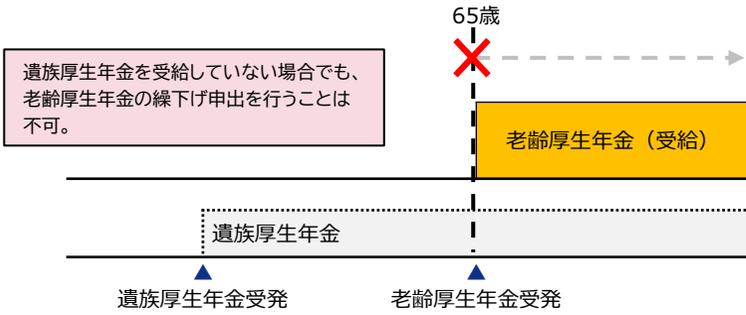


改正後

現行通り



老齢厚生年金の受給権を取得したときに遺族厚生年金を受給していない場合（老齢厚生年金の繰下げ受給を希望する場合）



老齢厚生年金の受給権を取得した後に遺族厚生年金の受給権を取得した場合（老齢厚生年金の繰下げ受給を希望する場合）

